

鳴沢村国土強靱化地域計画

令和3年度～令和7年度

令和3年3月

鳴 沢 村

はじめに

このたび、鳴沢村では大規模自然災害等に備え、防災・減災等に資する強靱な地域を構築するため、「鳴沢村国土強靱化地域計画」を策定しました。

有史以来、わが国では富士山噴火や東日本大震災をはじめ、自然災害が頻発し、多くの尊い人命が奪われてきました。近年では気候変動の影響を大きく受けるなど、相次ぐ豪雨、地震等で、重要インフラの機能に支障を来すなど、莫大な損失を被り続けてきました。私たちは被災した後、長い年月と費用をかけて復旧・復興を図るといった、いわゆる「事後対策」を行い、生活を営んできました。

今後は、このような事態をさけるため、人命を守り、社会経済へのダメージを低減し、迅速に回復できるよう「強さとしなやかさ」を備えた国土・経済システムを平時から構築するという発想に基づき、継続的な取り組みが重要と考えております。

また、国においては、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は一層重要性を増し、喫緊の課題となっていることから、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、平成26年6月には基本法に基づく、国土強靱化基本計画を策定されました。

本村においても、国・県と連携しながら、国道139号の道路改良及び県道71・714号の道路改良、土砂災害防止対策の推進、防災備蓄用品の整備などの防災対策を推進してきましたが、近年の異常気象による土砂災害や雪害など数々の災害に見舞われ、被害を受けてきました。

このため、今後、発生が予測される「大規模地震」（南海トラフ地震、首都直下型地震）、「富士山噴火」、「豪雨・豪雪」などの大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない“強靱な地域”を構築するために国の国土強靱化基本計画と調和した国土強靱化地域計画を策定しました。

今後は、本計画を強靱化に関する指針として活用し、国、山梨県、関係機関と一体となって、総合的、計画的に強靱化の取り組みを推進していきます。

令和3年3月

鳴沢村長 小林 優

目 次

第1章	計画の策定、位置づけ	1
1.	計画の策定の趣旨	1
2.	計画の位置づけ	1
第2章	基本的な考え方	2
1.	基本目標	2
2.	事前に備えるべき目標	2
3.	取り組み方針と計画期間の策定	2
第3章	鳴沢村の地域特性	4
1.	地勢	4
2.	人口	7
3.	産業	9
4.	災害の歴史	11
5.	災害の危険性	14
第4章	脆弱性評価	18
1.	脆弱性評価の方法	18
2.	想定するリスク	18
3.	リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）の設定	19
4.	脆弱性評価の結果	22
第5章	鳴沢村国土強靱化の推進方針	23
1.	起きてはならない最悪の事態ごとの主な施策	23
2.	施策分野ごとの主な施策	57
第6章	重点施策	75
1.	特に回避すべき「最悪の事態」の選定	75
2.	重点施策	78
【資料1 別紙1】	起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	86
【資料2 別紙2】	施策分野ごとの脆弱性評価結果	108

第1章 計画の策定、位置づけ

1. 計画の策定の趣旨

東日本大震災や100年に1度といわれる集中豪雨など大規模自然災害の経験を通じ、平時から自然災害に備えることが最重要課題であると認識されるようになった。国においては、平成25年12月、大規模自然災害等に備えた「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」が制定され、国土強靱化基本計画が定められた。山梨県ではこの基本法に基づき、県土の強靱化を推進するための山梨県強靱化計画を策定した。

鳴沢村及び周辺地域において発生が懸念されている災害として主に東海地震および南海トラフ地震などの地震災害と、「富士山噴火」による火山災害が挙げられる。洪水被害については村に河川湖沼がないため歴史的にも目立った被害はなく、村の面積の90%以上を占める山林の大部分は恩賜林で裾野型の地形であり、山崩れ等の災害も少ないものの、一部急峻な地形もあるため、近年の地球温暖化などによる降雨の一極集中で土砂災害などが発生しないとは限らない。

これら東海地震および南海トラフ地震や富士山噴火、集中豪雨・土砂災害などの大規模災害等に対し、いかなる自然災害が発生しようとも、村民の命を守り、地域経済が致命的な被害を受けず、災害に強く安心して暮らすことができる「強靱でしなやかな鳴沢村」を目指し、国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）を策定する。

2. 計画の位置づけ

本計画は基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、本村の第5次長期総合計画（平成29年度～令和8年度）の基本計画のうち「防災・危機管理体制の整備」「消防・救急体制の整備」に基づき、また「鳴沢村地域防災計画」（平成29年度～）の実施計画的な性格を有しており、村長期総合計画の下に位置し、なおかつ地域防災計画と並ぶイメージのものとする。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕にできるものではなく、国、県、村、公共機関、住民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものである。基本法第14条では、国及び県計画との調和を図ることとなっており、国、県が策定した計画を踏まえた上で、本村の地域特性や取り組み状況を考慮し、計画を策定する。

第2章 基本的な考え方

1. 基本目標

本村は、富士溶岩流が基盤のため地質は比較的堅固であり、集落の接する足和田山は御坂山系の第三紀層で比較的堅く安定している地盤ではあるものの、堆積岩が分布している地域では土砂流出が発生する恐れがある。地震災害、富士山噴火、集中豪雨・土砂災害などの大規模自然災害等に対し、村民や観光客らの人命保護優先で、災害を軽減し、早期復旧を図る上で、以下を基本目標として本計画を策定する。

〈基本目標〉

いかなる自然災害が発生しようとも

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 村民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 迅速な復旧復興を図ること

2. 事前に備えるべき目標

大規模自然災害に対して、本村における国土強靱化を推進する上で、事前に備えるべき目標を次の通り設定する。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3. 取り組み方針と計画期間の策定

本計画では、国土強靱化の推進について、中長期的な視野の下で施策の推進方法や方向性を示すこととし、目指すべき将来の村の姿である「心地よく健やかに暮らせるために みんなでつくる鳴沢村」が、災害によって頓挫しないように、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で、「現状の脆弱性を分析・評価」し、その結果に基づき「リスクに対する対応方策を策定」した。計画策定にあたっては、庁内委員会を組織し、広く意見を聴取した。

また、平成26年11月に公布された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、実施される地方創生の取り組みは、地域の豊かさを維持・向上させるという点で本計画と目的を共有していることから、相乗効果を高めるために、「鳴沢村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン/総合戦略」

(令和2年度～)と調和を図りながら推進していく。また、その結果を適正に評価し、PDCAサイクルを繰り返していくことで、強靱化の取り組みを推進していく。なお、推進期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

第3章 鳴沢村の地域特性

1. 地勢

本村は、富士山頂から大沢沿いに静岡県富士宮市と接する県境の村であり、東は富士吉田市、北東から西は富士河口湖町にそれぞれ接している。標高 900m から 1,000m の高冷地に鳴沢および大田和の二つの集落を形成、また字富士山地区を中心に約 3,500～3,600 棟の別荘がある。



出典：鳴沢村ホームページ

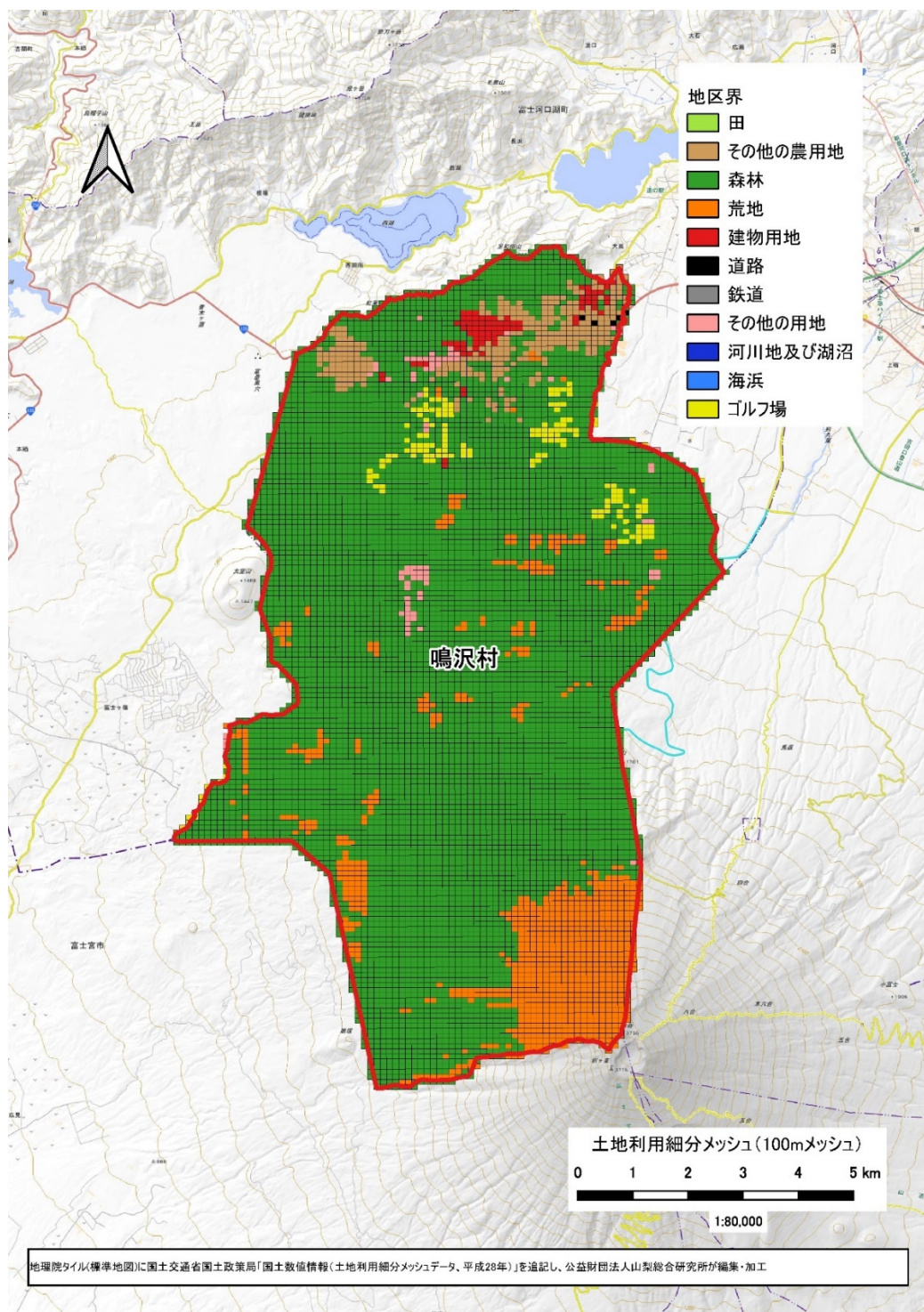
図 1 鳴沢村位置図

(1) 気象

本村の年平均気温は 10.8℃、冬季の降雪量は比較的少なく、年間降水量は 1217.5mm で、主として夏季に集中する多雨冷涼型の土地柄となっている。初霜は 10 月初旬、遅霜は 5 月中旬、桜の開花は 4 月下旬で、甲府盆地より約 20 日開花は遅くなっている。

(2) 土地利用

国道 139 号線の沿線に「森林」以外の土地利用が集中し、「その他の農用地」、北側に「建物用地」、南側に「ゴルフ場」の立地が見られる。また、「その他の用地」としてスキー場、グラウンドなどの土地利用がある。



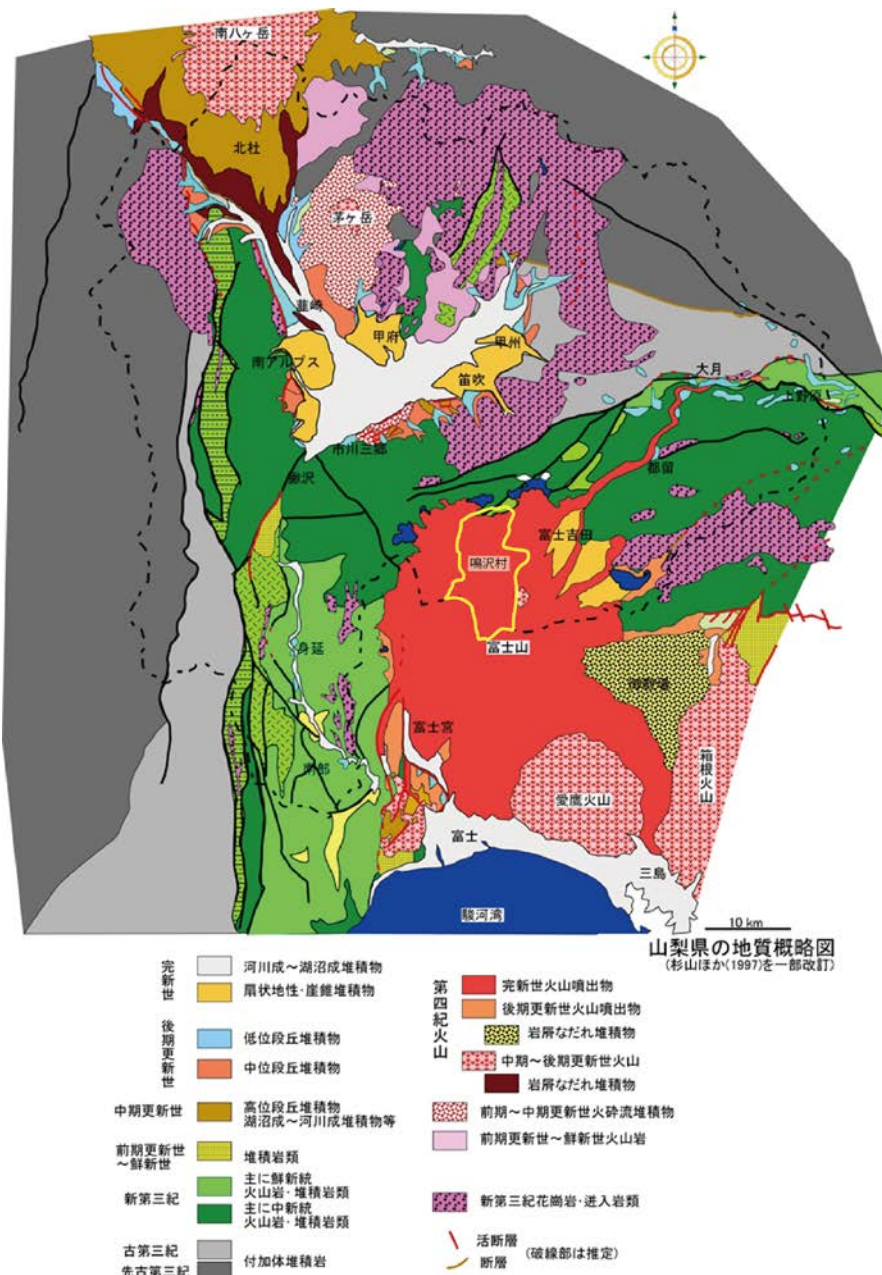
出典：地理院タイル(標準地図)に国土交通省国土政策局「国土数値情報(土地利用細分メッシュデータ、平成28年)」を追記

図 2 土地利用細分メッシュ

(3) 地形・地質

本村全体の地形は、国道 139 号線を中心とした集落から富士山二合目までは比較的平坦な緩傾斜であるが、富士山頂に向かうにしたがって急傾斜となっており、裾野型の地形を成している。南北方向に 14.5 km、東西方向に 8 km、総面積は 89.58 k m²で、県土の約 2%を占める。

地質は富士溶岩流が基盤となり、地表 2 mは火山灰、砂礫等に覆われているが、標高が上がるにつれ溶岩は露出している。このため地質は比較的堅固であるといわれている。集落の接する足和田山は御坂山系の第三紀層で比較的堅く安定している地盤ではあるものの、堆積岩が分布している地域では表層崩壊、土砂流出の発生する恐れがある。村の大部分が「第四紀火山」完新世火山噴出物（赤色部分）、一部が「新第三紀」の主に鮮新統火山岩・堆積岩類（黄緑）、「新第三紀」の主に中新統火山岩・堆積岩類（緑）となっている。

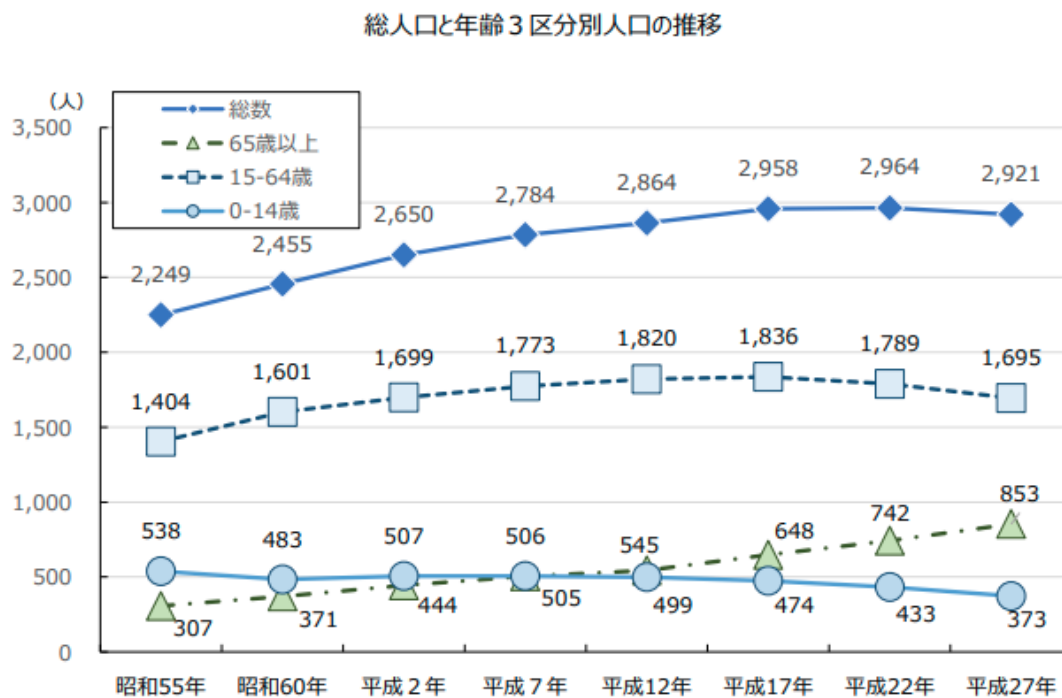


出典：富士山科学研究所 HP、鳴沢村区域を黄線で縁どり

図 3 山梨県の地質概略図

2. 人口

人口は近年、増加傾向であったが、平成 22（2010）年の 2,964 人をピークに減少に転じ、平成 27（2015）年には 2,921 人となっている。年齢3区分別人口については、近年、65 歳以上（高齢人口）は増加を続けている。一方、15-64 歳（生産年齢人口）は平成 17（2005）年をピークに減少に転じ、0-14 歳（年少人口）も、平成 7（1995）年以降、減少が続いている。

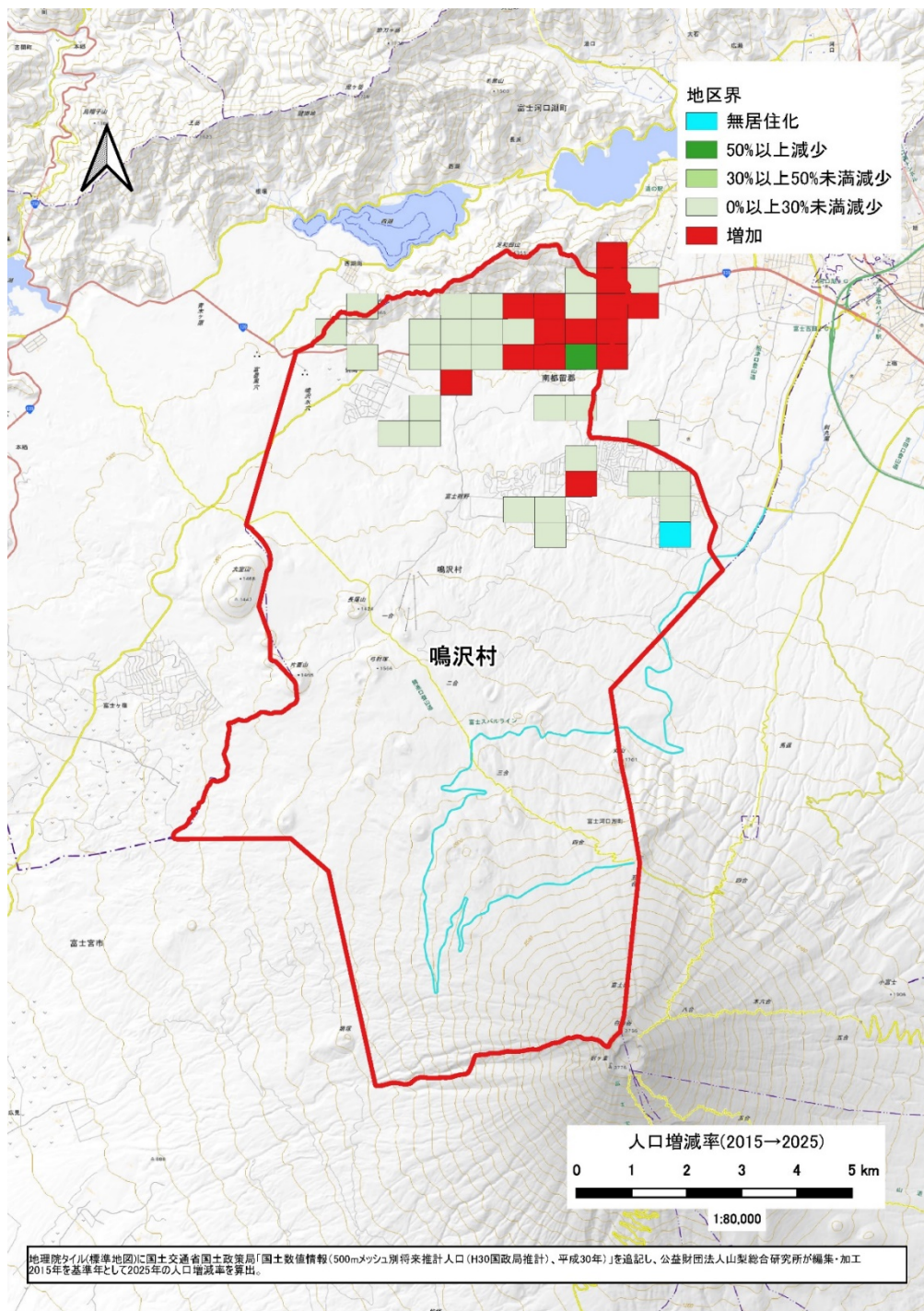


資料：国勢調査

※ 年号表記に関しては、文章中は和暦（西暦）年とする。なお、グラフや表においては和暦のみ、西暦のみの場合がある（以下すべて同じ）。

図 4 総人口と年齢3区分別の人口の推移

人口増減率については、国道 139 号線沿線の富士河口湖町の近傍エリアが人口増加エリアとして推定されている。別荘地エリアの一部でも人口増加が推定されている。



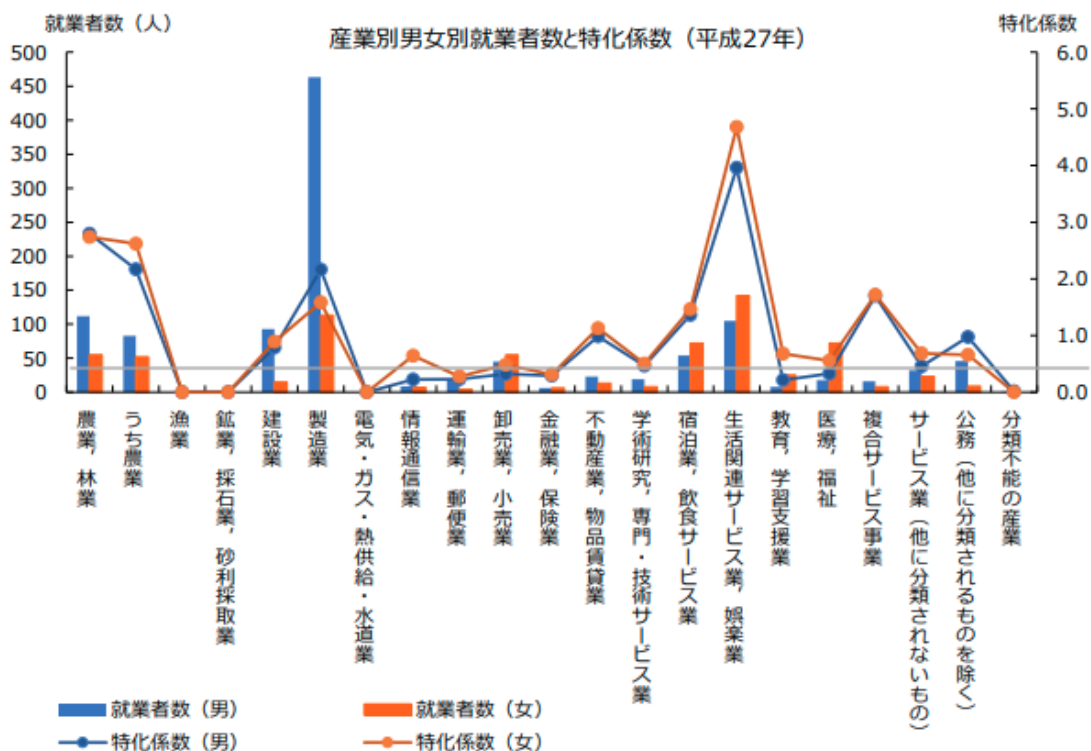
※ 基準年(2015年)から10年後の推計値を表すのが一般的なため2025年までの増減率を予想。強靱化地域計画の計画年度とも合致。水色部分は別荘地

出典：地理院タイル(標準地図)に国土交通省国土政策局「国土数値情報(500mメッシュ別将来推計人口(H30国政局推計)土砂災害警戒区域データ、平成30年)」を追記

図 5 人口増減率の予想(2015年→2025年)

3. 産業

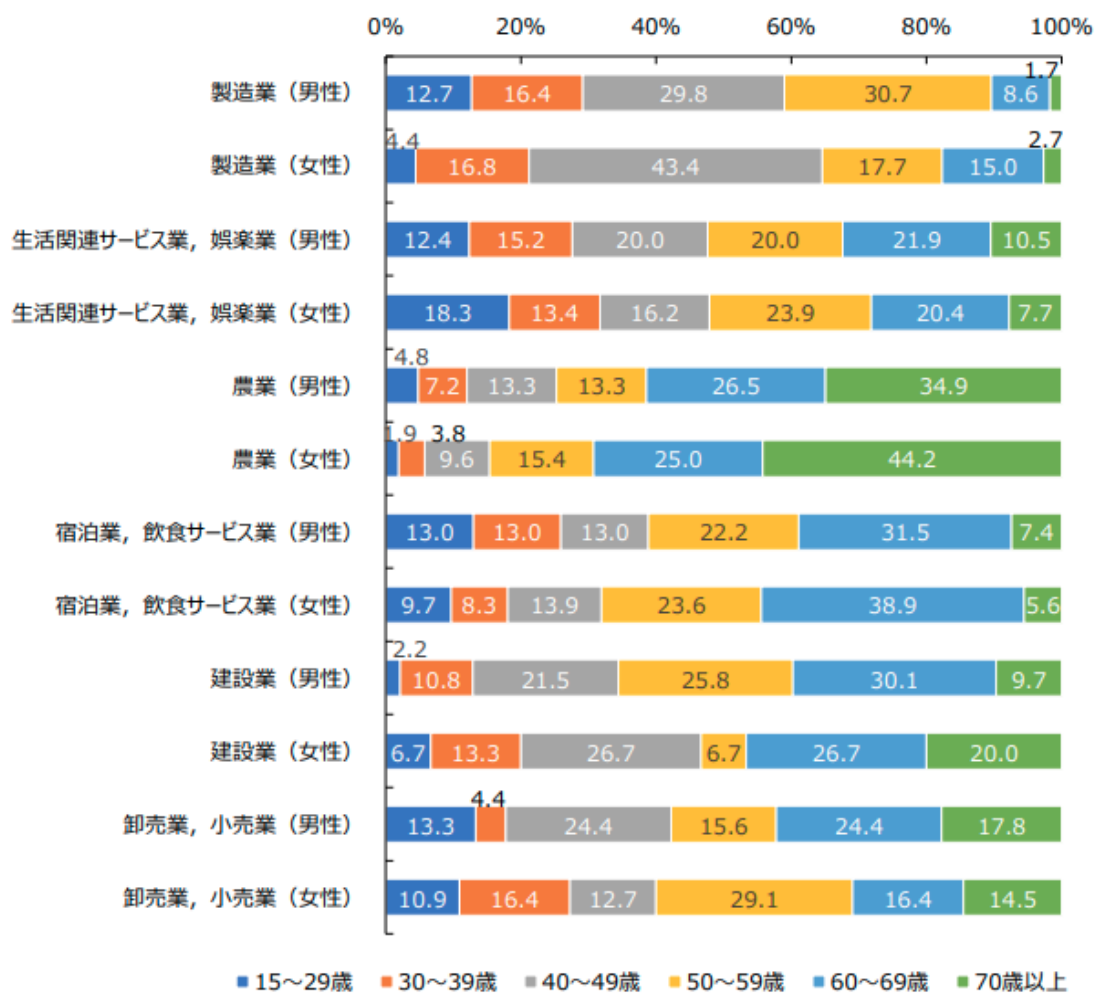
鳴沢村の産業別就業者数では「製造業」が最も多く、特化係数も高くなっている。また、「生活関連サービス業、娯楽業」の就業者も比較的多く、特化係数は男女ともに「製造業」を上回る値となっている。一方、就業者数は少ないものの、特化係数が高い産業としては、「農業」や「複合サービス業」がある。また、「宿泊業、飲食サービス業」も男女ともに特化係数が1を超えている。



資料：国勢調査

図 6 産業別男女別就業者数と特化係数（平成 27 年）

産業別就業者の年齢構成比について、男女の合計就業者数100人以上の産業について示した。就業者数が多い「製造業」や「生活関連サービス業、娯楽業」では、男女とも50歳未満の若年層の割合が比較的高くなっている。一方、「農業」は60歳以上の割合が高く、男性で6割、女性で7割近くを占めている。



資料：国勢調査

図 7 産業別にみた男女別年齢別就業者数の構成比（平成 27 年）

4. 災害の歴史

(1) 風水害、雪害等

大正時代以降における山梨県の主な災害は、次のとおりである。

発 生 年 月 日	被 害 の 概 要
1912 (大正1) 9/22~23	台風による暴風雨で人畜死傷、家屋倒壊、農作物その他被害甚大、死者54人、家屋全壊2,601戸
1920 (大正9) 8/2~6	台風の大雨により南都留郡下の被害大、死者18人
1922 (大正11) 8/23~26	台風の大雨により東山梨郡下の被害大、死者55人
1934 (昭和9) 9/18~21	室戸台風で県内にも大きな被害、全壊・流失家屋507戸、死者13人
1935 (昭和10) 9/21~26	前線と台風の大雨により全県下に被害、特に富士川、塩川、荒川、御勅使川筋一帯が激甚、死者39人
1936 (昭和11) 9/26~27	前線と低気圧の大雨により東山梨郡、東八代郡の笛吹川、金川、日川の流域に被害、死者22人
1940 (昭和15) 1/29	江草村(須玉町)の民家から出火、27戸を焼き山林に飛び火
1940 (昭和15) 5/19	猿橋大火
1945 (昭和20) 10/3~11	前線と台風の大雨により全壊・半壊家屋256戸、浸水家屋6,130戸、死者、行方不明36人
1947 (昭和22) 9/13~15	カスリン台風来襲、死者16人
1951 (昭和26) 3/6	富士山麓に大雪しろうが発生し、忍野村50年来の大被害
1952 (昭和27) 6/24	ダイナ台風が峡南、峡西地方を荒らす
1954 (昭和29) 11/27~28	低気圧の通過により富士山で大雪崩、死者15人
1956 (昭和31) 2/27	翌日にかけて県下に大雪、甲府で積雪31cm
1958 (昭和33) 5/13	50年ぶりの異常寒波による凍霜害、ハケ岳、富士山などの農作物に被害、この年、干天続きで田植用水が不足して県下各地で水争い深刻化
1959 (昭和34) 8/14	台風7号により前夜から早朝にかけて県下に豪雨、空前の大被害、死者90人
1959 (昭和34) 9/26	台風15号(伊勢湾台風)来襲、死者15人
1962 (昭和37) 1/22	上野原町商店街で大火、60戸73世帯を焼く
1966 (昭和41) 7/22	甲府市の相川等が集中豪雨で氾濫、死者1人、全壊半壊家屋104戸、浸水家屋14,528戸
1966 (昭和41) 9/25	台風26号により足和田村、芦川村、上九一色村等被害、死者175人
1973 (昭和48) 4/2	昇仙峡で山火事、覚円峰など景勝地を焼く
1976 (昭和51) 6/15	甲府盆地に降雹、農作物の被害甚大
1978 (昭和53) 7/8	甲府中心に集中豪雨、戦後最高の日最大1時間降水量73mmを記録、この年、明治28年の気象観測始まって以来の猛暑で、日最高気温30℃以上連続52日、干ばつ被害32億円
1980 (昭和55) 8/4	富士山で大落石事故、死者12人
1982 (昭和57) 8/1~3	台風10号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者7人
1983 (昭和58) 8/15~	台風5、6号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者2人、河口湖増水
1991 (平成3) 8/20~21	台風12号を取り巻く雨雲県東部に停滞、東部・富士五湖地方で被害大、大月市で死者・行方不明8人、本村においても被害あり
1991 (平成3) 9/18~19	秋雨前線と台風18号の大雨により県下に被害、特に芦川村の被害大、死者・行方不明2人

発 生 年 月 日	被 害 の 概 要
1991 (平成3) 9/～12/	秋雨前線と相次ぐ台風の影響で富士湖増水、湖畔道路冠水、浸水住家13戸
1993 (平成5) 6/～9/	長雨・低温・寡照により、八ヶ岳・富士山麓標高 800m 以上の地域の水稲に甚大な冷害、被害額約 20 億円
1997 (平成9) 3/11～15	勝沼町の高尾山から出火、戦後最大規模の山林火災、焼失面積 374.9ha、被害総額 4 億 7793 万円
1998 (平成10) 1/8～16	県下に3回にわたり大雪、14 日～16 日にかけての積雪が、甲府で 49cm、山中湖で 120cm などを記録、死者 3 人、農業関係を中心に大きな被害発生、被害額約 73 億 1900 万円
1998 (平成10) 8/26～31	停滞前線と台風 4 号の大雨により、県南部及び東部を中心に大規模な被害が発生、被害額約 29 億 900 万円
1998 (平成10) 9/15～16	台風 5 号の大雨と強風により、県内全域で被害が発生、死者 1 人、床上浸水 43 戸、床下浸水 274 戸、被害額約 58 億 4 千 800 万円
2000 (平成12) 9/11～17	9 月 11 日～12 日に甲府地方気象台観測史上最大の 310mm(甲府市)を記録し、床上浸水 103 棟、床下浸水 532 棟、被害総額 102 億 1 千 800 万円
2001 (平成13) 1/25～28	28 日の積雪が山中 105cm、甲府 38cm などを記録、平成 10 年 1 月に匹敵する大雪、死者 2 人
2001 (平成13) 9/8～11	台風 15 号の大雨で県南部及び東部で大きな被害発生、被害総額 62 億 8100 万円
2002 (平成14) 7/10～11	台風 6 号の大雨により、県中西部をはじめ県下全域で被害発生。床上浸水 1 棟、床下浸水 51 棟等、被害総額 30 億 7200 万円
2003 (平成15) 8/8/～9	台風 10 号の大雨により、県東部及び中西部をはじめ県下全域で被害が発生。河川増水による死者 1 人、重軽傷者 4 人、家屋一部損壊 3 棟等、被害総額約 10 億 4600 万円
2004 (平成16) 10/8～10	台風 22 号の大雨により県中西部で大きな被害発生。住家全壊 2 棟、床上浸水 1 棟等 被害総額 19 億 2 千万円
2004 (平成16) 10/20～21	台風 23 号の大雨により県下全域で被害発生。河川増水による軽傷者 1 人、住家半壊 2 棟、床上浸水 57 棟、床下浸水 253 棟等、被害総額 23 億 4 千万円
2014 (平成26) 2/14～15	南岸低気圧による大雪、河口湖観測所で累積降雪量 143cm を記録、村の被害では、人的被害は 0、住宅・工場・カーハウス等の倒壊 53 棟、ビニールハウス倒壊 57 棟
2017 (平成29) 9/18	台風 18 号による非常に強い風、最大瞬間風速 23.7m/s、村の被害では、人的被害なし、倒木 12 本、停電最大 1,000 戸
2017 (平成29) 10/22～23	台風 19 号による猛烈な雨、役場雨量累計 308mm、天神山雨量計 352 mm、土砂災害警戒情報発表、村の被害では、人的被害なし、宅地内浸水 1 戸
2018 (平成30) 9/4～5	台風 21 号による大雨。記録的短時間大雨情報発表、富士山西部付近で約 100mm、村の被害なし
2018 (平成30) 9/30～10/1	台風 24 号による猛烈な風、最大瞬間風速 41.9m/s、記録的短時間大雨情報発表 鳴沢村付近で約 100mm、富士山西部付近で約 120mm、土砂災害警戒情報発表、村の被害では、人的被害なし、倒木による家屋一部損壊 1 戸、電線切断による水道施設ほか別荘地大規模停電発生、全面復旧まで 6 日間
2019 (令和元) 10/12～13	台風 19 号「令和元年東日本台風」による非常に強い風と猛烈な雨、最大瞬間風速 28.5m/s、役場雨量累計 334mm、天神山雨量計 627mm、大雨特別警戒発表、警戒レベル 4 避難勧告発表、土砂災害警戒区域等に在住の住民 34 人が総合センターに避難、人的被害なし、一部区間に土砂が約 30 cm 堆積、停電約 300 戸

出典：鳴沢村地域防災計画

(2) 地震災害

大正時代以降に山梨県で発生した地震被害は、次のとおりである。

発 生 年 月 日	被 害 の 概 要
1915 (大正4) 6/20	山梨県東部を震央とする地震 (M5.9)、甲府市水道管亀裂4~5か所
1918 (大正7) 6/26	神奈川県西部を震央とする地震 (M6.3)、谷村 (現都留市) で石垣崩壊、石塔転倒、土蔵壁亀裂・剥離等多く、鯉沢町 (現富士川町) でも墓石転倒、土蔵壁脱落等あり、甲府市付近で水道管破裂7~8か所
1923 (大正12) 9/1	関東大地震 (M7.9 甲府震度6)、県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟、半壊4,992棟、地盤の液状化現象3か所
1924 (大正13) 1/15	丹沢地震 (M7.3 甲府震度6)、県東部で負傷者30人、家屋全壊10棟、半壊87棟、破損439棟、水道破損60か所
1944 (昭和19) 12/7	東南海地震 (M7.9)、甲府市付近で負傷者2人、家屋全壊26棟、半壊8棟、屋根瓦落下29か所等 (山梨日日新聞)
1976 (昭和51) 6/16	山梨県東部を震央とする地震 (M5.5)、県東部で住家等一部破損77棟、道路22か所、田畑31か所、農業用施設79か所等
1983 (昭和58) 8/8	山梨県東部を震央とする地震 (M6.0)、県東部を中心に19市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者5人、住家半壊1棟、一部破損278棟、田147か所、農林業用施設55か所、道路21か所、商工被害78件、停電全世帯の66%等、被害総額3億5千万円
1996 (平成8) 3/6	山梨県東部を震央とする地震 (M5.3)、県東部を中心に14市町村で被害、負傷者3人、住家一部破損86棟、水道被害3,901戸等、被害総額1億5,000万円
2011 (平成23) 3/11	三陸沖深さ約25kmで発生した東北地方太平洋沖地震 (M9.0) =東日本大震災=によって、県内では中央市と忍野村で震度5強、甲府市や南アルプス市、笛吹市などで震度5弱、鳴沢村など14市町村で震度4を記録した。県内全域で停電したほか、富士吉田市など一部地域で断水、携帯電話もつながりにくい状態が続いた (山梨日日新聞)。県内での負傷者は2人 (消防庁調べ)
2011 (平成23) 3/15	静岡県東部を震源とする地震 (M6.4) が発生し、同県富士宮市で震度6強を観測。山梨県内では忍野村、山中湖村、富士河口湖町で震度5強、富士吉田市など4市町で震度5弱を観測したが、鳴沢村は震度2だった (山梨日日新聞)。人的被害は確認されず

出典：鳴沢村地域防災計画

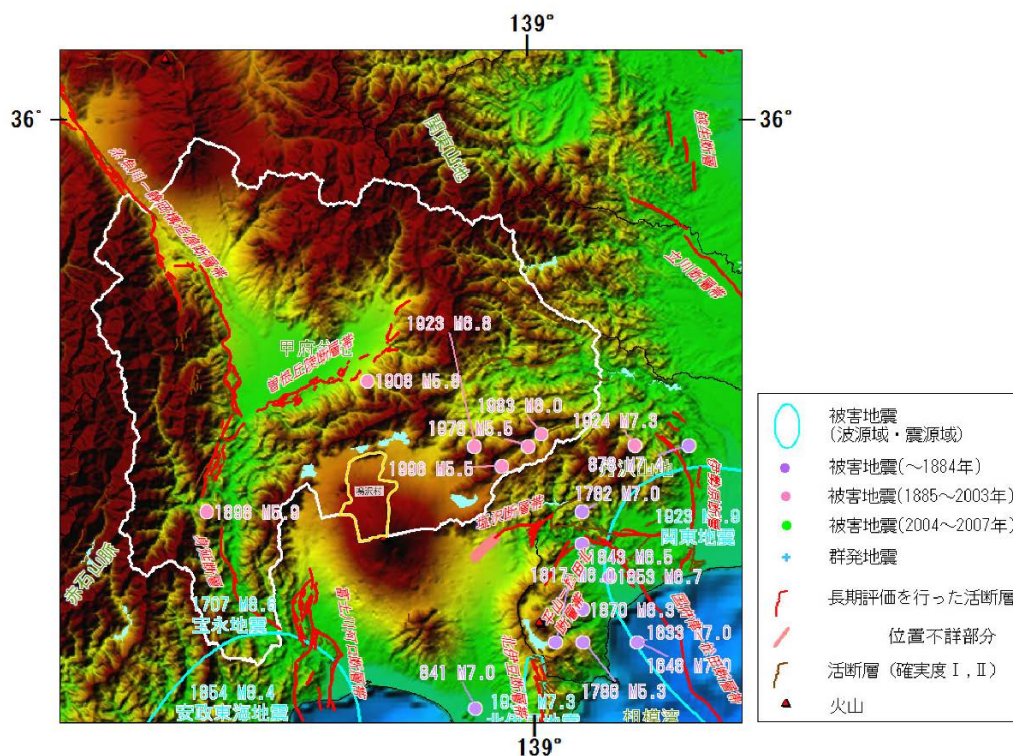
5. 災害の危険性

(1) 地震活動

山梨県内に被害を及ぼす地震には、主に相模、駿河、南海トラフ沿いで発生する海溝型巨大地震と、陸域の浅い場所で発生する地震がある。主要な活断層は、長野県北西部から甲府盆地の西縁にかけて延びる糸魚川-静岡構造線断層帯と、甲府盆地南縁に延びる曽根丘陵断層帯がある。鳴沢村など県内 25 市町村は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

プレート間地震として発生した 1854 年安政東海地震 (M8.4) では、県内の大半が震度 6 相当となり、甲府では町屋の 7 割、鰍沢では住家の 9 割が潰れたとされる。また、1944 年の東南海地震 (M7.9) では県内で家屋の全半壊などの被害が生じた。一方、相模トラフ沿いのプレート間地震として発生した 1923 年の関東地震 (M7.9) では、県東部が震度 6 となり、県内で死者 20 人、多数の家屋全壊などの被害が生じた。また、1703 年元禄地震 (M7.9~8.2) でも、甲府盆地を中心に大きな被害が生じた。

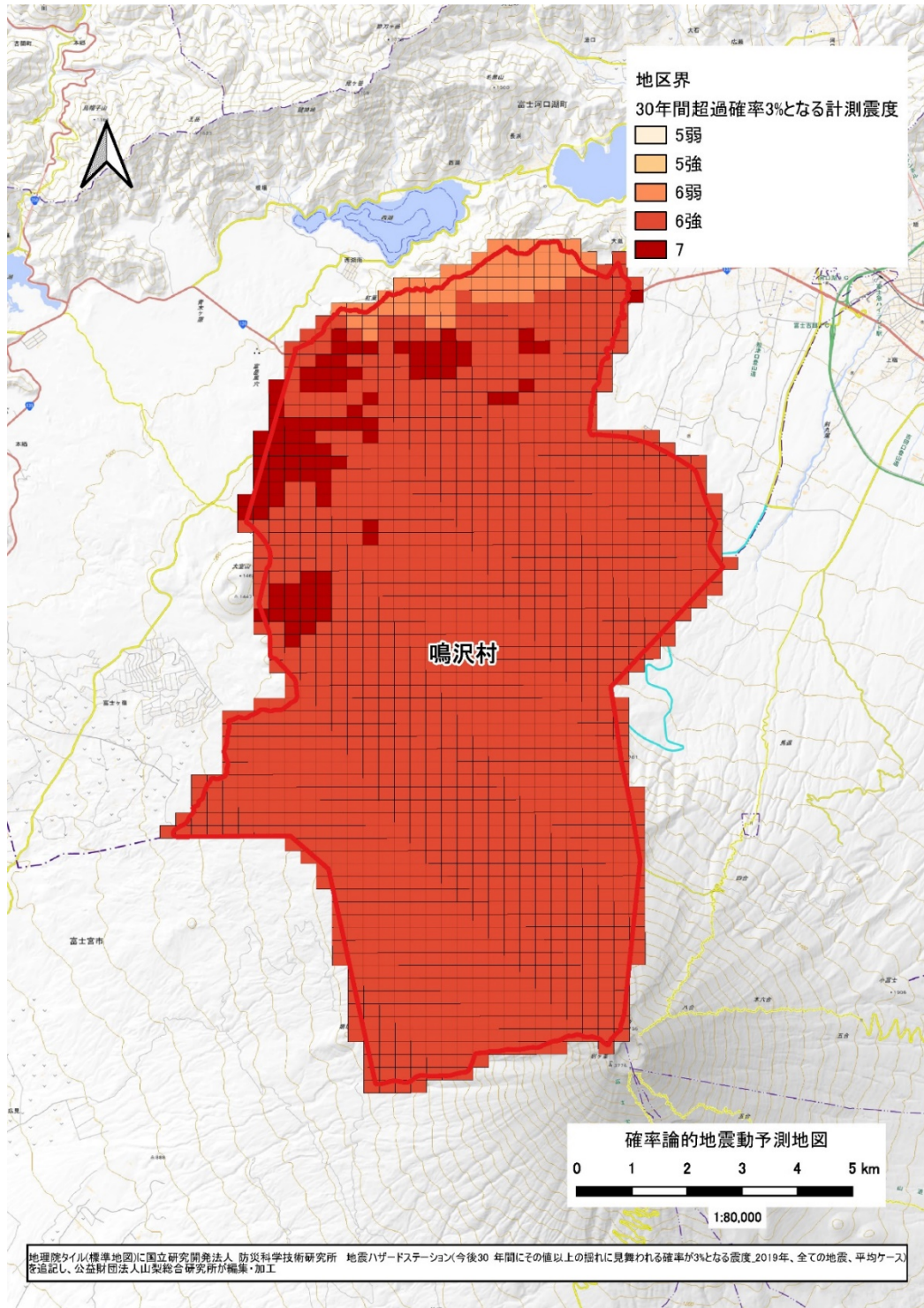
県東部の深さ 10~30 km の場所では、伊豆半島をのせたフィリピン海プレートの衝突に起因するとみなされる定常的で活発な浅い地震活動があり、時々 M5~6 の地震によって被害が生じることがある。1983 年県東部の地震 (M6.0) により、大月市でブロック塀が崩れるなどして、死者 1 名や家屋の全半壊などの被害が生じた。また、この付近では、1996 年に M5.3 の地震が発生し、河口湖町 (現富士河口湖町) で震度 5 が観測された。1855 年の安政江戸地震 (M6.9) や 1924 年の丹沢山塊での地震 (M7.3) などのように周辺の地域で発生した地震によっても被害を受けたことがある (政府地震調査研究推進本部資料から抜粋)。



出典：政府地震調査研究推進本部 HP、鳴沢村区域を黄線で縁どり

図 8 山梨県の地震活動の特徴

地震ハザードステーション(今後30年間にその値以上の揺れに見舞われる確率が3%となる震度)によると、足和田山周辺が震度6弱、村の北西部に震度7、その他全域で震度6強の揺れが想定されている。2009年の予測地図には震度7はなかったが、最新データの都度更新により、場所によって震度7の可能性も予測されている。



出典：地理院タイル（標準地図）に国立研究開発法人 防災科学技術研究所 地震ハザードステーション（今後30年間にその値以上の揺れに見舞われる確率が3%となる震度_2019年、全ての地震、平均ケース）を追記

図9 確率的地震動予測地図

(2) 土砂災害の危険性

① 土石流

足和田山麓(国道 139 号線北側)および富士山麓の別荘地に土石流の土砂災害警戒区域が設定されている。

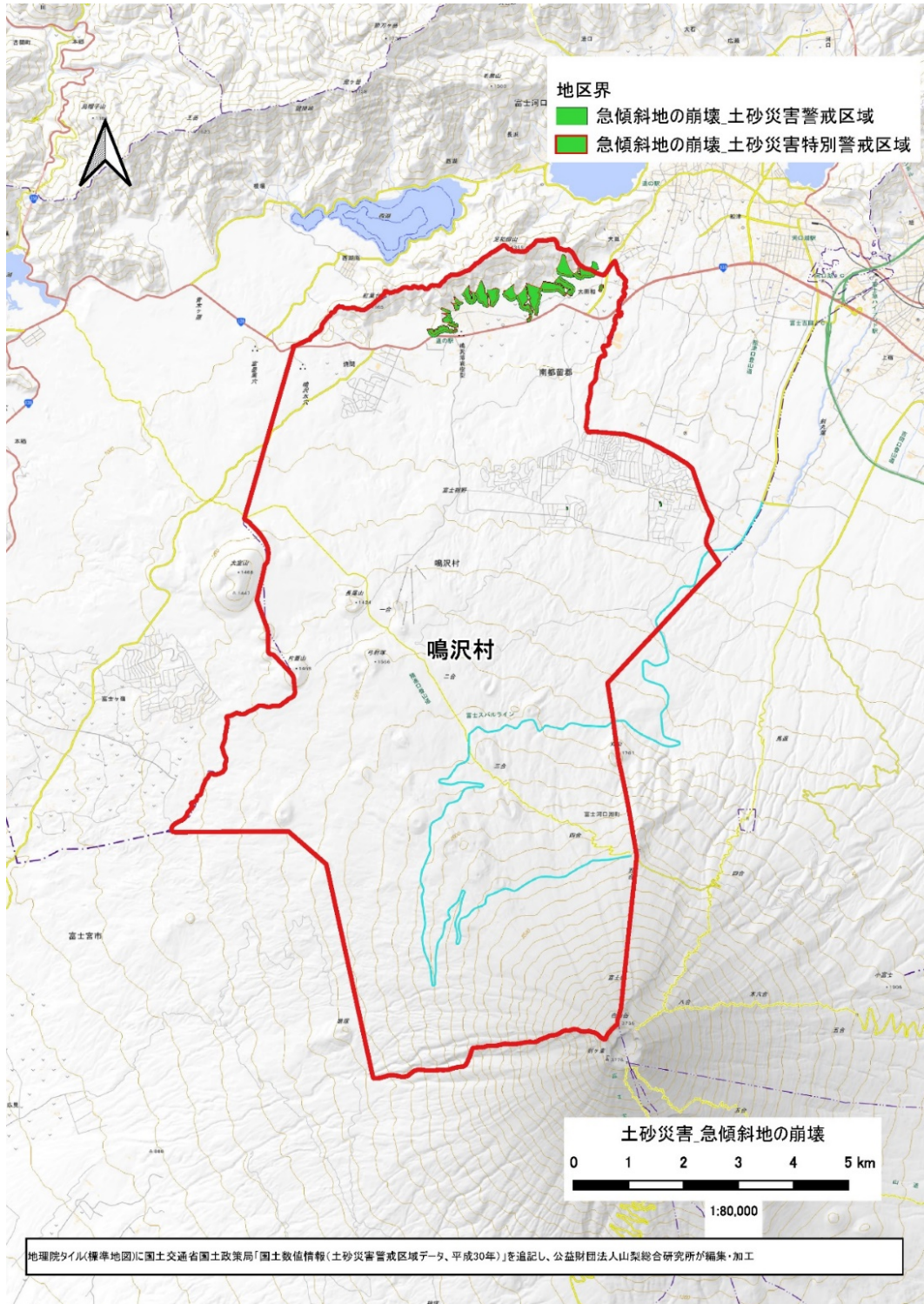


出典：地理院タイル（標準地図）に国土交通省国土政策局「国土数値情報（土砂災害警戒区域データ、平成 30 年）」を追記

図 10 土石流による土砂災害警戒区域

② 急傾斜地の崩壊

足和田山南麓に急傾斜地の崩壊の土砂災害警戒区域が設定されている。



出典：地理院タイル（標準地図）に国土交通省国土政策局「国土数値情報（土砂災害警戒区域データ、平成30年）」を追記

図 11 急傾斜地の崩壊による土砂災害警戒区域

③ 地すべり

地すべりの指定はない。

第4章 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の方法

本村の強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするために、本村が直面する大規模自然災害など様々なリスクに対し、現行の施策のどこに問題があるのか脆弱性の評価を行うため、国が定めた大規模自然災害に対する脆弱性評価の指針に基づき、以下の流れにより実施した。

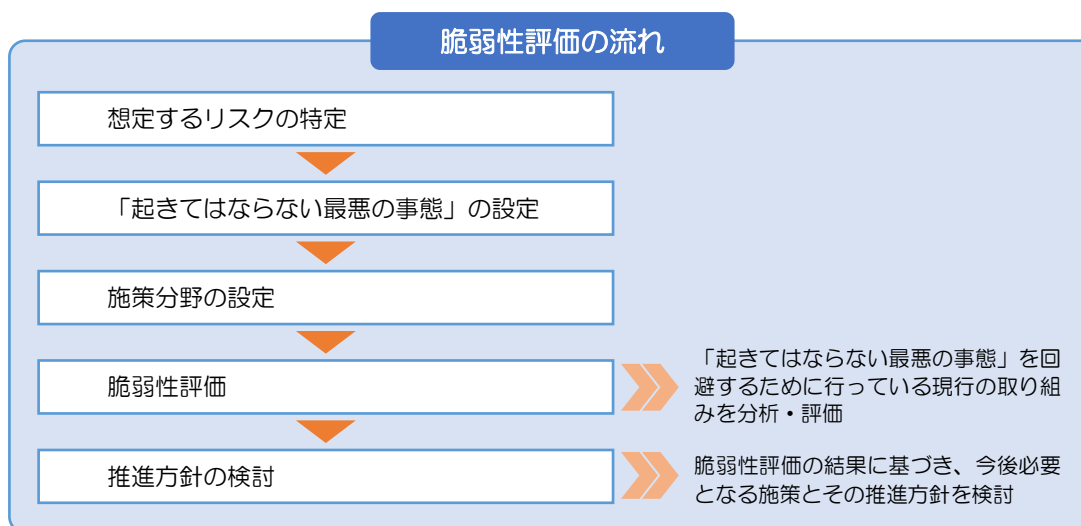


図 12 脆弱性評価の流れ

2. 想定するリスク

大規模自然災害を対象とし、特定する災害は、以下の理由から巨大地震（東海地震、南海トラフ地震、首都直下地震等）・富士山噴火、風水害、土砂災害、雪害とする。

（1）巨大地震・富士山噴火

- 東海地震、南海トラフ地震については、本村は「地震防災対策推進地域」に指定されており、地震が発生した場合に著しい災害が発生するおそれがある。
- 首都直下地震については、「首都直下地震緊急対策地域」に指定されていないものの、発生した場合、本村に及ぼす影響は大きいと予想される。
- 富士山噴火については、発生した場合、本村に及ぼす影響が大きいと予想される。本村は、富士溶岩流が基盤のため地質は比較的堅固であるものの、ひとたび大規模な噴火があれば富士溶岩流が近くまで到達する可能性のあることを示している。

（2）風水害、土砂災害、雪害

- 本村内には河川湖沼がないため、洪水に関しては歴史的にも目立った被害はない。村の面積の90%以上を占める山林の大部分は恩賜林で、裾野型の地形であり、山崩れ等の災害も少ないものの、一部急峻な地形もあるため、近年の地球温暖化などによる降雨の一極集中で土砂災害などが発生しないとは限らない。

- 冬季の降雪量は比較的少ない土地柄となっているが、2014年（平成26年）2月14日未明から15日午前まで降り続いた雪は、河口湖で143センチの観測史上最多を更新し、村内でも住宅・工場・カーハウス等の倒壊53棟、ビニールハウス倒壊57棟の被害が出るなど地球温暖化の影響が顕著となってきている。

（3）その他

- 大規模な自然災害は、同時発生により複合災害となることも想定しなければならない。

3. リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）の設定

（1）自然災害の想定

本計画において想定される自然災害は、以下の通り。

- ① 巨大地震
- ② 風水害
- ③ 土砂災害
- ④ 富士山火山噴火
- ⑤ 雪害
- ⑥ 複合災害・その他

（2）リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）の設定

いかなる自然災害が発生しようとも、①人命の保護が最大限図られること、②社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、③村民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること、④迅速な復旧復興を図ること—を基本目標に、8つの事前に備えるべき目標ごとに、33項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（33）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1)	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2)	住宅地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3)	豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な集落等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4)	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生
		1-5)	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-6)	豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1)	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態
		2-2)	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3)	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下
		2-4)	別荘や宿泊施設、キャンプ場などの利用者を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足
		2-5)	富士山火山噴火、地震等に伴うスバルライン等の寸断により下山に時間がかかり、富士山五合目以上の区域に多数の滞留者が発生し、水・食料、一時避難場所が確保できない事態
		2-6)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1)	広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発
		3-2)	交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全
		3-3)	災害対策拠点である役場施設の倒壊及び災害拠点機能の混乱による行政機能の大幅な低下や停止
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1)	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3)	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産
		5-2)	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3)	基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・東富士五湖道路・鉄道）へのアクセスの遮断による物流・人流への甚大な影響
		5-4)	食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（33）	
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1)	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
		6-2)	長期にわたる上水道等の供給停止や污水处理施設の機能停止
		6-3)	地域交通ネットワークの分断
		6-4)	防災インフラの長期にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1)	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-2)	防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-3)	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2)	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失

(3) 施策分野の設定

設定したリスクシナリオを回避するために必要な施策として、本村の特徴を踏まえて以下の施策分野を設定する。

① 個別施策分野

- ・ 行政機能
- ・ 住宅・集落
- ・ 保健医療・福祉
- ・ 産業
- ・ 交通・インフラ
- ・ 国土保全

② 横断的分野

- ・ リスクコミュニケーション
- ・ 人材育成
- ・ 官民連携
- ・ 老朽化対策

4. 脆弱性評価の結果

(1) 脆弱性評価の実施手順

前述の33の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、それを回避するための現行施策を抽出し、現行施策で対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施した。その上で、分野ごとの取り組み状況が明確になるよう整理した。

(2) 脆弱性評価の結果

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価の結果は、別紙1の通りである。また、施策分野ごとの脆弱性結果は、別紙2の通りである。

なお、現行施策のうち、継続実施していく必要がある施策については、今後、限られた財源等の中で、より効果的、効率的に強靱化を推進していくためには、様々な工夫が求められる。

第5章 鳴沢村国土強靱化の推進方針

1. 起きてはならない最悪の事態ごとの主な施策

脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、本村の強靱化に向け取り組むべき、起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針を次の通りとした。

(1) 直接死を最大限防ぐ

1-1)	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
<p>○建築物等の耐震対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の耐震対策の推進（木造住宅等の耐震化の推進） 耐震診断等を継続し耐震改修等を促進 ・小中学校における防災対策の推進 小中学校とも耐震性は確保されているが、引き続き安全点検などに努める。 <p>○インフラ等耐震化及び長寿命化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画による施設の長寿化の推進 使用状況・劣化状況を勘案した計画的な修繕 ・橋梁の耐震化及び長寿命化の推進 橋の修繕及び耐震補強の実施（継続） <p>○災害に強いまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電線類地中化の推進 集落内は道路狭隘等で実現は困難なもの、国土交通省が国道139号沿いの一部で地中化を計画するなど国道の一部で順次計画および実施 ・空き家対策の推進 鳴沢村空家等対策計画等に基づき、倒壊が懸念される住宅について指導・勧告等の実施を検討 <p>○防災体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備えた民間企業との協定締結推進 被害が広域に及んだ場合に必要となる避難・輸送の支援協定の締結 ・不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施 道の駅のほか村総合センター等、児童ら不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施（継続） <p>○地域防災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施 防災訓練を通じた各種計画等の検証と見直し ・自主防災組織の充実・強化及び維持 共助に基づいた自主防災組織の在り方の検討 ・ハザードマップの作成 土砂災害警戒区域等の変更時に土砂災害ハザードマップの随時更新 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織、人材育成及び意識啓発 防災士有資格者の増員による地域全体の防災力強化 ・ 地区防災計画等の作成の推進 地区防災計画等の作成の推進 ・ 小中学校における防災対策の推進 引き渡し訓練や避難訓練の継続的な実施 ・ 保育所等における防災対策の推進 大規模震災を想定した地域住民も含めた合同避難訓練の実施 <p>○災害時応急対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅、ホテル等の提供についての協体制の構築 県の実施要領に従って実施する民間賃貸住宅借り上げ型応急仮設住宅について、事務処理手順や県との連絡体制の構築
<p>1-2)</p>	<p>住宅地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生</p>
	<p>○地域防災計画の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災関係法令の改正等に基づく地域防災計画の修正 <p>○防災体制の充実・強化 1-1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に備えた民間企業との協定締結推進 被害が広域に及んだ場合に必要となる避難・輸送の支援協定の締結 ・ 不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施 道の駅のほか村総合センター等、児童ら不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施 (継続) <p>○地域防災力の強化 1-1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練の実施 防災訓練を通じた各種計画等の検証と見直し ・ 自主防災組織の充実・強化及び維持 共助に基づいた自主防災組織の在り方の検討 ・ ハザードマップの作成 土砂災害警戒区域等の変更時に土砂災害ハザードマップの随時更新 ・ 自主防災組織、人材育成及び意識啓発 防災士有資格者の増員による地域全体の防災力強化 ・ 地区防災計画等の作成の推進 地区防災計画等の作成の推進 ・ 小中学校における防災対策の推進 引き渡し訓練や避難訓練の継続的な実施 ・ 保育所等における防災対策の推進 大規模震災を想定した地域住民も含めた合同避難訓練の実施 <p>○庁舎等の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時の防災拠点としての機能を持つ新庁舎の建設

庁舎建設に係るロードマップの作成

○インフラ等耐震化及び長寿命化の推進 1-1) 再掲

- ・ 公共施設等総合管理計画による施設の長寿命化の推進
使用状況・劣化状況を勘案した計画的な修繕
- ・ 橋梁の耐震化及び長寿命化の推進
橋の修繕及び耐震補強の実施（継続）

○建築物等の耐震対策の推進 1-1) 再掲

- ・ 建築物等の耐震対策の推進（木造住宅等の耐震化の推進）
耐震診断等を継続し耐震改修等を促進
- ・ 小中学校における防災対策の推進
小中学校とも耐震性は確保されているが、引き続き安全点検などに努める。

○災害に強いまちづくりの推進 1-1) 再掲

- ・ 電線類地中化の推進
集落内は道路狭隘等で実現は困難なもの、国土交通省が国道139号沿いの一部で地中化を計画するなど国道の一部で順次計画および実施
- ・ 空き家対策の推進
鳴沢村空家等対策計画等に基づき、倒壊が懸念される住宅について指導・勧告等の実施を検討

○災害時要援護者等の支援体制の充実

- ・ 要配慮者支援マニュアル等の策定
要配慮者の移送等についての具体案の策定
- ・ 避難行動要支援者台帳の作成
災害時に備え避難行動要支援者をまとめたリストの随時更新
- ・ 障害者に対する情報支援体制の構築
災害時要支援者名簿に登録されている高齢者・障害者への支援体制の構築

1-3) 豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な集落等の浸水による多数の死傷者の発生

○浸水被害等を防止する排水施設の整備

- ・ 耐用年数を過ぎた村内排水施設の更新
耐用年数を過ぎた村内施設の更新及び排水設備の雨水排水能力の管理

○福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・ 福祉施設との福祉避難所に関する協定
村内の福祉施設と締結した災害時要援護者の福祉避難所の受け入れに関する協定の実効性の向上
- ・ 福祉避難所運営マニュアルの策定
福祉避難所運営マニュアルの避難所ごとの策定
- ・ 災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施
地域とさらに連携を強化した訓練の充実

- 農地の保全等による災害対策の推進
 - ・浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備
ストックマネジメントサイクルの確立と、大規模な災害発生時にも営農活動が継続される体制整備
- 災害時応急対策の推進
 - ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進
総合防災情報システムの運用による、現場の情報を迅速かつ正確に伝える体制の構築
- 水防対策の推進
 - ・水防用資材の備蓄の推進
堰堤決壊も視野に入れた必要な資材の備蓄
 - ・水防施設の適切な維持管理
水害防止のための水防施設の適切な維持管理（継続）
豪雨等による新たな水害への水防施設の検討・整備

1-4) 富士山火山噴火による多数の死傷者の発生

- 富士山火山防災の推進
 - ・富士山火山避難計画の改定
ハザードマップ改定に合わせた富士山火山避難計画の見直し
 - ・富士山火山避難促進施設の避難計画策定の推進
指定22の富士山火山避難促進施設ごとの避難計画の策定、それに基づく訓練の実施
 - ・富士山国直轄火山砂防事業の推進
富士山噴火に伴う減災対策砂防事業を国直轄事業で実施しているが、火山噴火や降雨に対応した土砂災害対策の国への要望（継続）
 - ・広域避難を目的とした支援協定の締結
 - ・富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進及び体制強化
富士山噴火に伴う土砂災害に備えるため、火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進及び山梨県側の事業拠点（富士山北麓火山防災ステーション）体制拡充の国への要望
- 地域防災力の強化
 - ・広域応援協定の整備
近隣の市町村に被害が広域に及んだ場合について、南海トラフ地震対策も視野に入れた応援協定の締結（継続）
- 防災・災害情報提供体制の整備
 - ・外国人旅行者に対する防災・災害情報提供体制の整備
県等と連携した外国人旅行者に対する防災・災害情報の提供と、語学に関するボランティアの活用
 - ・被災者に対する情報提供
災害時の観光施設の連絡先の把握、情報提供シートの作成
情報提供手段や災害に特化したHPへの切り替え、多言語対応（窓口・HP・SNS等）についての検討

○災害時に備えた広域道路ネットワークの整備

- ・代替輸送路及び集落の孤立化を防止するための道路整備
山間地の集落を連結する林道の劣化に対応した改良整備
- ・農道の維持管理
農道の効率的な維持管理
- ・緊急輸送路となる幹線道路の整備
村内で唯一指定されている国道 139 号が被災した際の代替道路の整備
- ・幹線街路網の整備の推進
広域的な避難路である国道、県道を中心とした道路網確保
- ・富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備
避難路が国道 139 号しかないため、広域避難の際に円滑に移動できるような道路網の整備
火山対策工の国への要望（継続）
- ・道路防災危険箇所等の解消
道路区域外からの土砂等の流入などの危険箇所についての防災点検の実施
- ・林道の維持管理
林道の効率的な維持管理

○降灰対策の推進

- ・富士山火山噴火に伴う降灰からの道路交通等の確保
富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通等の確保を図る体制構築
- ・富士山火山噴火に伴う降灰からの農地及び森林の保全
災害発生後、迅速かつ効率的に経営の再建が図られるよう農業者に対する経営再建対策の策定

○平時に噴火に備える事前対策の推進

- ・防災関連施設・地域防災力等の把握
防災対策を円滑に実施するため、被害が想定される地域及びその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に関するデータの整備
- ・火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育
火山に対する一般的知識等安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識の普及・教育の実施
- ・火山観測・監視体制の整備
県、気象庁及び関係機関が行う火山災害対策等に関する調査研究データの提供を依頼する観測・監視体制の整備
- ・異常現象発見の通報・伝達
地域防災計画に示された情報伝達系統に則った通報・伝達の実施
- ・関係機関との連携体制の整備
富士山の火山災害に関係する富士山火山防災協議会・環富士山火山防災連絡会及び防災関係機関との富士山に関する防災情報及び対策の状況等の情報共有
- ・防災訓練の実施
広域避難訓練の実施
噴火を想定した防災訓練実施による正しい知識の周知、行動の熟知、問題点の抽出

1-5)	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
<p>○土砂災害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 治山事業による土砂災害対策の推進 県と担当職員による「山地災害防止パトロール」の実施による危険箇所の特定制と対策必要箇所についての県への要望と整備（継続） ・ 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 砂防施設の整備が必要な箇所についての国・県への要望（継続） 小規模な治山工事については村で検討・整備 <p>○防災体制の充実・強化 1-1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に備えた民間企業との協定締結推進 被害が広域に及んだ場合に必要となる避難・輸送の支援協定の締結 ・ 不特定多数が集まる施設で避難訓練の実施 道の駅のほか村総合センター等、児童ら不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施（継続） <p>○災害時応急対策の推進 1-3) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における応急対策業務の協力体制の推進 総合防災情報システムの運用による、現場の情報を迅速かつ正確に伝える体制の構築 <p>○森林の公益的機能の維持・増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の適正管理 森林経営管理制度の活用による森林の適正整備と、森林の保全を図りつつ、荒廃した森林整備の推進等必要に応じた森林被害の防止対策の構築 <p>○農地の保全等による災害対策の推進 1-3) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備 ストックマネジメントサイクルの確立と、大規模な災害発生時にも営農活動が継続される体制整備 <p>○農業・農村の多面的機能の維持・増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃農地解消対策の推進 農業委員会と連携した荒廃農地の解消に向けた取り組み（継続） 	
1-6)	豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
<p>○災害時保健医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 透析患者の支援体制の整備 災害時、名簿を基に透析医療が受けられる医療機関の確認、調整と誘導、搬送方法の具体的把握 <p>○災害時応急対策の推進 1-3) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における応急対策業務の協力体制の推進 	

総合防災情報システムの運用による、現場の情報を迅速かつ正確に伝える体制の構築

○緊急物資や燃料の確保

- 緊急物資の調達（調達の協定）
災害発生時の緊急物資の調達については、協定締結以来、連絡先の変更等を更新していないため情報の適時更新
- 緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築
民間事業所の施設や重機の使用、業務委託の検討
- 緊急物資の管理
「物資調達・輸送調整等支援システム」を各物流拠点で操作できる環境整備
- 災害時における燃料確保の推進
ガソリン等は、停電時においても供給体制の整っている村内ガソリンスタンドから調達することとなっているが、引き続き確保対策の強化
- 燃料供給ルートの確保
広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、村の防災拠点とを結ぶ道路を緊急輸送道路とした指定及び整備

○道路除排雪計画の策定等

- 主要幹線道路等の除排雪計画の策定
主要幹線道路管理者である国、県と連携した除排雪計画の策定
村内の除排雪作業が可能な業者の実状を反映した計画策定

【重点施策に対する重要業績指標（KPI）】

番 号	重要業績指標（KPI）	現状（R2）	目標（R7）
1-1)	民間企業との避難・輸送の協定締結件数 【総務課】	0件	2件
1-1)	民間企業との避難・輸送の協定締結件数（年） 【企画課】	1件	1件
1-1)	不特定多数が集まる施設の避難訓練実施回数 【総務課】	-	1回
1-1)	不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施（年） 【企画課】	1回	1回
1-1)	不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施（年） 【教育委員会】	1回	1回
1-1)	防災訓練の実施回数（年） 【総務課】	1回 (R1)	1回
1-1)	防災訓練の実施回数（年） 【住民課】	1回 (R1)	1回
1-1)	児童の引き渡し訓練及び避難訓練実施（年） 【教育委員会】	4回	4回
1-1)	自主防災組織の設置状況 【総務課】	2組織	8組織
1-1)	防災士の資格取得者数 【総務課】	3人	10人
1-2)	防災拠点機能を持つ新庁舎の建設に係るロードマップ作成 と庁舎等の耐震化の推進 【総務課】	-	-
1-2)	避難行動要支援者台帳の更新 【福祉保健課】	2～3年 に1度	1年更新
1-2)	避難行動要支援者の個別計画作成率 【福祉保健課】	55%	100%
1-3)	災害時応急対策の推進 ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進 ・総合防災情報システムの運用による、現場の情報を迅速かつ 正確に伝える体制の構築 【総務課】	-	-
1-3)	水防資材の継続整備 【振興課】	-	-
1-4)	富士山火山防災の推進 ・ハザードマップ改定に合わせた富士山火山避難計画の見直し ・富士山火山避難促進施設の避難計画策定の促進と訓練の実施 ・富士山国直轄火山砂防事業の推進の国への要望継続 ・富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進及び体制強化 の国への要望の継続 【総務課】【振興課】	-	-

1-4)	富士山火山噴火に備えた道路整備等 ・国・県と連携した避難路となる幹線道路等の整備 ・火山対策工の国への要望の継続 【振興課】	-	-
1-4)	降灰対策の推進 ・富士山火山噴火に伴う降灰から農地及び森林の保全 災害発生後、迅速かつ効率的に経営の再建が図られるよう農業者に対する経営再建対策の策定 【振興課】	-	-
1-4)	平時に噴火に備える事前対策の推進 ・防災関連施設・地域防災力等の把握 防災対策を円滑に実施するため、被害が想定される地域及びその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に関するデータの整備 ・火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育 火災に対する一般的知識等安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識の普及・教育の実施 ・火山観測・監視体制の整備 県、気象庁及び関係機関が行う火山災害対策等に関する調査研究データの情報収集体制の整備 ・関係機関との連携体制の整備 富士山火山防災協議会、環富士山火山防災連絡会及び防災関係機関と連携した富士山に関する防災情報及び対策の状況等の情報の共有 ・防災訓練 噴火を想定した防災訓練実施による正しい知識の周知と行動の熟知、問題点の抽出 【総務課】	-	-
1-5)	土砂災害対策の推進 ・県と担当職員による「山地災害防止パトロール」の実施による危険箇所特定と対策必要箇所についての県への整備の要望 【振興課】	-	-
1-6)	緊急物資や燃料の確保 ・緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築 民間事業所の施設や重機の使用、業務委託についての体制構築 ・燃料供給ルートの確保 広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、村の防災拠点とを結ぶ緊急輸送道路の確保 【総務課】	-	-
1-6)	道路除排雪計画の策定等 ・主要幹線道路等の除排雪計画の策定 村内の除排雪作業が可能な業者の実状を反映した計画策定 【振興課】	-	-

(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1)	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態
<p>○地域防災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害備蓄品の確保 備蓄品の消費期限切れに伴う入替作業の管理方法の確立 ・備蓄場所の確保 備蓄倉庫の整備と、災害が長期化した場合の支援物資の受け入れ・搬出・保管が可能な地域防災拠点施設の整備 ・家庭での備蓄促進 家庭での保存食の備蓄の用意と、ローリングストックの啓発・奨励 <p>○インフラ等耐震化及び長寿命化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道における耐震管への布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進 ストックマネジメント実施計画の策定を行い、耐震性のある管路への整備の逐次実施 ・基幹的水道施設の耐震診断の実施 古い施設から優先的に耐震診断の実施を行い、災害時の被害予測と耐震化推進の方策の作成 <p>○社会福祉施設の防災資機材等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進 資機材等充実に向けた継続的な取り組み <p>○災害時保健医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品等の備蓄・供給体制の整備 住民に対する各家庭での常備薬の備蓄についての啓発 ・医療救護の広域応援体制の整備 圏域を越えて災害医療に関わる情報収集・提供できる継続的な訓練の実施 ・「災害時の栄養・食生活支援のマニュアル」に基づく対応 マニュアルに基づいた迅速な対応と、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・慢性疾患を持つ人に適した食品の備蓄 <p>○緊急物資や燃料の確保 1-6) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資の調達（調達の協定） 災害発生時の緊急物資の調達については、協定締結以来、連絡先の変更等を更新していないため情報の適時更新 ・緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築 民間事業所の施設や重機の使用、業務委託の検討 ・緊急物資の管理 「物資調達・輸送調整等支援システム」を各物流拠点で操作できる環境整備 ・災害時における燃料確保の推進 ガソリン等は、停電時においても供給体制の整っている村内ガソリンスタンドから調達することとなっているが、引き続き確保対策の強化 ・燃料供給ルートの確保 	

広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、村の防災拠点とを結ぶ道路を緊急輸送道路とした指定及び整備

○災害時応急対策の推進 1-3) 再掲

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進
総合防災情報システムの運用による、現場の情報を迅速かつ正確に伝える体制の構築
- ・道路の点検、啓開マニュアルの運用訓練の実施
災害時の応急点検マニュアルの策定

○道の駅への防災機能整備の推進

- ・災害時における避難場所としてのインフラ整備
避難施設となっている道の駅における観光客などの帰宅困難者の受け入れを想定した施設・設備の整備の実施
- ・施設管理者への防災訓練実施の徹底

○災害時に備えた広域道路ネットワークの整備 1-4) 再掲

- ・代替輸送路及び集落の孤立化を防止するための道路整備
山間地の集落を連結する林道の劣化に対応した改良整備
- ・農道の維持管理
農道の効率的な維持管理
- ・緊急輸送路となる幹線道路の整備
村内で唯一指定されている国道 139 号が被災した際の代替道路の整備
- ・幹線街路網の整備の推進
広域的な避難路である国道、県道を中心にした道路網確保
- ・富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備
避難路が国道 139 号しかないため、広域避難の際に円滑に移動できるような道路網の整備
火山対策工の国への要望（継続）
- ・道路防災危険箇所等の解消
道路区域外からの土砂等の流入などの危険箇所についての防災点検の実施
- ・林道の維持管理
林道の効率的な維持管理

○道路除排雪計画の策定等 1-6) 再掲

- ・主要幹線道路等の除排雪計画の策定
主要幹線道路管理者である国、県と連携した除排雪計画の策定
村内の除排雪作業が可能な業者の実状を反映した計画策定

○農地の保全等による災害対策の推進 1-3) 再掲

- ・浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備
ストックマネジメントサイクルの確立と、大規模な災害発生時にも営農活動が継続される体制整備

○土砂災害対策の推進 1-5) 再掲

- ・治山事業による土砂災害対策の推進

	<p>県と担当職員による「山地災害防止パトロール」の実施による危険箇所の特定制と対策 必要箇所についての県への要望と整備（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 砂防施設の整備が必要な箇所についての国・県への要望（継続） 小規模な治山工事については村で検討・整備
<p>2-2)</p>	<p>多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p>
	<p>○緊急物資や燃料の確保 1-6) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資の調達（調達の協定） 災害発生時の緊急物資の調達については、協定締結以来、連絡先の変更等を更新していないため情報の適時更新 ・緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築 民間事業所の施設や重機の使用、業務委託の検討 ・緊急物資の管理 「物資調達・輸送調整等支援システム」を各物流拠点で操作できる環境整備 ・災害時における燃料確保の推進 ガソリン等は、停電時においても供給体制の整っている村内ガソリンスタンドから調達することとなっているが、引き続き確保対策の強化 ・燃料供給ルートの確保 広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、村の防災拠点とを結ぶ道路を緊急輸送道路とした指定及び整備 <p>○道の駅への防災機能整備の推進 2-1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における避難場所としてのインフラ整備 避難施設となっている道の駅は、観光客などの帰宅困難者の受け入れを想定した施設・設備の整備の実施 ・施設管理者への防災訓練実施の徹底 <p>○災害時に備えた広域道路ネットワークの整備 1-4) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替輸送路及び集落の孤立化を防止するための道路整備 山間地の集落を連結する林道の劣化に対応した改良整備 ・農道の維持管理 農道の効率的な維持管理 ・緊急輸送路となる幹線道路の整備 村内で唯一指定されている国道 139 号が被災した際の代替道路の整備 ・幹線街路網の整備の推進 広域的な避難路である国道、県道を中心とした道路網確保 ・富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備 避難路が国道 139 号しかないため、広域避難の際に円滑に移動できるような道路網の整備 火山対策工の国への要望（継続） ・道路防災危険箇所等の解消 道路区域外からの土砂等の流入などの危険箇所についての防災点検の実施 ・林道の維持管理

林道の効率的な維持管理	
<p>○インフラ等耐震化及び長寿命化の推進 1-1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等総合管理計画による施設の長寿命化の推進 使用状況・劣化状況を勘案した計画的な修繕 ・ 橋梁の耐震化及び長寿命化の推進 橋の修繕及び耐震補強の実施（継続） <p>○道路除排雪計画の策定等 1-6) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要幹線道路等の除排雪計画の策定 主要幹線道路管理者である国、県と連携した除排雪計画の策定 村内の除排雪作業が可能な業者の実状を反映した計画策定 <p>○森林の公益的機能の維持・増進 1-5) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の適正管理 森林経営管理制度の活用による森林の適正整備と、森林の保全を図りつつ、荒廃した森林整備の推進等必要に応じた森林被害の防止対策の構築 <p>○農地の保全等による災害対策の推進 1-3) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備 ストックマネジメントサイクルの確立と、大規模な災害発生時にも営農活動が継続される体制整備 <p>○土砂災害対策の推進 1-5) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 治山事業による土砂災害対策の推進 県と担当職員による「山地災害防止パトロール」の実施による危険箇所特定と対策必要箇所についての県への要望と整備（継続） ・ 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 砂防施設の整備が必要な箇所についての国・県への要望（継続） 小規模な治山工事については村で検討・整備 	
2-3)	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下
<p>○福祉避難所等の運営体制の充実等 1-3) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設との福祉避難所に関する協定 村内の福祉施設と締結した災害時要配慮者の福祉避難所の受け入れに関する協定の実効性の向上 ・ 福祉避難所運営マニュアルの策定 福祉避難所運営マニュアルの避難所ごとの策定 ・ 災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施 地域とさらに連携を強化した訓練の充実 <p>○防災体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防組織の充実・強化 	

	<p>消防施設・設備の拡充強化と消防団組織の充実・強化 自主防災組織との連携強化による初期消火の徹底による延焼防止</p> <p>○地域防災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプター訓練の実施 山梨県消防防災ヘリコプター応援協定に基づく訓練の実施 <p>○消防力等の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急業務の高度化に対応するための消防団員等の応急手当普及員の養成 <p>○災害時応急対策の推進 1-3) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進 総合防災情報システムの運用による、現場の情報を迅速かつ正確に伝える体制の構築 <p>○災害時の医療救護・搬送体制等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模震災時医療救護マニュアルの改訂 独自のマニュアル策定に取り組み、医療活動が速やかに行えるよう、保健所や医師会との連携体制の確認 ・防災ヘリポートの確保及び整備の推進 孤立地域への対策及び緊急輸送が必要な重傷者等への処置としてのヘリポート指定、整備実施と実効性の確認 <p>○災害時保健医療体制の整備 1-6) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・透析患者の支援体制の整備 災害時、名簿を基に透析医療が受けられる医療機関の確認、調整と誘導、搬送方法の具体的把握 <p>○建築物等の耐震対策の推進 1-1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の耐震対策の推進（木造住宅等の耐震化の推進） 耐震診断等を継続し耐震改修等を促進 ・小中学校における防災対策の推進 小中学校とも耐震性は確保されているが、引き続き安全点検などに努める。 <p>○自立・分散型エネルギーシステムの導入等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等の電源確保体制の整備 あらゆる災害、天候、燃料供給状況等に対応できるよう、避難所等の電源としての多様なエネルギー確保手段の構築
2-4)	別荘や宿泊施設、キャンプ場などの利用者を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足
	<p>○帰宅困難者等の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者との連絡調整 関係機関からの協力要請があった場合に、相互に協力・連携して滞留旅客、帰宅困難者に対して必要な措置を実行できる体制整備と、災害時の連絡手段の確保

	<ul style="list-style-type: none"> ・食料支援の方法 災害時の滞留者への食料支援方法の策定 ・避難場所の提供 滞留者を保護するための場所を速やかに選定するため、滞留状況を把握する体制の構築と、迅速に情報を伝えるため、村内各地にいる帰宅困難者を一時的に集める場所の確保 <p>○滞留旅客対策等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光協会等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進 データ・紙媒体・SNS・データ放送・HP を通じた公共交通や搬送情報等の提供 ・外国旅行者に対する災害情報提供体制の整備 外国人旅行者向けに、多言語対応による情報提供体制の整備
2-5)	<p>富士山火山噴火、地震等に伴うスバルライン等の寸断により下山に時間がかかり、富士山五合目以上の区域に多数の滞留者が発生し、水・食料、一時避難場所が確保できない事態</p>
	<p>○富士山火山防災の推進 1-4) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山火山避難計画の改定 ハザードマップ改定に合わせた富士山火山避難計画の見直し ・富士山火山避難促進施設の避難計画策定の推進 指定22の富士山火山避難促進施設ごとの避難計画の策定、それに基づく訓練の実施 ・富士山国直轄火山砂防事業の推進 富士山噴火に伴う減災対策砂防事業を国直轄事業で実施しているが、火山噴火や降雨に対応した土砂災害対策の国への要望（継続） ・富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進及び体制強化 富士山噴火に伴う土砂災害に備えるため、火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進及び山梨県側の事業拠点（富士山北麓火山防災ステーション）体制拡充の国への要望 <p>○防災・災害情報提供体制の整備 1-4) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人旅行者に対する防災・災害情報提供体制の整備 県等と連携した外国人旅行者に対する防災・災害情報の提供と、語学に関するボランティアの活用 ・被災者に対する情報提供 災害時の観光施設の連絡先の把握、情報提供シートの作成 情報提供手段や災害に特化したHPへの切り替え、多言語対応（窓口・HP・SNS等）についての検討
2-6)	<p>被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p>
	<p>○災害時防疫体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における保健師活動マニュアルの策定 山梨県災害時における保健師活動マニュアルを活用した保健師全員による机上訓練の実施 ・感染症対策の推進

<p>感染症の蔓延防止策としての定期予防接種率の向上 災害発生時に感染症罹患者が発生した際の、生活区域を分けた拡散防止対策の検討</p>	
2-7)	<p>劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p>
<p>○地域防災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営マニュアルの作成促進 各避難所に対応した避難所運営マニュアルの作成と、災害対応事例を反映させる定期的な見直し点検 ・避難所運営支援の受入体制の構築 大規模災害時に他自治体職員に支援を要請する際の「受援シート」の作成 ・学校における避難所運営体制の整備 村と学校の共同による学校避難所運営支援計画の作成 ・被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備 <p>○インフラ等耐震化及び長寿命化の推進 2-1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道における耐震管への布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進 スtockマネジメント実施計画の策定を行い、耐震性のある管路への整備の逐次実施 ・基幹的水道施設の耐震診断の実施 古い施設から優先的に耐震診断の実施を行い、災害時の被害予測と耐震化推進の方策の作成 <p>○災害時保健医療体制の整備 2-1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品等の備蓄・供給体制の整備 住民に対する各家庭での常備薬の備蓄についての啓発 ・医療救護の広域応援体制の整備 圏域を越えて災害医療に関わる情報収集・提供できる継続的な訓練の実施 ・「災害時の栄養・食生活支援のマニュアル」に基づく対応 マニュアルに基づいた迅速な対応と、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・慢性疾患を持つ人に適した食品の備蓄 <p>○災害時防疫体制の構築 2-6) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における保健師活動マニュアルの策定 山梨県災害時における保健師活動マニュアルを活用し、保健師全員による机上訓練の実施 ・感染症対策の推進 感染症の蔓延防止策として定期予防接種率の向上 災害発生時に感染症罹患者が発生した際の、生活区域を分けた拡散防止対策の検討 <p>○福祉避難所等の運営体制の充実等 1-3) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設との福祉避難所に関する協定 村内の福祉施設と締結した災害時要救護者の福祉避難所の受け入れに関する協定の実効性の向上 ・福祉避難所運営マニュアルの策定 福祉避難所運営マニュアルの避難所ごとの策定 	

<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施 地域とさらに連携を強化した訓練の充実 <p>○災害時要援護者等の支援体制の充実 1-2) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者支援マニュアル等の策定 要配慮者の移送等についての具体案の策定 ・避難行動要支援者台帳の作成 災害時に備え避難行動要支援者をまとめたリストの随時更新 ・障害者に対する情報支援体制の構築 災害時要支援者名簿に登録されている高齢者・障害者への支援体制の構築 <p>○災害時応急対策の推進 1-1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅、ホテル等の提供についての協力体制の構築 県の実施要領に従って実施する民間賃貸住宅借り上げ型応急仮設住宅について、事務処理手順や県との連絡体制の構築
--

【重点施策に対する重要業績指標 (KPI)】

番号	重要業績指標 (KPI)	現状 (R2)	目標 (R7)
2-1)	防災倉庫（一時避難場所）の整備 【総務課】	-	9カ所
2-1)	家庭での備蓄啓発回数 【総務課】	1回	3回
2-1)	インフラ等耐震化及び長寿命化の推進 ・水道における耐震管への布設替えの推進 【振興課】	-	-
2-1)	道の駅への防災機能整備の推進 ・道の駅なるさわの避難場所として維持できるようなインフラ面及びソフト面の両面においての整備の推進 【企画課】	-	-
2-3)	災害時医療救護マニュアルの改訂 ・独自のマニュアル策定と、医療活動が速やかに行えるような保健所や医師会との連携体制の構築 【福祉保健課】	-	-
2-3)	避難所等の非常電源数 【総務課】	7カ所	15カ所
2-4)	帰宅困難者等の保護 ・交通事業者との連絡調整 滞留旅客、帰宅困難者に対して必要な措置を実行できる体制整備と、災害時の連絡手段の確保 ・滞留者を保護するための避難場所の選定に向けた滞留状況の把握体制の構築 【総務課】	-	-

2-6)	保健師による机上訓練の実施回数（年間） 【福祉保健課】	1回	2回
2-7)	避難所ごとの運営マニュアルの作成 【総務課】	-	4カ所
2-7)	避難所におけるペット対応マニュアルの作成 【住民課】	1カ所	1カ所
2-7)	地域防災力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営マニュアルの作成促進 各避難所に対応した避難所運営マニュアルの作成 ・避難所運営支援の受入体制の構築 大規模災害時に他自治体職員に支援を要請する際の「受援シート」の作成 ・学校における避難所運営体制の整備 村と学校の共同による学校避難所運営支援計画の作成の促進 【教育委員会】	-	-

(3) 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1)	広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発
<p>○交通規制及び交通安全対策の実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設等の整備の推進 道路における交通安全を確保するため、カーブミラー、道路標示、通学路のカラー化などの推進 ・実践的な交通規制訓練等の実施 防災訓練時に緊急輸送道路の確保、実践的な交通規制訓練等の実施 ・村道が緊急輸送道路指定時の交通体制確保 国道、県道が通行不能となり、村道が代替道路として指定された場合の交通規制の体制整備 	
3-2)	交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全
<p>○防災体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員初動体制の整備 「鳴沢村災害発生時の職員初動マニュアル」により行動するが、メールが使用できない場合の安否連絡手段の検討 災害時に職員の健康を維持し、効率的な業務を遂行するための交替要員等の確保 部署ごとに必要となる人員の量や質（経験者、有資格者等）が時系列で変わることに対応した体制の検討 特定の部署への業務集中や無理な業務分担とならないよう、職員数と業務量に見合った体制づくりと業務分担 ・指揮命令系統の確立 職務代行者が全員不在にならないような運用方法の確認 災害対策本部体制下の会計管理者の位置づけの明確化 ・受援体制の構築 被災市区町村応援職員確保システムに基づいた受援に関する受援計画の作成 ・災害対応に関する職員研修の充実・強化 防災担当以外の職員が災害対応に関する研修を受講する時間確保に向けた対策の検討 	
3-3)	災害対策拠点である役場施設の倒壊及び災害拠点機能の混乱による行政機能の大幅な低下や停止
<p>○庁舎の災害対応力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）の確保 災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）が機能するスペースの確保と、地震に備えた安全対策（書架、物品棚等のオフィス家具の固定、転倒防止等）の実施 ・災害対策本部の予備施設の指定 代替庁舎（ボランティアセンター）の見直しと、富士山噴火で広域避難した場合の代替庁舎の広域的協議の実施 ・電力の確保 	

非常用発電設備で電気が使用できる区域・設備の明確化と、供給方法についての定期的な確認

- 通信機器の確保

緊急時連絡リストの共有と、通信機器の拡充・整備及び通信手段の確保、通信担当の指名

鳴沢村行政防災無線のメール配信サービス（防災情報）登録の推進

- 行政データのバックアップ

大規模災害時にシステム及びデータを保全する環境の継続的な維持・強化と災害時における業務システムの整備

- 職員のトイレ対策

庁舎が断水等でトイレが使用不可能となった場合に備えた災害用トイレの整備

被災時の窓口や実行主体の一元化と汚物の一時保管方法、廃棄ルートの設定

- 職員の食料・飲料水等の確保

職場内での備蓄についての啓発

- 燃料及び消耗品の確保

役場庁舎非常用発電機の連続使用稼働が2～3時間を超える場合の燃料備蓄の検討

○業務継続環境の構築

- 非常時優先業務の整理

鳴沢村業務継続計画の検証を目的とした図上訓練の実施（継続）

○自立・分散型エネルギーシステムの導入等 2-3）再掲

- 避難所等の電源確保体制の整備

あらゆる災害、天候、燃料供給状況等に対応できるよう、避難所等の電源としての多様なエネルギー確保手段の構築

○道の駅への防災機能整備の推進 2-1）再掲

- 災害時における避難場所としてのインフラ整備

避難施設となっている道の駅における観光客などの帰宅困難者の受け入れを想定した施設・設備の整備の実施・施設管理者への防災訓練実施の徹底

○道路除排雪計画の策定等 1-6）再掲

- 主要幹線道路等の除排雪計画の策定

主要幹線道路管理者である国、県と連携した除排雪計画の策定

村内の除排雪作業が可能な業者の実状を反映した計画策定

【重点施策に対する重要業績指標（KPI）】

番 号	重要業績指標（KPI）	現状 （R2）	目標 （R7）
3-2)	防災体制の充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・職員初動体制の整備 ・指揮命令系統の確立 ・受援体制の構築 ・災害対応に関する職員研修の充実・強化 【総務課】	-	-
3-3)	庁舎の災害対応力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）の確保 ・災害対策本部の予備施設の指定 ・非常用発電設備による電力の確保対策の推進 ・通信機器の確保 ・行政データのバックアップ環境の強化 ・職員のトイレ対策の推進 ・職員の食料・飲料水等の確保体制の構築 ・燃料及び消耗品の確保体制の構築 【総務課】	-	-

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-1)	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
<p>○発災後のインフラ復旧対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県電力供給体制強靱化戦略に基づく対策強化 <ul style="list-style-type: none"> 災害による電力供給インフラ被害の最小化（樹木の事前伐採等）や情報収集体制の強化、復旧作業への支援・協力、応急電源の確保、災害に強いエネルギーシステムの導入推進 伐採に係る事業実施に際し、市町村と重要インフラ施設管理者（東京電力等）と森林所有者との3者協定の締結 	
4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
<p>○発災後のインフラ復旧対策の推進 4-1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県電力供給体制強靱化戦略に基づく対策強化 <ul style="list-style-type: none"> 災害による電力供給インフラ被害の最小化（樹木の事前伐採等）や情報収集体制の強化、復旧作業への支援・協力、応急電源の確保、災害に強いエネルギーシステムの導入推進 伐採に係る事業実施に際し、市町村と重要インフラ施設管理者（東京電力等）と森林所有者との3者協定の締結 	
4-3)	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
<p>○庁舎の災害対応力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車両の災害対応機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> 災害時の公用車の使用ルールの策定 <p>○地域防災力の強化 1-1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> 防災訓練を通じた各種計画等の検証と見直し ・自主防災組織の充実・強化及び維持 <ul style="list-style-type: none"> 共助に基づいた自主防災組織の在り方の検討 ・ハザードマップの作成 <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域等の変更時に土砂災害ハザードマップの随時更新 ・自主防災組織、人材育成及び意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> 防災士有資格者の増員による地域全体の防災力強化 ・地区防災計画等の作成の推進 <ul style="list-style-type: none"> 地区防災計画等の作成の推進 ・小中学校における防災対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 引き渡し訓練や避難訓練の継続的な実施 ・保育所等における防災対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 大規模震災を想定した地域住民も含めた合同避難訓練の実施 	

<p>○通信機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線等による情報伝達機能の強化 公的な拠点における Wi-Fi 環境の整備や多様な通信手段の構築ケーブル断線などの復旧作業の保守事業者（NTT 東日本・北富士有線放送）に依頼した早期復旧協定の検討 ・光ファイバーケーブルの維持管理 <p>○防災・災害情報提供体制の整備 1-4) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人旅行者に対する防災・災害情報提供体制の整備 県等と連携した外国人旅行者に対する防災・災害情報の提供と、語学に関するボランティアの活用 ・被災者に対する情報提供 災害時の観光施設の連絡先の把握、情報提供シートの作成 情報提供手段や災害に特化した HP への切り替え、多言語対応（窓口・HP・SNS 等）についての検討

【重点施策に対する重要業績指標（KPI）】

番 号	重要業績指標（KPI）	現状（R2）	目標（R7）
4-1)	発災後のインフラ復旧対策の推進 ・山梨県電力供給体制強靱化検討会議において電力供給インフラ被害の最小化の検討・協議 【振興課】	-	-
4-3)	公的な防災拠点における Wi-Fi 環境の整備件数 【総務課】	-	3件

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産
<p>○中小企業に対する災害時支援制度の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における災害融資制度の周知及び金融相談体制の充実 事業継続に向けた河口湖商工会、各金融機関と調整しながらの迅速対応 	
5-2)	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
<p>○発災後のインフラ復旧対策の推進 4-1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県電力供給体制強靱化戦略に基づく対策強化 災害による電力供給インフラ被害の最小化（樹木の事前伐採等）や情報収集体制の強化、復旧作業への支援・協力、応急電源の確保、災害に強いエネルギーシステムの導入推進 伐採に係る事業実施に際し、市町村と重要インフラ施設管理者（東京電力等）と森林所有者との3者協定の締結 <p>○地域の自立型エネルギー導入対策の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅等への自立型電源の普及促進 住宅用太陽光発電システム設置者への補助金交付の継続と公共施設及び住宅等への自立型電源の普及促進 	
5-3)	基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・東富士五湖道路・鉄道）へのアクセスの遮断による物流・人流への甚大な影響
<p>○交通規制及び交通安全対策の実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立 国・県への交通障害の除去等の依頼体制の構築 <p>○緊急物資や燃料の確保 1-6) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資の調達（調達の協定） 災害発生時の緊急物資の調達については、協定締結以来、連絡先の変更等を更新していないため情報の適時更新 ・緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築 民間事業所の施設や重機の使用、業務委託の検討 ・緊急物資の管理 「物資調達・輸送調整等支援システム」を各物流拠点で操作できる環境整備 ・災害時における燃料確保の推進 ガソリン等は、停電時においても供給体制の整っている村内ガソリンスタンドから調達することとなっているが、引き続き確保対策の強化 ・燃料供給ルートの確保 広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、村の防災拠点とを結ぶ道路を緊急輸送道路とした指定及び整備 	

○発災後のインフラ復旧対策の推進 4-1) 再掲

- ・山梨県電力供給体制強靱化戦略に基づく対策強化
災害による電力供給インフラ被害の最小化（樹木の事前伐採等）や情報収集体制の強化、復旧作業への支援・協力、応急電源の確保、災害に強いエネルギーシステムの導入推進
伐採に係る事業実施に際し、市町村と重要インフラ施設管理者（東京電力等）と森林所有者との3者協定の締結

○災害時に備えた広域道路ネットワークの整備 1-4) 再掲

- ・代替輸送路及び集落の孤立化を防止するための道路整備
山間地の集落を連結する林道の劣化に対応した改良整備
- ・農道の維持管理
農道の効率的な維持管理
- ・緊急輸送路となる幹線道路の整備
村内で唯一指定されている国道139号が被災した際の代替道路の整備
- ・幹線街路網の整備の推進
広域的な避難路である国道、県道を中心とした道路網確保
- ・富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備
避難路が国道139号しかないため、広域避難の際に円滑に移動できるような道路網の整備
火山対策工の国への要望（継続）
- ・道路防災危険箇所等の解消
道路区域外からの土砂等の流入などの危険箇所についての防災点検の実施
- ・林道の維持管理
林道の効率的な維持管理

○インフラ等耐震化及び長寿命化の推進 1-1) 再掲

- ・公共施設等総合管理計画による施設の長寿命化の推進
使用状況・劣化状況を勘案した計画的な修繕
- ・橋梁の耐震化及び長寿命化の推進
橋の修繕及び耐震補強の実施（継続）

○道路除排雪計画の策定等 1-6) 再掲

- ・主要幹線道路等の除排雪計画の策定
主要幹線道路管理者である国、県と連携した除排雪計画の策定
村内の除排雪作業が可能な業者の実状を反映した計画策定

○土砂災害対策の推進 1-5) 再掲

- ・治山事業による土砂災害対策の推進
県と担当職員による「山地災害防止パトロール」の実施による危険箇所の特定と対策必要箇所についての県への要望と整備（継続）
- ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進
砂防施設の整備が必要な箇所についての国・県への要望（継続）
小規模な治山工事については村で検討・整備

5-4)	食料等の安定供給の停滞
<p>○農地の保全等による災害対策の推進 1-3) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備 スtockマネジメントサイクルの確立と、大規模な災害発生時にも営農活動が継続される体制整備 <p>○農業・農村の多面的機能の維持・増進 1-5) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃農地解消対策の推進 農業委員会と連携した荒廃農地の解消に向けた取り組み（継続） 	

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

6-1)	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
<p>○地域の自立型エネルギー導入対策の推進等 5-2) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅等への自立型電源の普及促進 住宅用太陽光発電システム設置者への補助金交付の継続と公共施設及び住宅等への自立型電源の普及促進 <p>○発災後のインフラ復旧対策の推進 4-1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県電力供給体制強靱化戦略に基づく対策強化 災害による電力供給インフラ被害の最小化（樹木の事前伐採等）や情報収集体制の強化、復旧作業への支援・協力、応急電源の確保、災害に強いエネルギーシステムの導入推進 伐採に係る事業実施に際し、市町村と重要インフラ施設管理者（東京電力等）と森林所有者との3者協定の締結 <p>○通信機能の強化 4-3) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線等による情報伝達機能の強化 公的な拠点におけるWi-Fi環境の整備や多様な通信手段の構築ケーブル断線などの復旧作業の保守事業者（NTT 東日本・北富士有線放送）に依頼した早期復旧協定の検討 ・光ファイバーケーブルの維持管理 	
6-2)	長期にわたる上水道等の供給停止や污水处理施設の機能停止
<p>○災害時応急対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における給水協力関係の強化 給水協力関係について近隣市町村と相談体制の構築 ・緊急用発電機の維持管理及び新地設置検討 既設の緊急発電機の点検を継続し、水源地に規格に適した発電機の設置 <p>○インフラ等耐震化及び長寿命化の推進 2-1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道における耐震管への布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進 ストックマネジメント実施計画の策定を行い、耐震性のある管路への整備の逐次実施 ・基幹的水道施設の耐震診断の実施 古い施設から優先的に耐震診断の実施を行い、災害時の被害予測と耐震化推進の方策の作成 	
6-3)	地域交通ネットワークの分断
<p>○交通規制及び交通安全対策の実施等 3-1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設等の整備の推進 道路における交通安全を確保するため、カーブミラー、道路標示、通学路のカラー化などの推進 	

- 実践的な交通規制訓練等の実施
 防災訓練時に緊急輸送道路の確保、実践的な交通規制訓練等の実施
- 村道が緊急輸送道路指定時の交通体制確保
 国道、県道が通行不能となり、村道が代替道路として指定された場合の交通規制の体制整備

○災害時応急対策の推進

- 災害時における応急対策業務の協力体制の推進 1-3) 再掲
 総合防災情報システムの運用による、現場の情報を迅速かつ正確に伝える体制の構築
- 道路の点検、啓開マニュアルの運用訓練の実施
 災害時の応急点検マニュアルの策定

○道の駅への防災機能整備の推進 2-1) 再掲

- 災害時における避難場所としてのインフラ整備
 避難施設となっている道の駅における観光客などの帰宅困難者の受け入れを想定した施設・設備の整備の実施
- 施設管理者への防災訓練実施の徹底

○災害時に備えた広域道路ネットワークの整備 1-4) 再掲

- 代替輸送路及び集落の孤立化を防止するための道路整備
 山間地の集落を連結する林道の劣化に対応した改良整備
- 農道の維持管理
 農道の効率的な維持管理
- 緊急輸送路となる幹線道路の整備
 村内で唯一指定されている国道 139 号が被災した際の代替道路の整備
- 幹線街路網の整備の推進
 広域的な避難路である国道、県道を中心にした道路網確保
- 富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備
 避難路が国道 139 号しかないため、広域避難の際に円滑に移動できるような道路網の整備
 火山対策工の国への要望（継続）
- 道路防災危険箇所等の解消
 道路区域外からの土砂等の流入などの危険箇所についての防災点検の実施
- 林道の維持管理
 林道の効率的な維持管理

○インフラ等耐震化及び長寿命化の推進 1-1) 再掲

- 公共施設等総合管理計画による施設の長寿命化の推進
 使用状況・劣化状況を勘案した計画的な修繕
- 橋梁の耐震化及び長寿命化の推進
 橋の修繕及び耐震補強の実施（継続）

○道路除排雪計画の策定等 1-6) 再掲

- 主要幹線道路等の除排雪計画の策定
 主要幹線道路管理者である国、県と連携した除排雪計画の策定

村内の除排雪作業が可能な業者の実状を反映した計画策定	
6-4)	防災インフラの長期にわたる機能不全
<p>○防災体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治山事業による土砂災害対策の推進 県と担当職員の「山地災害防止パトロール」実施による危険箇所の確認と県へ災害対策の継続的な要望 <p>○土砂災害対策の推進 1-5) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治山事業による土砂災害対策の推進 県と担当職員による「山地災害防止パトロール」の実施による危険箇所の特定と対策必要箇所についての県への要望と整備（継続） ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 砂防施設の整備が必要な箇所についての国・県への要望（継続） 小規模な治山工事については村で検討・整備 	

【重点施策に対する重要業績指標（KPI）】

番号	重要業績指標（KPI）	現状（R2）	目標（R7）
6-2)	災害時応急対策の推進 ・既設の緊急発電機の適切な維持管理と他の水源地への緊急発電機の設置の推進 【振興課】	-	-
6-4)	防災体制の充実・強化 ・県と担当職員の「山地災害防止パトロール」実施による危険箇所の確認と県への災害対策の継続的な要望 【振興課】	-	-

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1)	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺
<p>○被災建築物等の危険度判定の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施 災害時に使用する応急危険度判定街区マップの作成（デジタル版）実施本部及び判定拠点（判定士受入れ）のための施設や実施本部運営人員の確保 <p>○インフラ等耐震化及び長寿命化の推進 2-1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道における耐震管への布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進 ストックマネジメント実施計画の策定を行い、耐震性のある管路への整備の逐次実施 ・基幹的水道施設の耐震診断の実施 古い施設から優先的に耐震診断の実施を行い、災害時の被害予測と耐震化推進の方策の作成 <p>○災害時応急対策の推進 6-2) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における給水協力関係の強化 給水協力関係について近隣市町村と相談体制の構築 ・緊急用発電機の維持管理及び新地設置検討 既設の緊急発電機の点検を継続し、水源地に規格に適した発電機の設置 	
7-2)	防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
<p>○災害時応急対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常現象発見の通報・伝達 噴火口の早期の特定と避難行動に繋げる噴火警報・火山情報等の情報伝達訓練の実施 ・関係機関との連携体制の整備 必要に応じて富士山の火山災害に関係する富士山火山防災協議会・環富士山火山防災連絡会及び防災関係機関との富士山に関する防災情報及び対策の状況等についての情報共有 <p>○土砂災害対策の推進 1-5) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治山事業による土砂災害対策の推進 県と担当職員による「山地災害防止パトロール」の実施による危険箇所特定と対策必要箇所についての県への要望と整備（継続） ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 砂防施設の整備が必要な箇所についての国・県への要望（継続） 小規模な治山工事については村で検討・整備 	
7-3)	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
<p>○地域活性化との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域整備計画の策定・推進 	

<p>優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策の計画的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の推進 <ul style="list-style-type: none"> 合理的林業経営、林業生産活動の推進、林業就業者の雇用の安定化を図るため、施業の共同化・協業化の促進、適正な施業の推進（継続） ・林業労働者・後継者の育成 <ul style="list-style-type: none"> 魅力ある林業経営を目指し、後継者の育成、労働力を確保（継続） ・間伐材等の利用の促進 <ul style="list-style-type: none"> 国・県と連携した木質バイオマス燃料や集成材の利用の促進 <p>○農地の保全等による災害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村資源の保全管理活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> 農業・農村の機能の維持・発展を図るための災害対策強化 鳴沢村鳥獣被害防止計画に基づいた自治体や猟友会等の関係機関との連携強化による鳥獣被害対策の推進 <p>○農産物の生産技術の普及等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者に対する経営再建資金制度の周知 <ul style="list-style-type: none"> 大規模な自然災害に備えた鳴沢村雪害対策資金利子補給要綱及び鳴沢村農業災害対策資金利子補給要綱による支援制度の継続 <p>○農業と観光の連携による農地の保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> マルシェ等の取り組みから農地の保全と活用を推進 <p>○地域の自立型エネルギー導入対策の推進等 5-2) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅等への自立型電源の普及促進 <ul style="list-style-type: none"> 住宅用太陽光発電システム設置者への補助金交付の継続と公共施設及び住宅等への自立型電源の普及促進 <p>○森林の公益的機能の維持・増進 1-5) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の適正管理 <ul style="list-style-type: none"> 森林経営管理制度の活用による森林の適正整備と、森林の保全を図りつつ、荒廃した森林整備の推進等必要に応じた森林被害の防止対策の構築
--

【重点施策に対する重要業績指標（KPI）】

番号	重要業績指標（KPI）	現状（R2）	目標（R7）
7-1)	被災建築物等の危険度判定の実施 ・災害時に使用する応急危険度判定街区マップの作成（デジタル版） 【振興課】	-	-

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
<p>○災害廃棄物処理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 鳴沢村災害廃棄物処理計画に基づいた災害廃棄物等の適正処理による災害地の環境衛生の保全 仮置場の場所の検討(複数箇所) 早期の復興体制の構築 ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進 <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の発生量増加に伴う新たな仮置き場の計画策定 村のみでごみ・し尿等の処理業務が不可能な場合、県、他市町村への速やかな応援要請に向けた連携強化 	
8-2)	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
<p>○地域防災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区防災計画等の作成の推進 1-1) 再掲 <ul style="list-style-type: none"> 地区防災計画等の作成の推進 ・避難所運営マニュアルの作成促進 2-7) 再掲 <ul style="list-style-type: none"> 各避難所に対応した避難所運営マニュアルの作成と、災害対応事例を反映させる定期的な見直し点検 ・地域防災力の強化を支える人材の育成 ・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進 ・避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施 ・防災士の養成 ・インターネットサイトを活用した寄附金の募集 <p>○救助・救急体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災力の中核となる消防団の充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> 消防団員の確保のため、団員が入団しやすく活動しやすい環境の創出と、消防団員の処遇改善や必要な資機材の確保 <p>○地域活性化との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買い物弱者対策への支援 <ul style="list-style-type: none"> 復興・復旧段階における重度心身障害者以外の買い物弱者への支援策の策定 <p>○福祉避難所等の運営体制の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性や子育て家庭等の災害時要配慮者に配慮した避難所運営の実施 <ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所等の運営マニュアル策定に向け、災害時要配慮者を考慮した避難所の住み分けなど避難所運営体制の充実 ・ボランティアコーディネーターの養成の推進 <ul style="list-style-type: none"> 避難所運営でボランティア部門が有効に働くためのボランティアコーディネーターの養成強化 	

8-3)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失
<p>○有形文化財（建造物）の耐震対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村内の有形文化財（建造物）の耐震診断と耐震対策 村内の有形文化財（建造物）の耐震診断および診断に基づく耐震対策の実施 <p>○文化財保存体制の充実</p> <p> GPSを活用して指定文化財のうち富士山エリアに点在する洞穴の正確な位置と場所を特定して地図等に落とし、確実な巡回を実施する体制の構築</p> <p>○地域活性化との連携 8-2) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買い物弱者対策への支援 復興・復旧段階における重度心身障害者以外の買い物弱者への支援策の策定 <p>○森林の公益的機能の維持・増進 1-5) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の適正管理 森林経営管理制度の活用による森林の適正整備と、森林の保全を図りつつ、荒廃した森林整備の推進等必要に応じた森林被害の防止対策の構築 	

【重点施策に対する重要業績指標（KPI）】

番 号	重要業績指標（KPI）	現状 (R2)	目標 (R7)
8-1)	災害廃棄物等の仮置場所の設置個所の検討 【住民課】	1カ所	3カ所
8-1)	災害廃棄物処理体制の整備 ・応援協定を締結している自治体との連携強化 すでに応援協定を締結している自治体と協議等を行い、具体的な応援内容などを定めておく。 【住民課】	-	-
8-2)	民間企業との避難・輸送の協定締結件数 【総務課】	-	2件
8-2)	不特定多数が集まる施設の避難訓練実施回数（年） 【総務課】	-	1回
8-2)	防災訓練の実施回数（年） 【総務課】	1回 (R1)	1回
8-2)	自主防災組織の設置状況 【総務課】	2組織	8組織
8-2)	防災士の資格取得者数 【総務課】	3人	10人

8-2)	避難所ごとの運営マニュアルの作成 【総務課】	-	4カ所
8-2)	救助・救急体制の強化 ・地域防災力の中核となる消防団の充実・強化のための消防団員の処遇改善や必要な資機材の確保 【総務課】	-	-

2. 施策分野ごとの主な施策

(1) 個別施策分野ごとの施策

脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、本村の強靱化に向け、取り組むべき施策分野ごとの推進方針を次の通りとした。

①	行政機能
<p>○防災体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備えた民間企業との協定締結推進 被害が広域に及んだ場合に必要となる避難・輸送の支援協定の締結 ・不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施 道の駅のほか村総合センター等、児童ら不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施（継続） ・消防組織の充実・強化 消防施設・設備の拡充強化と消防団組織の充実・強化 自主防災組織との連携強化による初期消火の徹底による延焼防止 ・職員初動体制の整備 「鳴沢村災害発生時の職員初動マニュアル」により行動するが、メールが使用できない場合の安否連絡手段の検討 災害時に職員の健康を維持し、効率的な業務を遂行するための交替要員等の確保 部署ごとに必要となる人員の量や質（経験者、有資格者等）が時系列で変わることにより配慮した体制の検討 特定の部署への業務集中や無理な業務分担とならないよう、職員数と業務量に見合った体制づくりと業務分担 ・指揮命令系統の確立 職務代行者が全員不在にならないような運用方法の確認 災害対策本部体制下の会計管理者の位置づけの明確化 ・受援体制の構築 被災市区町村応援職員確保システムに基づいた受援に関する受援計画の作成 ・災害対応に関する職員研修の充実・強化 防災担当以外の職員が災害対応に関する研修を受講する時間確保に向けた対策の検討 <p>○地域防災計画の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災関係法令の改正等に基づく地域防災計画の修正 <p>○庁舎等の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の防災拠点としての機能を持つ新庁舎の建設 庁舎建設に係るロードマップの作成 <p>○災害時応急対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進 総合防災情報システムの運用による、現場の情報を迅速かつ正確に伝える体制の構築 ・異常現象発見の通報・伝達 噴火口の早期の特定と避難行動に繋げる噴火警報・火山情報等の情報伝達訓練の実施 	

- ・関係機関との連携体制の整備
必要に応じて富士山の火山災害に関係する富士山火山防災協議会・環富士山火山防災連絡会及び防災関係機関との富士山に関する防災情報及び対策の状況等についての情報共有

○富士山火山防災の推進

- ・富士山火山避難計画の改定
ハザードマップ改定に合わせた富士山火山避難計画の見直し
- ・富士山火山避難促進施設の避難計画策定の推進
指定22の富士山火山避難促進施設ごとの避難計画の策定、それに基づく訓練の実施
- ・富士山国直轄火山砂防事業の推進
富士山噴火に伴う減災対策砂防事業を国直轄事業で実施しているが、火山噴火や降雨に対応した土砂災害対策の国への要望（継続）
- ・広域避難を目的とした支援協定の締結
- ・富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進及び体制強化
富士山噴火に伴う土砂災害に備えるため、火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進及び山梨県側の事業拠点（富士山北麓火山防災ステーション）体制拡充の国への要望

○地域防災力の強化

- ・広域応援協定の整備
近隣の市町村に被害が広域に及んだ場合について、南海トラフ地震対策も視野に入れた応援協定の締結（継続）
- ・災害備蓄品の確保
備蓄品の消費期限切れに伴う入替作業の管理方法の確立
- ・備蓄場所の確保
備蓄倉庫の整備と、災害が長期化した場合の支援物資の受け入れ・搬出・保管が可能な地域防災拠点施設の整備
- ・家庭での備蓄促進
家庭での保存食の備蓄の用意と、ローリングストックの啓発・奨励
- ・ヘリコプター訓練の実施
山梨県消防防災ヘリコプター応援協定に基づく訓練の実施
- ・避難所運営マニュアルの作成促進
各避難所に対応した避難所運営マニュアルの作成と、災害対応事例を反映させる定期的な見直し点検
- ・避難所運営支援の受入体制の構築
大規模災害時に他自治体職員に支援を要請する際の「受援シート」の作成
- ・学校における避難所運営体制の整備
村と学校の共同による学校避難所運営支援計画の作成
- ・被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備

○道の駅への防災機能整備の推進

- ・災害時における避難場所としてのインフラ整備
避難施設となっている道の駅における観光客などの帰宅困難者の受け入れを想定した施設・設備の整備の実施
- ・施設管理者への防災訓練実施の徹底

○平時に噴火に備える事前対策の推進

- ・防災関連施設・地域防災力等の把握
防災対策を円滑に実施するため、被害が想定される地域及びその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に関するデータの整備
- ・火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育
火山に対する一般的知識等安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識の普及・教育の実施
- ・火山観測・監視体制の整備
県、気象庁及び関係機関が行う火山災害対策等に関する調査研究データの提供を依頼する観測・監視体制の整備
- ・異常現象発見の通報・伝達
地域防災計画に示された情報伝達系統に則った通報・伝達の実施
- ・関係機関との連携体制の整備
富士山の火山災害に関係する富士山火山防災協議会・環富士山火山防災連絡会及び防災関係機関との富士山に関する防災情報及び対策の状況等の情報共有
- ・防災訓練の実施
広域避難訓練の実施
噴火を想定した防災訓練実施による正しい知識の周知、行動の熟知、問題点の抽出

○緊急物資や燃料の確保

- ・緊急物資の調達（調達の協定）
災害発生時の緊急物資の調達については、協定締結以来、連絡先の変更等を更新していないため情報の適時更新
- ・緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築
民間事業所の施設や重機の使用、業務委託の検討
- ・緊急物資の管理
「物資調達・輸送調整等支援システム」を各物流拠点で操作できる環境整備
- ・災害時における燃料確保の推進
ガソリン等は、停電時においても供給体制の整っている村内ガソリンスタンドから調達することとなっているが、引き続き確保対策の強化
- ・燃料供給ルートの確保
広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、村の防災拠点とを結ぶ道路を緊急輸送道路とした指定及び整備

○消防力等の充実・強化

救急業務の高度化に対応するための消防団員等の応急手当普及員の養成

○災害時の医療救護・搬送体制等の整備

- ・大規模震災時医療救護マニュアルの改訂
独自のマニュアル策定に取り組み、医療活動が速やかに行えるよう、保健所や医師会との連携体制の確認
- ・防災ヘリポートの確保及び整備の推進
孤立地域への対策及び緊急輸送が必要な重傷者等への処置としてのヘリポート指定、整備実施と実効性の確認

○自立・分散型エネルギーシステムの導入等

- ・避難所等の電源確保体制の整備
あらゆる災害、天候、燃料供給状況等に対応できるよう、避難所等の電源としての多様なエネルギー確保手段の構築

○災害時防疫体制の構築

- ・災害時における保健師活動マニュアルの策定
山梨県災害時における保健師活動マニュアルを活用した保健師全員による机上訓練の実施
- ・感染症対策の推進
感染症の蔓延防止策としての定期予防接種率の向上
災害発生時に感染症罹患者が発生した際の、生活区域を分けた拡散防止対策の検討

○庁舎の災害対応力の強化

- ・災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）の確保
災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）が機能するスペースの確保と、地震に備えた安全対策（書架、物品棚等のオフィス家具の固定、転倒防止等）の実施
- ・災害対策本部の予備施設の指定
代替庁舎（ボランティアセンター）の見直しと、富士山噴火で広域避難した場合の代替庁舎の広域的協議の実施
- ・電力の確保
非常用発電設備で電気が使用できる区域・設備の明確化と、供給方法についての定期的な確認
- ・通信機器の確保
緊急時連絡リストの共有と、通信機器の拡充・整備及び通信手段の確保、通信担当の指名
鳴沢村行政防災無線のメール配信サービス（防災情報）登録の推進
- ・行政データのバックアップ
大規模災害時にシステム及びデータを保全する環境の継続的な維持・強化と災害時における業務システムの整備
- ・職員のトイレ対策
庁舎が断水等でトイレが使用不可能となった場合に備えた災害用トイレの整備
被災時の窓口や実行主体の一元化と汚物の一時保管方法、廃棄ルート決定
- ・職員の食料・飲料水等の確保
職場内での備蓄についての啓発
- ・燃料及び消耗品の確保
役場庁舎非常用発電機の連続使用稼働が2～3時間を超える場合の燃料備蓄の検討
- ・公用車両の災害対応機能の強化
災害時の公用車の使用ルールの策定

○業務継続環境の構築

- ・非常時優先業務の整理
鳴沢村業務継続計画の検証を目的とした図上訓練の実施（継続）

<p>○通信機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線等による情報伝達機能の強化 公的な拠点における Wi-Fi 環境の整備や多様な通信手段の構築ケーブル断線などの復旧作業の保守事業者（NTT 東日本・北富士有線放送）に依頼した早期復旧協定の検討 ・光ファイバーケーブルの維持管理 <p>○救助・救急体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災力の中核となる消防団の充実・強化 消防団員の確保のため、団員が入団しやすく活動しやすい環境の創出と、消防団員の処遇改善や必要な資機材の確保 	
②	住宅・集落
<p>○建築物等の耐震対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の耐震対策の推進（木造住宅等の耐震化の推進） 耐震診断等を継続し耐震改修等を促進 ・小中学校における防災対策の推進 小中学校とも耐震性は確保されているが、引き続き安全点検などに努める。 <p>○災害に強いまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電線類地中化の推進 集落内は道路狭隘等で実現は困難なもの、国土交通省が国道 139 号沿いの一部で地中化を計画するなど国道の一部で順次計画および実施 ・空き家対策の推進 鳴沢村空家等対策計画等に基づき、倒壊が懸念される住宅について指導・勧告等の実施を検討 <p>○地域防災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施 防災訓練を通じた各種計画等の検証と見直し ・自主防災組織の充実・強化及び維持 共助に基づいた自主防災組織の在り方の検討 ・ハザードマップの作成 土砂災害警戒区域等の変更時に土砂災害ハザードマップの随時更新 ・自主防災組織、人材育成及び意識啓発 防災士有資格者の増員による地域全体の防災力強化 ・地区防災計画等の作成の推進 地区防災計画等の作成の推進 ・小中学校における防災対策の推進 引き渡し訓練や避難訓練の継続的な実施 ・保育所等における防災対策の推進 大規模震災を想定した地域住民も含めた合同避難訓練の実施 ・地域防災力の強化を支える人材の育成 ・災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進 ・避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・防災士の養成 ・インターネットサイトを活用した寄附金の募集 <p>○災害時応急対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅、ホテル等の提供についての協力体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> 県の実施要領に従って実施する民間賃貸住宅借り上げ型応急仮設住宅について、事務処理手順や県との連絡体制の構築 <p>○地域の自立型エネルギー導入対策の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅等への自立型電源の普及促進 <ul style="list-style-type: none"> 住宅用太陽光発電システム設置者への補助金交付の継続と公共施設及び住宅等への自立型電源の普及促進 <p>○被災建築物等の危険度判定の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施 <ul style="list-style-type: none"> 災害時に使用する応急危険度判定街区マップの作成（デジタル版）実施本部及び判定拠点（判定士受入れ）のための施設や実施本部運営人員の確保
③	保健医療・福祉
	<p>○災害時要援護者等の支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者支援マニュアル等の策定 <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の移送等についての具体案の策定 ・避難行動要支援者台帳の作成 <ul style="list-style-type: none"> 災害時に備え避難行動要支援者をまとめたリストの随時更新 ・障害者に対する情報支援体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> 災害時要支援者名簿に登録されている高齢者・障害者への支援体制の構築 <p>○福祉避難所等の運営体制の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設との福祉避難所に関する協定 <ul style="list-style-type: none"> 村内の福祉施設と締結した災害時要救護者の福祉避難所の受け入れに関する協定の実効性の向上 ・福祉避難所運営マニュアルの策定 <ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所運営マニュアルの避難所ごとの策定 ・災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> 地域とさらに連携を強化した訓練の充実 ・女性や子育て家庭等の災害時要配慮者に配慮した避難所運営の実施 <ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所等の運営マニュアル策定に向け、災害時要配慮者を考慮した避難所の住み分けなど避難所運営体制の充実 ・ボランティアコーディネーターの養成の推進 <ul style="list-style-type: none"> 避難所運営でボランティア部門が有効に働くためのボランティアコーディネーターの養成強化

○災害時保健医療体制の整備

- ・透析患者の支援体制の整備
災害時、名簿を基に透析医療が受けられる医療機関の確認、調整と誘導、搬送方法の具体的把握
- ・医薬品等の備蓄・供給体制の整備
住民に対する各家庭での常備薬の備蓄についての啓発
- ・医療救護の広域応援体制の整備
圏域を越えて災害医療に関わる情報収集・提供できる継続的な訓練の実施
- ・「災害時の栄養・食生活支援のマニュアル」に基づく対応
マニュアルに基づいた迅速な対応と、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・慢性疾患を持つ人に適した食品の備蓄

○社会福祉施設の防災資機材等の整備

- ・高齢者施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進
資機材等充実に向けた継続的な取り組み

○災害時の医療救護・搬送体制等の整備

- ・大規模震災時医療救護マニュアルの改訂
独自のマニュアル策定に取り組み、医療活動が速やかに行えるよう、保健所や医師会との連携体制の確認
- ・防災ヘリポートの確保及び整備の推進
孤立地域への対策及び緊急輸送が必要な重傷者等への処置としてのヘリポート指定、整備実施と実効性の確認

○災害時防疫体制の構築 ①再掲

- ・災害時における保健師活動マニュアルの策定
山梨県災害時における保健師活動マニュアルを活用した保健師全員による机上訓練の実施
- ・感染症対策の推進
感染症の蔓延防止策としての定期予防接種率の向上
災害発生時に感染症罹患者が発生した際の、生活区域を分けた拡散防止対策の検討

○地域防災力の強化 ①再掲

- ・避難所運営マニュアルの作成促進
各避難所に対応した避難所運営マニュアルの作成と、災害対応事例を反映させる定期的な見直し点検
- ・避難所運営支援の受入体制の構築
大規模災害時に他自治体職員に支援を要請する際の「受援シート」の作成
- ・学校における避難所運営体制の整備
村と学校の共同による学校避難所運営支援計画の作成
- ・被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備

○地域活性化との連携

- ・買い物弱者対策への支援
復興・復旧段階における重度心身障害者以外の買い物弱者への支援策の策定

④	産業
<p>○農地の保全等による災害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備 ストックマネジメントサイクルの確立と、大規模な災害発生時にも営農活動が継続される体制整備 ・ 農村資源の保全管理活動の推進 農業・農村の機能の維持・発展を図るための災害対策強化 鳴沢村鳥獣被害防止計画に基づいた自治体や猟友会等の関係機関との連携強化による鳥獣被害対策の推進 <p>○降灰対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 富士山火山噴火に伴う降灰からの道路交通等の確保 富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通等の確保を図る体制構築 ・ 富士山火山噴火に伴う降灰からの農地及び森林の保全 災害発生後、迅速かつ効率的に経営の再建が図られるよう農業者に対する経営再建対策の策定 <p>○森林の公益的機能の維持・増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の適正管理 森林経営管理制度の活用による森林の適正整備と、森林の保全を図りつつ、荒廃した森林整備の推進等必要に応じた森林被害の防止対策の構築 <p>○農業・農村の多面的機能の維持・増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃農地解消対策の推進 農業委員会と連携した荒廃農地の解消に向けた取り組み（継続） <p>○中小企業に対する災害時支援制度の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における災害融資制度の周知及び金融相談体制の充実 事業継続に向けた河口湖商工会、各金融機関と調整しながらの迅速対応 <p>○地域活性化との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興地域整備計画の策定・推進 優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策の計画的な実施 ・ 森林施業の推進 合理的林業経営、林業生産活動の推進、林業就業者の雇用の安定化を図るため、施業の共同化・協業化の促進、適正な施業の推進（継続） ・ 林業労働者・後継者の育成 魅力ある林業経営を目指し、後継者の育成、労働力を確保（継続） ・ 間伐材等の利用の促進 国・県と連携した木質バイオマス燃料や集成材の利用の促進 <p>○農産物の生産技術の普及等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者に対する経営再建資金制度の周知 大規模な自然災害に備えた鳴沢村雪害対策資金利子補給要綱及び鳴沢村農業災害対策 	

<p>資金融子補給要綱による支援制度の継続</p> <p>○農業と観光の連携による農地の保全と活用 マルシェ等の取り組みから農地の保全と活用を推進</p>	
⑤	交通・インフラ
<p>○インフラ等耐震化及び長寿命化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等総合管理計画による施設の長寿化の推進 使用状況・劣化状況を勘案した計画的な修繕 ・ 橋梁の耐震化及び長寿命化の推進 橋の修繕及び耐震補強の実施（継続） ・ 水道における耐震管への布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進 ストックマネジメント実施計画の策定を行い、耐震性のある管路への整備の逐次実施 ・ 基幹的水道施設の耐震診断の実施 古い施設から優先的に耐震診断の実施を行い、災害時の被害予測と耐震化推進の方策の作成 <p>○災害に強いまちづくりの推進 ②再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電線類地中化の推進 集落内は道路狭隘等で実現は困難なもの、国土交通省が国道 139 号沿いの一部で地中化を計画するなど国道の一部で順次計画および実施 ・ 空き家対策の推進 鳴沢村空家等対策計画等に基づき、倒壊が懸念される住宅について指導・勧告等の実施を検討 <p>○防災体制の充実・強化 ①再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に備えた民間企業との協定締結推進 被害が広域に及んだ場合に必要となる避難・輸送の支援協定の締結 ・ 不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施 道の駅のほか村総合センター等、児童ら不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施（継続） <p>○浸水被害等を防止する排水施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐用年数を過ぎた村内排水施設の更新 耐用年数を過ぎた村内施設の更新及び排水設備の雨水排水能力の管理 <p>○災害時に備えた広域道路ネットワークの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替輸送路及び集落の孤立化を防止するための道路整備 山間地の集落を連結する林道の劣化に対応した改良整備 ・ 農道の維持管理 農道の効率的な維持管理 ・ 緊急輸送路となる幹線道路の整備 村内で唯一指定されている国道 139 号が被災した際の代替道路の整備 ・ 幹線街路網の整備の推進 	

広域的な避難路である国道、県道を中心とした道路網確保

- ・富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備
避難路が国道 139 号しかないため、広域避難の際に円滑に移動できるような道路網の整備
火山対策工の国への要望（継続）
- ・道路防災危険箇所等の解消
道路区域外からの土砂等の流入などの危険箇所についての防災点検の実施
- ・林道の維持管理
林道の効率的な維持管理

○降灰対策の推進 ④再掲

- ・富士山火山噴火に伴う降灰からの道路交通等の確保
富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通等の確保を図る体制構築
- ・富士山火山噴火に伴う降灰からの農地及び森林の保全
災害発生後、迅速かつ効率的に経営の再建が図られるよう農業者に対する経営再建対策の策定

○緊急物資や燃料の確保 ①再掲

- ・緊急物資の調達（調達の協定）
災害発生時の緊急物資の調達については、協定締結以来、連絡先の変更等を更新していないため情報の適時更新
- ・緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築
民間事業所の施設や重機の使用、業務委託の検討
- ・緊急物資の管理
「物資調達・輸送調整等支援システム」を各物流拠点で操作できる環境整備
- ・災害時における燃料確保の推進
ガソリン等は、停電時においても供給体制の整っている村内ガソリンスタンドから調達することとなっているが、引き続き確保対策の強化
- ・燃料供給ルートの確保
広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、村の防災拠点とを結ぶ道路を緊急輸送道路とした指定及び整備

○道路除排雪計画の策定等

- ・主要幹線道路等の除排雪計画の策定
主要幹線道路管理者である国、県と連携した除排雪計画の策定
村内の除排雪作業が可能な業者の実状を反映した計画策定

○災害時保健医療体制の整備 ③再掲

- ・医薬品等の備蓄・供給体制の整備
住民に対する各家庭での常備薬の備蓄についての啓発
- ・医療救護の広域応援体制の整備
圏域を越えて災害医療に関わる情報収集・提供できる継続的な訓練の実施
- ・「災害時の栄養・食生活支援のマニュアル」に基づく対応
マニュアルに基づいた迅速な対応と、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・慢性疾患を持つ人に適した食品の備蓄

○災害時応急対策の推進 ①再掲

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進
総合防災情報システムの運用による、現場の情報を迅速かつ正確に伝える体制の構築
- ・道路の点検、啓開マニュアルの運用訓練の実施
災害時の応急点検マニュアルの策定

○道の駅への防災機能整備の推進 ①再掲

- ・災害時における避難場所としてのインフラ整備
避難施設となっている道の駅における観光客などの帰宅困難者の受け入れを想定した施設・設備の整備の実施
- ・施設管理者への防災訓練実施の徹底

○自立・分散型エネルギーシステムの導入等 ①再掲

- ・避難所等の電源確保体制の整備
あらゆる災害、天候、燃料供給状況等に対応できるよう、避難所等の電源としての多様なエネルギー確保手段の構築

○帰宅困難者等の保護

- ・交通事業者との連絡調整
関係機関からの協力要請があった場合に、相互に協力・連携して滞留旅客、帰宅困難者に対して必要な措置を実行できる体制整備と、災害時の連絡手段の確保
- ・食料支援の方法
災害時の滞留者への食料支援方法の策定
- ・避難場所の提供
滞留者を保護するための場所を速やかに選定するため、滞留状況を把握する体制の構築と、迅速に情報を伝えるため、村内各地にいる帰宅困難者を一時的に集める場所の確保

○滞留旅客対策等の推進

- ・観光協会等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進
データ・紙媒体・SNS・データ放送・HPを通じた公共交通や搬送情報等の提供
- ・外国旅行者に対する災害情報提供体制の整備
外国人旅行者向けに、多言語対応による情報提供体制の整備

○交通規制及び交通安全対策の実施等

- ・交通安全施設等の整備の推進
道路における交通安全を確保するため、カーブミラー、道路標示、通学路のカラー化などの推進
- ・実践的な交通規制訓練等の実施
防災訓練時に緊急輸送道路の確保、実践的な交通規制訓練等の実施
- ・村道が緊急輸送道路指定時の交通体制確保
国道、県道が通行不能となり、村道が代替道路として指定された場合の交通規制の体制整備
- ・交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立
国・県への交通障害の除去等の依頼体制の構築

- 発災後のインフラ復旧対策の推進
 - ・山梨県電力供給体制強靱化戦略に基づく対策強化
 - 災害による電力供給インフラ被害の最小化（樹木の事前伐採等）や情報収集体制の強化、復旧作業への支援・協力、応急電源の確保、災害に強いエネルギーシステムの導入推進
 - 伐採に係る事業実施に際し、市町村と重要インフラ施設管理者（東京電力等）と森林所有者との3者協定の締結
- 通信機能の強化 ①再掲
 - ・防災行政無線等による情報伝達機能の強化
 - 公的な拠点におけるWi-Fi環境の整備や多様な通信手段の構築ケーブル断線などの復旧作業の保守事業者（NTT東日本・北富士有線放送）に依頼した早期復旧協定の検討
 - ・光ファイバーケーブルの維持管理
- 地域の自立型エネルギー導入対策の推進等 ②再掲
 - ・住宅等への自立型電源の普及促進
 - 住宅用太陽光発電システム設置者への補助金交付の継続と公共施設及び住宅等への自立型電源の普及促進
- 災害時応急対策の推進
 - ・災害時における給水協力関係の強化
 - 給水協力関係について近隣市町村と相談体制の構築
 - ・緊急用発電機の維持管理及び新地設置検討
 - 既設の緊急発電機の点検を継続し、水源地に規格に適した発電機の設置

⑥	国土保全
---	------

- 農地の保全等による災害対策の推進 ④再掲
 - ・浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備
 - ストックマネジメントサイクルの確立と、大規模な災害発生時にも営農活動が継続される体制整備
 - ・農村資源の保全管理活動の推進
 - 農業・農村の機能の維持・発展を図るための災害対策強化
 - 鳴沢村鳥獣被害防止計画に基づいた自治体や猟友会等の関係機関との連携強化による鳥獣被害対策の推進
- 水防対策の推進
 - ・水防用資材の備蓄の推進
 - 堰堤決壊も視野に入れた必要な資材の備蓄
 - ・水防施設の適切な維持管理
 - 水害防止のための水防施設の適切な維持管理（継続）
 - 豪雨等による新たな水害への水防施設の検討・整備
- 降灰対策の推進 ④再掲
 - ・富士山火山噴火に伴う降灰からの道路交通等の確保

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通等の確保を図る体制構築

- ・富士山火山噴火に伴う降灰からの農地及び森林の保全
災害発生後、迅速かつ効率的に経営の再建が図られるよう農業者に対する経営再建対策の策定

○土砂災害対策の推進

- ・治山事業による土砂災害対策の推進
県と担当職員による「山地災害防止パトロール」の実施による危険箇所の特定と対策必要箇所についての県への要望と整備（継続）
- ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進
砂防施設の整備が必要な箇所についての国・県への要望（継続）
小規模な治山工事については村で検討・整備

○森林の公益的機能の維持・増進 ④再掲

- ・森林の適正管理
森林経営管理制度の活用による森林の適正整備と、森林の保全を図りつつ、荒廃した森林整備の推進等必要に応じた森林被害の防止対策の構築

○農業・農村の多面的機能の維持・増進 ④再掲

- ・荒廃農地解消対策の推進
農業委員会と連携した荒廃農地の解消に向けた取り組み（継続）

○防災体制の充実・強化

- ・治山事業による土砂災害対策の推進
県と担当職員の「山地災害防止パトロール」実施による危険箇所の確認と県へ災害対策の継続的な要望

○農業と観光の連携による農地の保全と活用

マルシェ等の取り組みから農地の保全と活用を推進

○災害廃棄物処理体制の整備

- ・災害廃棄物の処理体制の整備
鳴沢村災害廃棄物処理計画に基づいた災害廃棄物等の適正処理による災害地の環境衛生の保全
仮置場の場所の検討(複数箇所)
早期の復興体制の構築
- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進
廃棄物の発生量増加に伴う新たな仮置き場の計画策定
村のみでごみ・し尿等の処理業務が不可能な場合、県、他市町村への速やかな応援要請に向けた連携強化

(2) 横断的分野

⑦	リスクコミュニケーション
<p>○地域防災力の強化 ①②再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> 防災訓練を通じた各種計画等の検証と見直し ・自主防災組織の充実・強化及び維持 <ul style="list-style-type: none"> 共助に基づいた自主防災組織の在り方の検討 ・ハザードマップの作成 <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域等の変更時に土砂災害ハザードマップの随時更新 ・自主防災組織、人材育成及び意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> 防災士有資格者の増員による地域全体の防災力強化 ・地区防災計画等の作成の推進 <ul style="list-style-type: none"> 地区防災計画等の作成の推進 ・小中学校における防災対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 引き渡し訓練や避難訓練の継続的な実施 ・保育所等における防災対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 大規模震災を想定した地域住民も含めた合同避難訓練の実施 ・災害備蓄品の確保 <ul style="list-style-type: none"> 備蓄品の消費期限切れに伴う入替作業の管理方法の確立 ・備蓄場所の確保 <ul style="list-style-type: none"> 備蓄倉庫の整備と、災害が長期化した場合の支援物資の受け入れ・搬出・保管が可能な地域防災拠点施設の整備 ・家庭での備蓄促進 <ul style="list-style-type: none"> 家庭での保存食の備蓄の用意と、ローリングストックの啓発・奨励 <p>○防災・災害情報提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人旅行者に対する防災・災害情報提供体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 県等と連携した外国人旅行者に対する防災・災害情報の提供と、語学に関するボランティアの活用 ・被災者に対する情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 災害時の観光施設の連絡先の把握、情報提供シートの作成 情報提供手段や災害に特化したHPへの切り替え、多言語対応（窓口・HP・SNS等）についての検討 <p>○平時に噴火に備える事前対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災関連施設・地域防災力等の把握 <ul style="list-style-type: none"> 防災対策を円滑に実施するため、被害が想定される地域及びその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に関するデータの整備 ・火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育 <ul style="list-style-type: none"> 火山に対する一般的知識等安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識の普及・教育の実施 ・火山観測・監視体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 県、気象庁及び関係機関が行う火山災害対策等に関する調査研究データの提供を依頼する観測・監視体制の整備 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・異常現象発見の通報・伝達 地域防災計画に示された情報伝達系統に則った通報・伝達の実施 ・関係機関との連携体制の整備 富士山の火山災害に関係する富士山火山防災協議会・環富士山火山防災連絡会及び防災関係機関との富士山に関する防災情報及び対策の状況等の情報共有 ・防災訓練の実施 広域避難訓練の実施 噴火を想定した防災訓練実施による正しい知識の周知、行動の熟知、問題点の抽出 <p>○滞留旅客対策等の推進 ⑤再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光協会等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進 データ・紙媒体・SNS・データ放送・HP を通じた公共交通や搬送情報等の提供 ・外国旅行者に対する災害情報提供体制の整備 外国人旅行者向けに、多言語対応による情報提供体制の整備 <p>○中小企業に対する災害時支援制度の充実等 ④再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における災害融資制度の周知及び金融相談体制の充実 事業継続に向けた河口湖商工会、各金融機関と調整しながらの迅速対応
--	---

⑧	人材育成
---	------

	<p>○地域防災力の強化 ②再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施 防災訓練を通じた各種計画等の検証と見直し ・自主防災組織の充実・強化及び維持 共助に基づいた自主防災組織の在り方の検討 ・ハザードマップの作成 土砂災害警戒区域等の変更時に土砂災害ハザードマップの随時更新 ・自主防災組織、人材育成及び意識啓発 防災士有資格者の増員による地域全体の防災力強化 ・地区防災計画等の作成の推進 地区防災計画等の作成の推進 ・小中学校における防災対策の推進 引き渡し訓練や避難訓練の継続的な実施 ・保育所等における防災対策の推進 大規模震災を想定した地域住民も含めた合同避難訓練の実施 ・地域防災力の強化を支える人材の育成 ・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進 ・避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施 ・防災士の養成 ・インターネットサイトを活用した寄附金の募集 <p>○防災・災害情報提供体制の整備 ⑦再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人旅行者に対する防災・災害情報提供体制の整備 県等と連携した外国人旅行者に対する防災・災害情報の提供と、語学に関するボラン
--	---

	<p>ティアの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者に対する情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 災害時の観光施設の連絡先の把握、情報提供シートの作成 情報提供手段や災害に特化したHPへの切り替え、多言語対応（窓口・HP・SNS等）についての検討 <p>○防災体制の充実・強化 ①再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防組織の充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> 消防施設・設備の拡充強化と消防団組織の充実・強化 自主防災組織との連携強化による初期消火の徹底による延焼防止 <p>○消防力等の充実・強化 ①再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急業務の高度化に対応するための消防団員等の応急手当普及員の養成 <p>○福祉避難所等の運営体制の充実等 再掲③</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性や子育て家庭等の災害時要配慮者に配慮した避難所運営の実施 <ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所等の運営マニュアル策定に向け、災害時要配慮者を考慮した避難所の住み分けなど避難所運営体制の充実 ボランティアコーディネーターの養成の推進 <ul style="list-style-type: none"> 避難所運営でボランティア部門が有効に働くためのボランティアコーディネーターの養成強化
⑨	官民連携
	<p>○防災体制の充実・強化 ①再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に備えた民間企業との協定締結推進 <ul style="list-style-type: none"> 被害が広域に及んだ場合に必要となる避難・輸送の支援協定の締結 不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> 道の駅のほか村総合センター等、児童ら不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施（継続） <p>○災害時応急対策の推進 ②再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅、ホテル等の提供についての協力体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> 県の実施要領に従って実施する民間賃貸住宅借り上げ型応急仮設住宅について、事務処理手順や県との連絡体制の構築 <p>○緊急物資や燃料の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急物資の調達（調達の協定） <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の緊急物資の調達については、協定締結以来、連絡先の変更等を更新していないため情報の適時更新 緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> 民間事業所の施設や重機の使用、業務委託の検討 緊急物資の管理 <ul style="list-style-type: none"> 「物資調達・輸送調整等支援システム」を各物流拠点で操作できる環境整備

- ・災害時における燃料確保の推進
 - ガソリン等は、停電時においても供給体制の整っている村内ガソリンスタンドから調達することとなっているが、引き続き確保対策の強化
- ・燃料供給ルートの確保
 - 広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、村の防災拠点とを結ぶ道路を緊急輸送道路とした指定及び整備
- 滞留旅客対策等の推進 ⑤再掲
 - ・観光協会等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進
 - データ・紙媒体・SNS・データ放送・HP を通じた公共交通や搬送情報等の提供
 - ・外国旅行者に対する災害情報提供体制の整備
 - 外国人旅行者向けに、多言語対応による情報提供体制の整備
- 発災後のインフラ復旧対策の推進 ⑤再掲
 - ・山梨県電力供給体制強靱化戦略に基づく対策強化
 - 災害による電力供給インフラ被害の最小化（樹木の事前伐採等）や情報収集体制の強化、復旧作業への支援・協力、応急電源の確保、災害に強いエネルギーシステムの導入推進
 - 伐採に係る事業実施に際し、市町村と重要インフラ施設管理者（東京電力等）と森林所有者との3者協定の締結
- 災害廃棄物処理体制の整備 ⑥再掲
 - ・災害廃棄物の処理体制の整備
 - 鳴沢村災害廃棄物処理計画に基づいた災害廃棄物等の適正処理による災害地の環境衛生の保全
 - 仮置場の場所の検討(複数箇所)
 - 早期の復興体制の構築
 - ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進
 - 廃棄物の発生量増加に伴う新たな仮置き場の計画策定
 - 村のみでごみ・し尿等の処理業務が不可能な場合、県、他市町村への速やかな応援要請に向けた連携強化
- 地域防災力の強化
 - ・地域防災力の強化を支える人材の育成
 - ・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進
 - ・避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施
 - ・防災士の養成
 - ・インターネットサイトを活用した寄附金の募集
- 有形文化財（建造物）の耐震対策の推進
 - ・村内の有形文化財（建造物）の耐震診断と耐震対策
 - 村内の有形文化財（建造物）の耐震診断および診断に基づく耐震対策の実施
- 文化財保存体制の充実
 - GPSを活用して指定文化財のうち富士山エリアに点在する洞穴の正確な位置と場所を

特定して地図等に落とし、確実な巡回を実施する体制の構築	
⑩	老朽化対策
<p>○建築物等の耐震対策の推進 ②再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の耐震対策の推進（木造住宅等の耐震化の推進） 耐震診断等を継続し耐震改修等を促進 ・小中学校における防災対策の推進 小中学校とも耐震性は確保されているが、引き続き安全点検などに努める。 <p>○インフラ等耐震化及び長寿命化の推進 ⑤再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画による施設の長寿化の推進 使用状況・劣化状況を勘案した計画的な修繕 ・橋梁の耐震化及び長寿命化の推進 橋の修繕及び耐震補強の実施（継続） ・水道における耐震管への布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進 ストックマネジメント実施計画の策定を行い、耐震性のある管路への整備の逐次実施 ・基幹的水道施設の耐震診断の実施 古い施設から優先的に耐震診断の実施を行い、災害時の被害予測と耐震化推進の方策の作成 <p>○災害に強いまちづくりの推進 ②再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電線類地中化の推進 集落内は道路狭隘等で実現は困難なもの、国土交通省が国道 139 号沿いの一部で地中化を計画するなど国道の一部で順次計画および実施 ・空き家対策の推進 鳴沢村空家等対策計画等に基づき、倒壊が懸念される住宅について指導・勧告等の実施を検討 <p>○庁舎等の耐震化 ①再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の防災拠点としての機能を持つ新庁舎の建設 庁舎建設に係るロードマップの作成 <p>○浸水被害等を防止する排水施設の整備 ⑤再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数を過ぎた村内排水施設の更新 耐用年数を過ぎた村内施設の更新及び排水設備の雨水排水能力の管理 <p>○有形文化財（建造物）の耐震対策の推進 ⑨再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村内の有形文化財（建造物）の耐震診断と耐震対策 村内の有形文化財（建造物）の耐震診断および診断に基づく耐震対策の実施 <p>○文化財保存体制の充実 ⑨再掲</p> <p>GPS を活用して指定文化財のうち富士山エリアに点在する洞穴の正確な位置と場所を特定して地図等に落とし、確実な巡回を実施する体制の構築</p>	

第6章 重点施策

1. 特に回避すべき「最悪の事態」の選定

限られた能力、財源で村土の強靱化を進めるためには、施策の優先順位をつけて重点化しながら進める必要がある。

このため、8つの「事前に備えるべき目標」に係る33の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」から人命の保護を最大限図る等を基本目標に、本村の地域的特性等の観点により、下表のとおり20の「特に回避すべき最悪の事態」と31の重点施策を選定した。

重点施策の設定にあたっては、①本地域における影響の大きさ②対応策の緊急度・重要性③対応策の効果の大きさの3評価項目について、庁内委員会を中心に検討し、2項目以上の評価があった施策を重点施策として抽出した。各項目について、KPI（重要業績指標）を設定し、目標を数値化できる重点施策については、定量的目標を設定した。

事前に備えるべき目標		特に回避すべき最悪の事態（20）		重点施策（31）
1	直接死を最大限防ぐ	1-1)	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 【総務課】【住民課】【企画課】【振興課】 【教育委員会】	防災体制の充実・強化
			住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 【総務課】【住民課】【教育委員会】	地域防災力の強化
		1-2)	住宅地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 【総務課】	庁舎等の耐震化
			住宅地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 【福祉保健課】	災害時要援護者等の支援体制の充実
		1-3)	豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な集落等の浸水による多数の死傷者の発生 【総務課】	災害時緊急対策の推進
			豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な集落等の浸水による多数の死傷者の発生 【振興課】	水防対策の推進
		1-4)	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生 【総務課】【振興課】	富士山火山防災の推進
			富士山火山噴火による多数の死傷者の発生 【振興課】	災害時に備えた広域道路ネットワークの整備
			富士山火山噴火による多数の死傷者の発生 【振興課】	降灰対策の推進
			富士山火山噴火による多数の死傷者の発生 【総務課】	平時に噴火に備える事前対策の推進

		1-5)	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生 【振興課】	土砂災害対策の推進
		1-6)	豪雪等に伴う多数の死傷者の発生 【総務課】	緊急物資や燃料の確保
			豪雪等に伴う多数の死傷者の発生 【振興課】	道路除排雪計画の策定等
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1)	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態 【総務課】	地域防災力の強化
			交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態 【振興課】	インフラ等耐震化及び長寿命化の推進
			交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態 【企画課】	道の駅への防災機能整備の推進
		2-3)	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下 【福祉保健課】	災害時の医療救護・搬送体制等の整備
			警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下 【総務課】	自立・分散型エネルギーシステムの導入等
		2-4)	別荘や宿泊施設、キャンプ場などの利用者を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足 【総務課】【企画課】	帰宅困難者等の保護
		2-6)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生 【福祉保健課】	災害時防疫体制の構築
		2-7)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 【総務課】【住民課】【教育委員会】	地域防災力の強化
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-2)	交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全 【総務課】	防災体制の充実・強化
		3-3)	災害対策拠点である役場施設の倒壊及び災害拠点機能の混乱による行政機能の大幅な低下や停止 【総務課】	庁舎の災害対応力の強化
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1)	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 【振興課】	発災後のインフラ復旧対策の推進
		4-3)	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 【総務課】【企画課】	通信機能の強化

6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-2)	長期にわたる上水道等の供給停止や污水处理施設の機能停止 【振興課】	災害時 応急対策の推進
		6-4)	防災インフラの長期にわたる機能不全 【振興課】	防災体制の充実・強化
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1)	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺 【振興課】	被災建築物等の危険度判定の実施
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 【住民課】	災害廃棄物処理体制の整備
		8-2)	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 【総務課】	地域防災力の強化
		復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 【総務課】	救助・救急体制の強化	

2. 重点施策

1. の特に回避すべき「最悪の事態」に対応する施策の中から、脆弱性評価の結果を踏まえ、最悪の事態を回避するために効果が大きい施策又は緊急性が高い施策、影響が広範囲にわたる施策、災害時だけでなく平時の活用度が高い施策等を優先度の高い施策(重点施策)として選定し、本計画において特定したリスク(大規模自然災害)ごとの対策として整理した。

なお、重点施策については、毎年度の計画の進捗管理を踏まえ、適宜見直しを実施する。

(1) 巨大地震

番号	項目	担当課
1-2)	○庁舎等の耐震化 ・災害発生時の防災拠点としての機能を持つ新庁舎の建設 庁舎建設に係るロードマップの作成	【福祉保健課】
1-4)	○富士山火山防災の推進 ・富士山火山避難計画の改定 ハザードマップ改定に合わせた富士山火山避難計画の見直し ・富士山火山避難促進施設の避難計画策定の推進 指定22の富士山火山避難促進施設ごとの避難計画策定、それに基づく訓練の実施 ・富士山国直轄火山砂防事業の推進 富士山噴火に伴う減災対策砂防事業を国直轄事業で実施しているが、火山噴火や降雨に対応した土砂災害対策の国への要望(継続) ・富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進及び体制強化 富士山噴火に伴う土砂災害に備えるため、火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進及び山梨県側の事業拠点(富士山北麓火山防災ステーション)体制拡充の国への要望	【総務課】
2-1)	○インフラ等耐震化及び長寿命化の推進 ・水道における耐震管への布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進 ストックマネジメント実施計画の策定を行い、耐震性のある管路への整備の逐次実施 ・基幹的水道施設の耐震診断の実施 古い施設から優先的に耐震診断の実施を行い、災害時の被害予測と耐震化推進の方策の作成	【総務課】 【振興課】
2-3)	○災害時の医療救護・搬送体制等の整備 ・大規模震災時医療救護マニュアルの改訂 独自のマニュアル策定に取り組み、医療活動が速やかに行えるよう、保健所や医師会との連携体制の確認 ・防災ヘリポートの確保及び整備の推進 孤立地域への対策及び緊急輸送が必要な重傷者等への処置としてのヘリポート指定、整備実施と実効性の確認	【振興課】

7-1)	<p>○被災建築物等の危険度判定の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施 災害時に使用する応急危険度判定街区マップの作成（デジタル版） 実施本部及び判定拠点（判定士受入れ）のための施設や実施本部運営人員の確保 	【振興課】
------	--	-------

(2) 富士山火山噴火

番号	項目	担当課
1-2)	<p>○庁舎等の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の防災拠点としての機能を持つ新庁舎の建設 庁舎建設に係るロードマップの作成 	【総務課】
1-4)	<p>○富士山火山防災の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 富士山火山避難計画の改定 ハザードマップ改定に合わせた富士山火山避難計画の見直し 富士山火山避難促進施設の避難計画策定の推進 指定 22 の富士山火山避難促進施設ごとの避難計画の策定、それに基づく訓練の実施 富士山国直轄火山砂防事業の推進 富士山噴火に伴う減災対策砂防事業を国直轄事業で実施しているが、火山噴火や降雨に対応した土砂災害対策の国への要望（継続） 富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進及び体制強化 富士山噴火に伴う土砂災害に備えるため、火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進及び山梨県側の事業拠点（富士山北麓火山防災ステーション）体制拡充の国への要望 	【総務課】 【振興課】
1-4)	<p>○災害時に備えた広域道路ネットワークの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替輸送路及び集落の孤立化を防止するための道路整備 山間地の集落を連結する林道の劣化に対応した改良整備 農道の維持管理 農道の効率的な維持管理 緊急輸送路となる幹線道路の整備 村内で唯一指定されている国道 139 号が被災した際の代替道路の整備 幹線街路網の整備の推進 広域的な避難路である国道、県道を中心とした道路網確保 富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備 避難路が国道 139 号しかないため、広域避難の際に円滑に移動できるような道路網の整備 火山対策工の国への要望（継続） 道路防災危険箇所等の解消 道路区域外からの土砂等の流入などの危険箇所についての防災点検の実施 林道の維持管理 林道の効率的な維持管理 	【振興課】
1-4)	<p>○降灰対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 富士山火山噴火に伴う降灰からの道路交通等の確保 	【振興課】

	<p>富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通等の確保を図る体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 富士山火山噴火に伴う降灰からの農地及び森林の保全 災害発生後、迅速かつ効率的に経営の再建が図られるよう農業者に対する経営再建対策の策定 	
1-4)	<p>○平時に噴火に備える事前対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災関連施設・地域防災力等の把握 防災対策を円滑に実施するため、被害が想定される地域及びその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に関するデータの整備 火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育 火災に対する一般的知識等安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識の普及・教育の実施 火山観測・監視体制の整備 県、気象庁及び関係機関が行う火山災害対策等に関する調査研究データの提供を依頼する観測・監視体制の整備 異常現象発見の通報・伝達 地域防災計画に示された情報伝達系統に則った通報・伝達の実施 関係機関との連携体制の整備 富士山の火山災害に係る富士山火山防災協議会・環富士山火山防災連絡会及び防災関係機関との富士山に関する防災情報及び対策の状況等の情報共有 防災訓練 広域避難訓練の実施 噴火を想定した防災訓練実施による正しい知識の周知、行動の熟知、問題点の抽出 	【総務課】
2-3)	<p>○災害時の医療救護・搬送体制等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模震災時医療救護マニュアルの改訂 独自のマニュアル策定に取り組み、医療活動が速やかに行えるよう、保健所や医師会との連携体制の確認 防災ヘリポートの確保及び整備の推進 孤立地域への対策及び緊急輸送が必要な重傷者等への処置としてのヘリポート指定、整備実施と実効性の確認 	【福祉保健課】

(3) 風水害

番号	項目	担当課
1-3)	<p>○災害時応急対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における応急対策業務の協力体制の推進 総合防災情報システムの運用による、現場の情報を迅速かつ正確に伝える体制の構築 	【総務課】
1-3)	<p>○水防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 水防用資材の備蓄の推進 堰堤決壊も視野に入れた必要な資材の備蓄 水防施設の整備 水害防止のための水防施設の適切な維持管理（継続） 豪雨等による新たな水害への水防施設の検討・整備 	【振興課】

1-5)	<p>○土砂災害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 治山事業による土砂災害対策の推進 県と担当職員による「山地災害防止パトロール」の実施による危険箇所の特定制と対策必要箇所についての県への要望と整備（継続） ・ 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 砂防施設の整備が必要な箇所についての国・県への要望（継続） 小規模な治山工事については村で検討・整備 	【振興課】
------	--	-------

(4) 土砂災害

番号	項目	担当課
1-3)	<p>○水防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防用資材の備蓄の推進 堰堤決壊も視野に入れた必要な資材の備蓄 ・ 水防施設の整備 水害防止のための水防施設の適切な維持管理（継続） 豪雨等による新たな水害への水防施設の検討・整備 	【振興課】
1-5)	<p>○土砂災害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 治山事業による土砂災害対策の推進 県と担当職員による「山地災害防止パトロール」の実施による危険箇所の特定制と対策必要箇所についての県への要望と整備（継続） ・ 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 砂防施設の整備が必要な箇所についての国・県への要望（継続） 小規模な治山工事については村で検討・整備 	【振興課】
6-4)	<p>○防災体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 治山事業による土砂災害対策の推進 県と担当職員の「山地災害防止パトロール」実施による危険箇所の確認と県へ災害対策の継続的な要望 ・ 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 砂防施設の整備が必要な箇所についての国・県への要望（継続） 小規模な治山工事については村で検討・整備 	【振興課】

(5) 雪害

番号	項目	担当課
1-6)	<p>○道路除排雪計画の策定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要幹線道路等の除排雪計画の策定 主要幹線道路管理者である国、県と連携した除排雪計画の策定 村内の除排雪作業が可能な業者の実状を反映した計画策定 	【振興課】

(6) 複合災害、その他、すべての災害に関連する事項

番号	項目	担当課
1-1)	<p>○防災体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備えた民間企業との協定締結推進 被害が広域に及んだ場合に必要となる避難・輸送の支援協定の締結 ・不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施 道の駅のほか村総合センター等、児童ら不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施（継続） 	<p>【総務課】 【住民課】 【企画課】 【振興課】 【教育委員会】</p>
1-1)	<p>○地域防災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施 防災訓練を通じた各種計画等の検証と見直し ・自主防災組織の充実・強化及び維持 共助に基づいた自主防災組織の在り方の検討 ・ハザードマップの作成 土砂災害警戒区域等の変更時に土砂災害ハザードマップの随時更新 ・自主防災組織、人材育成及び意識啓発 防災士有資格者の増員による地域全体の防災力強化 ・地区防災計画等の作成促進 地区防災計画等の作成の推進 ・小中学校における防災対策の推進 引き渡し訓練や避難訓練の継続的な実施 ・保育所等における防災対策の推進 大規模震災を想定した地域住民も含めた合同避難訓練の実施 	<p>【総務課】 【住民課】 【教育委員会】</p>
1-2)	<p>○災害時要援護者等の支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者支援マニュアル等の策定 要配慮者の移送等についての具体的に検討 ・避難行動要支援者台帳の作成 災害時に備え避難行動要支援者をまとめたリストの随時更新 ・障害者に対する情報支援体制の構築 災害時要支援者名簿に登録されている高齢者・障害者への支援体制の検討 	<p>【福祉保健課】</p>
1-6)	<p>○緊急物資や燃料の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資の調達（調達の協定） 災害発生時の緊急物資の調達については、協定締結以来、連絡先の変更等を更新していないため情報の適時更新 ・緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築 民間事業所の施設や重機の使用、業務委託の検討 ・緊急物資の管理 「物資調達・輸送調整等支援システム」を各物流拠点で操作できる環境整備 ・災害時における燃料確保の推進 ・燃料供給ルート確保 広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、村の防災拠点とを結ぶ道路を緊急輸送道路とした指定及び整備 	<p>【総務課】</p>

2-1)	<p>○地域防災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害備蓄品の確保 備蓄品の消費期限切れに伴う入替作業の管理方法の確立 ・備蓄場所の確保 備蓄倉庫の整備と、災害が長期化した場合の支援物資の受け入れ・搬出・保管が可能な地域防災拠点施設の整備 ・家庭での備蓄促進 家庭での保存食の備蓄の用意と、ローリングストックの啓発・奨励 	【総務課】
2-1)	<p>○道の駅への防災機能整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における避難場所としてのインフラ整備 避難施設となっている道の駅における観光客などの帰宅困難者の受け入れを想定した施設・設備の整備の実施 ・施設管理者への防災訓練実施の徹底 	【企画課】
2-3)	<p>○自立・分散型エネルギーシステムの導入等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等の電源確保体制の整備 あらゆる災害、天候、燃料供給状況等に対応できるよう、避難所等の電源としての多様なエネルギー確保手段の構築 	【総務課】
2-4)	<p>○帰宅困難者等の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者との連絡調整 関係機関からの協力要請があった場合に、相互に協力・連携して滞留旅客、帰宅困難者に対して必要な措置を実行できる体制整備と、災害時の連絡手段の確保 ・食料支援 災害時の滞留者への食料支援方法の策定 ・避難場所の提供 滞留者を保護するための場所を速やかに選定するため、滞留状況を把握する体制の構築と、迅速に情報を伝えるため、村内各地にいる帰宅困難者を一時的に集める場所の確保 	【総務課】 【企画課】
2-6)	<p>○災害時防疫体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における保健師活動マニュアルの策定 山梨県災害時における保健師活動マニュアルを活用した保健師全員による机上訓練の実施 ・感染症対策の推進 感染症の蔓延防止策としての定期予防接種率の向上 災害発生時に感染症罹患が発生した際の、生活区域を分けた拡散防止対策の検討 	【福祉保健課】
2-7)	<p>○地域防災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営マニュアルの作成促進 各避難所に対応した避難所運営マニュアルの作成と、災害対応事例を反映させる定期的な見直し点検 ・避難所運営支援の受入体制の構築 大規模災害時に他自治体職員に支援を要請する際の「受援シート」の作成 ・学校における避難所運営体制の整備 村と学校の共同による学校避難所運営支援計画の作成 ・被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備 	【総務課】 【住民課】 【教育委員会】

<p>3-2)</p>	<p>○防災体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員初動体制の整備 「鳴沢村災害発生時の職員初動マニュアル」により行動するが、メールが使用できない場合の安否連絡手段の検討 災害時に職員の健康を維持し、効率的な業務を遂行するための交替要員等の確保 部署ごとに必要となる人員の量や質（経験者、有資格者等）が時系列で変わること配慮した体制の検討 特定の部署への業務集中や無理な業務分担とならないよう、職員数と業務量に見合った体制づくりと業務分担 ・指揮命令系統の確立 職務代行者が全員不在にならないような運用方法の確認 災害対策本部体制下の会計管理者の位置づけの明確化 ・受援体制の構築 被災市区町村応援職員確保システムに基づいた受援に関する受援計画の作成 ・災害対応に関する職員研修の充実・強化 防災担当以外の職員が災害対応に関する研修を受講する時間確保に向けた対策の検討 	<p>【総務課】</p>
<p>3-3)</p>	<p>○庁舎の災害対応力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）の確保 災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）が機能するスペースの確保と、地震に備えた安全対策（書架、物品棚等のオフィス家具の固定、転倒防止等）の実施 ・災害対策本部の予備施設の指定 代替庁舎（ボランティアセンター）の見直しと、富士山噴火で広域避難した場合の代替庁舎の広域的協議の実施 ・電力の確保 非常用発電設備で電気が使用できる区域・設備の明確化と、供給方法についての定期的な確認 ・通信機器の確保 緊急時連絡リストの共有と、通信機器の拡充・整備及び通信手段の確保、通信担当の指名 鳴沢村行政防災無線のメール配信サービス（防災情報）登録の推進 ・行政データのバックアップ 大規模災害時にシステム及びデータを保全する環境の継続的な維持・強化と災害時における業務システムの整備 ・職員のトイレ対策 庁舎が断水等でトイレが使用不可能となった場合に備えた災害用トイレの整備 被災時の窓口や実行主体の一元化と汚物の一時保管方法、廃棄ルート決定 ・職員の食料・飲料水等の確保 職場内での備蓄についての啓発 ・燃料及び消耗品の確保 役場庁舎非常用発電機の連続使用稼働が 2～3 時間を超える場合の燃料備蓄の検討 	<p>【総務課】</p>
<p>4-1)</p>	<p>○発災後のインフラ復旧対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県電力供給体制強靱化戦略に基づく対策強化 災害による電力供給インフラ被害の最小化（樹木の事前伐 	<p>【振興課】</p>

	採等)や情報収集体制の強化、復旧作業への支援・協力、応急電源の確保、災害に強いエネルギーシステムの導入推進 伐採に係る事業実施に際し、市町村と重要インフラ施設管理者(東京電力等)と森林所有者との3者協定の締結	
4-3)	○通信機能の強化 ・防災行政無線等による情報伝達機能の強化 公的な拠点におけるWi-Fi環境の整備や多様な通信手段の構築 ケーブル断線などの復旧作業の保守事業者(NTT東日本・北富士有線放送)との早期復旧協定の検討 ・光ファイバーケーブルの維持管理	【総務課】 【企画課】
6-2)	○災害時応急対策の推進 ・災害時における給水協力関係の強化 給水協力関係について近隣市町村と相談体制の構築 ・緊急用発電機の維持管理及び新地設置検討 既設の緊急発電機の点検を継続し、水源地に規格に適した発電機の設置	【振興課】
8-1)	○災害廃棄物処理体制の整備 ・災害廃棄物の処理体制の整備 鳴沢村災害廃棄物処理計画に基づいた災害廃棄物等の適正処理による災害地の環境衛生の保全 仮置場の場所の検討(複数箇所) 早期の復興体制の構築 ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進 廃棄物の発生量増加に伴う新たな仮置き場の計画策定 村のみでごみ・し尿等の処理業務が不可能な場合、県、他市町村への速やかな応援要請に向けた連携強化	【住民課】
8-2)	○地域防災力の強化 ・地区防災計画等の作成促進 地区防災計画等の作成の推進 ・避難所運営マニュアルの作成促進 各避難所に対応した避難所運営マニュアルの作成と、災害対応事例を反映させる定期的な見直し点検 ・地域防災力の強化を支える人材の育成 ・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進 ・避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施 ・防災士の養成 ・インターネットサイトを活用した寄附金の募集	【総務課】
8-2)	○救助・救急体制の強化 ・地域防災力の中核となる消防団の充実・強化 消防団員の確保のため、団員が入団しやすく活動しやすい環境の創出と、消防団員の処遇改善や必要な資機材の確保	【総務課】

【資料1 別紙1】起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1)	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
<p>○建築物等の耐震対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の耐震対策の推進（木造住宅等の耐震化の推進） 村内の建築物等の耐震対策は、少しずつではあるが向上しているものの不十分な建物も散見される。引き続き、耐震診断等を実施し耐震改修等を促進する必要がある。 ・小中学校における防災対策の推進 小学校は耐震診断の結果、問題ない。中学校は組合立として最近新築されたため、耐震性は確保されている。 <p>○インフラ等耐震化及び長寿命化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画による施設の長寿命化の推進 中層耐火建築物については、外壁改修・屋上防水等について計画的に実施している。今後は、財政負担も大きいことから、使用状況・劣化状況を勘案し、計画的な修繕を実施していく必要がある。 ・橋梁の耐震化及び長寿命化の推進 鳴沢村が管理する橋梁は、村道橋が8橋、農道橋が2橋ある。村道橋は5年に1度、法定検査を実施している。引き続き、橋の修繕及び耐震補強を実施していく必要がある。 <p>○災害に強いまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電線類地中化の推進 災害時の安全確保及び電力供給のため、国土交通省により国道139号沿いの一部に計画がある。電線類の地中化は一部国道において計画・実施中だが、集落内では対応できる広さの道がないことや費用対効果の面から実施が難しい。 ・空き家対策の推進 鳴沢村空き家等対策計画に基づき、所有者による適切な管理を促進している。鳴沢村空き家等対策計画では災害時の対応は明記されていないが、災害時に空き家の倒壊や火災が懸念される。隣地への被害や道路交通上の支障をきたす危険性も考えられる。 <p>○防災体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備えた民間企業との協定締結推進 災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業と協定の締結を行い、連携の強化を図っている。被害が広域に及んだ場合に必要となる避難・輸送の支援協定は締結されていない。引き続き、民間企業との連携強化を図る必要がある。 ・不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施 道の駅のほか村総合センター等、児童ら不特定多数が集まる施設で避難訓練を実施している。 <p>○地域防災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施 	

	<p>防災の日にあわせて行政主導による防災訓練を実施している。訓練を通じて各種計画等の検証と見直しを行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の充実・強化及び維持 <p>現在の自主防災組織は組加入者のみで構成されている。組の構成員住居地域でまとまっておらず、分家等で広範囲に点在しているケースもある。なお、村の約 15%の組未加入者は自主防災組織に属していない。近隣で助け合える共助に基づいた自主防災組織のあり方について検討する必要がある。</p> ・ハザードマップの作成 <p>土砂災害ハザードマップを更新し、平成 25 年3月に全戸配布を行った。県が土砂災害警戒区域等の見直しを行う際は、村のハザードマップを合わせて更新する必要がある。</p> ・自主防災組織、人材育成及び意識啓発 <p>地域全体の防災力強化を目的として、山梨県と鳴沢村が共同で、防災に対する知識・技能を有し、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するため、「甲斐の国・防災リーダー養成講座」を開催し、防災士の資格取得を促進している。また、県が主催する避難所開設訓練等の研修に派遣し、自主防災組織の人材育成を行っている。今後、防災士有資格者を増員し、防災士を中心とした地域全体の防災力を強化することが必要である。</p> ・地区防災計画等の作成の推進 <p>自主防災組織と連携して地区防災計画等の作成を推進していく必要がある。</p> ・小中学校における防災対策の推進 <p>児童生徒を安全に避難させるため、引き渡し訓練や避難訓練を実施している。</p> ・保育所等における防災対策の推進 <p>災害時において、幼児・児童が安全に落ち着いて避難できるよう、地震や火災を想定した避難訓練を実施しており、職員及び子供たちも含め、意識向上に努め不測の事態に対応できるように備えている。</p> <p>○災害時応急対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅、ホテル等の提供についての協力体制の構築 <p>民間賃貸住宅借り上げ型応急仮設住宅については、県の実施要領に従って実施することとなっている。今後は、事務処理手順や県との連絡体制の確認を行う必要がある。</p>
1-2)	住宅地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	<p>○地域防災計画の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災関係法令の改正等に基づく地域防災計画の修正 <p>防災関係法令の改正等を反映させるため随時、地域防災計画の修正を行っている。今後も防災関係法令の改正にあわせて随時修正を行う必要がある。</p> <p>○防災体制の充実・強化 1-1) 再掲</p> <p>○地域防災力の強化 1-1) 再掲</p> <p>○庁舎等の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の防災拠点としての機能を持つ新庁舎の建設

平成 10 年度に庁舎耐震補強及び改修工事実施済みであり、耐震安全性分類Ⅱ類の安全性が確保されている。しかしながら、防災拠点となる庁舎に必要なとされている耐震安全性分類Ⅰ類の安全性は満たしていない。また、鉄筋コンクリート造りの法定耐用年数は、50 年という指針が示されており、このことを考慮すると、現本庁舎はすでに耐用年数を超えている。鳴沢村庁舎建設基本構想・基本計画に基づき、役場庁舎は、災害発生時の防災拠点としての機能を担う重要な施設であるため新庁舎の建設が必要となる。

○インフラ等耐震化及び長寿命化の推進 1-1) 再掲

○建築物等の耐震対策の推進 1-1) 再掲

○災害に強いまちづくりの推進 1-1) 再掲

○災害時要援護者等の支援体制の充実

- ・要配慮者支援マニュアル等の策定

要配慮者支援マニュアルの策定を行い、災害対応の強化を図っている。今後、要配慮者の移送等について、具体的に検討する必要がある。

- ・避難行動要支援者台帳の作成

災害時に備え避難行動要支援者をまとめたリストを作成している。

- ・障害者に対する情報支援体制の構築

災害時要支援者名簿への登録を行っている。災害時要支援者名簿に登録されている高齢者・障害者に対して、地域における支援者と連携していく必要がある。また、高齢者・障害者の支援体制をどのようにしていくか検討していく必要がある。

1-3) 豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な集落等の浸水による多数の死傷者の発生

○浸水被害等を防止する排水施設の整備

- ・耐用年数を過ぎた村内排水施設の更新

内水対策として村内に排水施設があり、施設点検整備を行い、洪水時の対応を行っている。今後、耐用年数を過ぎた施設の更新をしていく必要がある。近年、台風の大型化や豪雨に伴い排水設備の雨水排水能力を超えている場合がある。

○福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・福祉施設との福祉避難所に関する協定

災害時要救護者の福祉避難所の受け入れに関する協定を、村内の福祉施設と締結している。

- ・福祉避難所運営マニュアルの策定

今後、福祉避難所運営マニュアルの策定が必要である。

- ・災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施

災害時要配慮者の避難誘導や避難所開設訓練等については、社会福祉協議会等、関係機関と連携・協力する中、定期的な防災訓練を実施するなど、各種訓練を行っている。今後も、地域との連携を強化し、訓練の充実に向け取り組んでいく必要がある。

○農地の保全等による災害対策の推進

- ・浸水・浸食被害を防ぐ農業水利施設等の整備

土地改良施設等インフラ長寿命化計画を作成し、農業用水利施設等の長寿命化を図っている。また、担い手への農地集積、集約化や生産性向上、農家経営の安定化の推進に努めている。施設の点検・診断とこれに基づく補修・更新を継続的に行っていくストックマネジメントサイクルを確立するとともに、その実行に必要な人材及び体制と予算を確保していく必要がある。大規模な災害が発生した際においても、営農活動が継続されるような体制整備に努める必要がある。

○災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進

山梨県総合防災情報システムを利用して被災情報等の情報収集及び情報共有を行っているが、災害対応時では、現場情報とのタイムラグが生じている。

○水防対策の推進

- ・水防用資材の備蓄の推進

水防資材は、土のう、スコップ、ビニールシート、照明具等があり、役場倉庫内に備蓄している。引き続き、堰堤決壊も視野に入れた必要な資材を備蓄していく必要がある。

- ・水防施設の適切な維持管理

水害を防止するため、浸透升及び排水池を把握し、機能保全のため適切な維持管理を実施している。水害防止のため、引き続き水防施設の適切な維持管理を行っていく必要がある。

1-4) 富士山火山噴火による多数の死傷者の発生

○富士山火山防災の推進

- ・富士山火山避難計画の改定

広域避難について記載した富士山火山避難計画を策定した（平成 29 年 3 月）。ハザードマップ改定にあわせて富士山火山避難計画を見直す必要がある。

- ・富士山火山避難促進施設の避難計画策定の推進

鳴沢村地域防災計画に情報伝達や避難誘導を個別に実施する必要がある不特定かつ多数の者が利用する火山災害警戒地域内の 22 施設を富士山火山避難促進施設として指定した（令和 2 年 6 月）。指定された施設は避難計画を策定し、避難訓練を実施する必要がある。

- ・富士山国直轄火山砂防事業の推進

富士山噴火に伴う減災対策砂防事業を国直轄事業で実施している。火山噴火や降雨に対応した土砂災害対策を引き続き国へ要望する必要がある。

- ・富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進及び体制強化

富士山噴火に伴う土砂災害に備えるため、火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進及び山梨県側の事業拠点（富士山北麓火山防災ステーション）の体制拡充を引き続き国へ要望する必要がある。

○地域防災力の強化

- ・広域応援協定の整備

各県の市町村と応援協定は締結しているものの、近隣の市町村が多く被害が広域に及んだ場合については、十分とは言えない。南海トラフ地震対策も視野に入れた応援協定を引き続き締結していく必要がある。

○防災・災害情報提供体制の整備

- ・外国人旅行者に対する防災・災害情報提供体制の整備
 県等と連携した外国人旅行者に対する防災・災害情報を提供する必要がある。この際、語学に関するボランティアの活用を検討する必要がある。
- ・被災者に対する情報提供
 観光施設にデータ・紙媒体で情報提供を行う。また SNS を使った情報収集・発信も行う為、普段から SNS (Twitter・Instagram) を活用している。災害時の観光施設の連絡先の把握、情報提供シートの作成をする必要がある。また、情報提供手段や多言語対応(窓口・HP・SNS等)についても検討する必要がある。

○災害時に備えた広域道路ネットワークの整備

- ・代替輸送路及び集落の孤立化を防止するための道路整備
 山間地の集落を連結する林道は整備されている。山間地の集落を連結する林道は整備されているものの、道路の劣化などがあるため改良整備が必要である。
- ・農道の維持管理
 整備された農道を維持管理している。引き続き農道を効率的に維持管理していくことが必要である。
- ・緊急輸送路となる幹線道路の整備
 村内には国道 139 号が指定されているがこれしかなく、国道 139 号が被災した際の代替道路を整備する必要がある。
- ・幹線街路網の整備の推進
 広域的な避難路である国道、県道を中心とした道路網を確保する必要がある。
- ・富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備
 避難路が国道 139 号しかないため、広域避難の際に円滑に移動できるような道路網の整備が必要である。
 噴火時の避難時間を確保するための火山対策工を引き続き国へ要望する必要がある。
- ・道路防災危険箇所等の解消
 道路区域外からの土砂等の流入などの危険箇所について防災点検を実施し、対策を講ずる必要がある。
- ・林道の維持管理
 整備された林道を維持管理している。引き続き林道を効率的に維持管理していくことが必要である。

○降灰対策の推進

- ・富士山火山噴火に伴う降灰からの道路交通等の確保
 富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通等の確保を図る体制づくりが必要である。
- ・富士山火山噴火に伴う降灰からの農地及び森林の保全
 災害発生後、迅速かつ効率的に経営の再建が図られるよう、農業者に対する経営再建対策が必要である。大規模な自然災害に備え、引き続き、制度を含め検討する必要がある。

○平時に噴火に備える事前対策の推進

- ・防災関連施設・地域防災力等の把握
 被害が想定される地域及びその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に

関するデータの整備に努めている。しかし、地域防災計画で定める主要項目のうち、自主防災組織の状況、輸送能力、輸送路、優先的に啓開を有する道路、交通規制実施予定区域、火山災害時における避難所の状況、避難ルート、一次避難地、二次避難地の状況、医療施設、社会福祉施設の所在地及び職員数、入院、入所、通所者数等の状況、広域防災拠点、ヘリポート、災害対策本部設置予定場所・施設の状況、備蓄倉庫に関する情報が整理されていない。

- 火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育

災害に強い地域体制の充実と広域的な地域防災力の向上並びに噴火警戒時の具体的な避難行動などの周知を図るために、火山防災知識、富士山に関する基礎知識を普及・教育の実施に努めている。災害に強い地域体制の充実と広域的な地域防災力の向上並びに噴火警戒時の具体的な避難行動などの周知を図るために、(1) 火山に対する一般的知識、(2) 気象、火山災害発生原因等に関する知識、(3) 防災計画及びこれに伴う防災体制、(4) 火山災害予防措置、(5) 火山災害危険箇所、適切な避難場所、避難路等に関する知識、(6) 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識について、普及・教育の実施に努めることが必要である。

- 火山観測・監視体制の整備

火山観測データの情報提供や、必要に応じて県、気象庁及び関係機関が行う火山災害対策等に関する調査研究データの提供を依頼するなど観測・監視体制の整備に努めている。

- 異常現象発見の通報・伝達

地域防災計画に情報伝達システムが示されている。

- 関係機関との連携体制の整備

必要に応じて富士山の火山災害に関係する富士山火山防災協議会・環富士山火山防災連絡会及び防災関係機関と、富士山に関する防災情報及び対策の状況等について情報共有を行っている。

- 防災訓練の実施

広域避難訓練を実施している。防災訓練富士山の災害の特性を踏まえ、必要に応じて風水害や地震などの様々な条件を加え、噴火を想定した、(1) 総合防災訓練、(2) 広域市町村合同訓練、(3) 住民（自主防災組織）における避難訓練、(4) 事業所・施設における避難・災害対応訓練、(5) 車両等を使用した避難訓練、(6) 噴火警報・火山情報等の情報伝達訓練防災訓練を実施し、正しい知識の周知、行動の熟知、問題点の抽出を図る必要がある。

1-5) 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

○土砂災害対策の推進

- 治山事業による土砂災害対策の推進

県と担当職員による「山地災害防止パトロール」を実施し、危険箇所の確認を行っている。必要な箇所について、県に引き続き要望し、実施する必要がある。また、小規模な治山工事については村で実施するか検討する必要がある。

- 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

土砂災害を未然に防ぎ、民家や地域防災計画に位置図づけられた避難所・避難路等を保全するため、県で砂防施設の整備を実施している。今後、必要な箇所については引き続き、国・県へ要望していく必要がある。

<p>○防災体制の充実・強化 1-1) 再掲</p> <p>○災害時応急対策の推進 1-3) 再掲</p> <p>○森林の公益的機能の維持・増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の適正管理 <p>森林経営管理制度の活用により、森林環境譲与税を財源として、人工林の適切な施業管理のための準備業務を行っている。森林経営管理制度の活用により、森林を適正に整備し森林の保全を図りつつ、荒廃した森林の整備の推進等必要に応じて森林被害の防止対策を図る必要がある。</p> <p>○農地の保全等による災害対策の推進 1-3) 再掲</p> <p>○農業・農村の多面的機能の維持・増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒廃農地解消対策の推進 <p>農業委員会と連携し荒廃農地解消に向けた取り組みを行っている。引き続き、荒廃農地の解消に向けた取り組み強化を図ることが必要である。</p>
--

1-6)	豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
------	-----------------

<p>○災害時保健医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・透析患者の支援体制の整備 <p>災害時、透析患者支援体制整備事業で年に一度名簿を作成し、患者の確認を行っている。名簿を基に透析医療が受けられる医療機関の確認と調整していく必要がある。その際、誘導、搬送をどのようにするか具体的に把握する必要がある。</p> <p>○災害時応急対策の推進 1-3) 再掲</p> <p>○緊急物資や燃料の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資の調達（調達の協定） <p>災害発生時の緊急物資の調達については、民間企業等と協定を結び、緊急物資の確保に努めている。協定締結以来、連絡先の変更等を更新していないことから情報の更新が必要である。</p> ・緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築 <p>他市町村等から搬送される救援物資、又は調達した物資は、救援物資集積予定施設である鳴沢村屋内テニスコート場で受け入れる。救助物資集積施設にフォークリフト等の重機がないことから、今後民間事業所の施設や重機の使用、業務委託について検討する必要がある。</p> ・緊急物資の管理 <p>災害時における迅速かつ効率的な物資支援を実現するため、国と地方自治体との間で物資支援に係る情報を一体的に管理・情報共有できる「物資調達・輸送調整等支援システム」を令和2年4月1日から運用を開始している。しかし、同システムを各物流拠点で操作できる環境が整っていないことから、そのための環境整備が必要となる。</p> ・災害時における燃料確保の推進 <p>災害発生時の燃料確保については、山梨県がLPガス協会山梨県石油協同組合との協定</p>

を締結している。ガソリン等については停電時においても供給体制の整っている村内ガソリンスタンドから調達することとなっている。

- 燃料供給ルートの確保

災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、村の防災拠点とを結ぶ道路を緊急輸送道路として指定し、整備を図る必要がある。

○道路除排雪計画の策定等

- 主要幹線道路等の除排雪計画の策定

国、県と連携した除排雪計画の他、村内の除排雪作業が可能な業者の実状を反映した計画を策定する必要がある。

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1)	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態
	<p>○地域防災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害備蓄品の確保 <p>災害備蓄品は、平成 17 年に山梨県で作成した山梨県東海地震被害想定調査報告書の住居制約者数を基礎数値とした鳴沢村備蓄計画に基づいて整備している。保管場所は既存の公共施設の空きスペースに分散して保管している。しかし、備蓄品の消費期限切れに伴う入替作業の管理方法が確立していない。</p> 備蓄場所の確保 <p>災害時には備蓄品を各避難所に運搬する必要がある。避難所定員に応じた物資提供のためには、避難所内に備蓄倉庫を備える必要がある。また、災害の長期化した場合の支援物資の受入・搬出・保管が可能な地域防災拠点施設について検討する必要がある。</p> 家庭での備蓄促進 <p>在宅避難での備蓄促進を防災訓練や広報誌等で啓発している。在宅備蓄を行っている世帯数がわからないため、災害時の支援物資数量が予想できない。家庭での保存食の備蓄の用意と、ローリングストックを勧めていく必要がある。</p> <p>○インフラ等耐震化及び長寿命化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道における耐震管への布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進 <p>配水管布設替工事の際には主にポリエチレン管を使用している。ストックマネジメント実施計画の策定を行い、耐震性のある管路への整備を逐次実施していく必要がある。</p> 基幹的水道施設における耐震診断の実施 <p>古い施設を優先的に耐震診断を実施し、災害時の被害予測と耐震化推進の方策を検討する必要がある。</p> <p>○社会福祉施設の防災資機材等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進 <p>各施設において管理点検等を実施し、資機材等の確保が図られている。各施設において管理点検等を実施し、資機材等の確保が図られているが、今後も資機材等充実に向け取り組んでいく必要がある。</p>

○災害時保健医療体制の整備

- ・医薬品等の備蓄・供給体制の整備

災害時の備えとして、医療救護所の医薬品や医療器材を備蓄しており、毎年医療品の期限等を確認し、随時入替を行っている。住民に対しては、各家庭での常備薬の備蓄についての啓発を行っていく必要がある。

- ・医療救護の広域応援体制の整備

広域災害救急情報システム（EMIS）を活用し、圏域を越えて医療機関等の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、迅速に医療・救護に関わる情報を収集・提供できるよう訓練を重ねていく必要がある。

- ・「災害時の栄養・食生活支援のマニュアル」に基づく対応

「災害時の栄養・食生活支援のマニュアル」に基づき、迅速に対応していく必要がある。粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・慢性疾患を持つ方に適した食品の備蓄をしていく必要がある。

○緊急物資や燃料の確保 1-6) 再掲

○災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進 1-3) 再掲

- ・道路の点検、啓開マニュアルの運用訓練の実施

災害時の応急点検マニュアルを策定する必要がある。

○道の駅への防災機能整備の推進 2-1) 再掲

- ・災害時における避難場所としてのインフラ整備

年間 70 万人が訪れ、災害時には観光客など多くの人が避難する施設となるが、建築から 20 年以上経過していることから、今後、防災面からも新たな施設の整備や旧施設の修繕などが必要となる。

- ・施設管理者への防災訓練実施の徹底

○災害時に備えた広域道路ネットワークの整備 1-4) 再掲

○道路除排雪計画の策定等 1-6) 再掲

○農地の保全等による災害対策の推進 1-3) 再掲

○土砂災害対策の推進 1-5) 再掲

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

○緊急物資や燃料の確保 1-6) 再掲

○道の駅への防災機能整備の推進 2-1) 再掲

○災害時に備えた広域道路ネットワークの整備 1-4) 再掲

○インフラ等耐震化及び長寿命化の推進 1-1) 再掲

○道路除排雪計画の策定等 1-6) 再掲

○森林の公益的機能の維持・増進 1-5) 再掲

○農地の保全等による災害対策の推進 1-3) 再掲

○土砂災害対策の推進 1-5) 再掲

2-3)

警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下

○福祉避難所等の運営体制の充実等 1-3) 再掲

○防災体制の充実・強化

・消防組織の充実・強化

消防相互応援協定に基づく訓練を年1回実施している。消防団による自主防災組織への初期消火訓練を防災の日を実施している。引き続き、消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実・強化を図る必要がある。また、自主防災組織との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図る必要がある。

○地域防災力の強化

・ヘリコプター訓練の実施

山梨県消防防災ヘリコプター応援協定を締結している。山梨県消防防災ヘリコプター応援協定に基づく訓練を実施する必要がある。

○消防力等の充実・強化

富士五湖消防本部が主催する普通救命講習への受講を周知している。救急業務の高度化に対応するため、消防団員等の応急手当普及員を養成する必要がある。

○災害時応急対策の推進 1-3) 再掲

○災害時の医療救護・搬送体制等の整備

・大規模震災時医療救護マニュアルの改訂

地域防災計画及び山梨県災害時保健師活動マニュアルを基に、災害対策の打合せを行い、必要物品の整備や机上訓練等に取り組んでいる。今後、山梨県大規模災害時医療マニュアルを基に、独自のマニュアル策定に取り組んでいく必要がある。また、医療活動が速やかに行えるよう、保健所や医師会との連携体制を確認していく必要がある。

・防災ヘリポートの確保及び整備の推進

孤立地域への対策及び緊急輸送が必要な重傷者等への処置として、ヘリポート指定するとともに整備を実施している。今後、実効性の確認を行い必要な修正を実施する必要がある。

○災害時保健医療体制の整備 1-6) 再掲

<p>○建築物等の耐震対策の推進 1-1) 再掲</p> <p>○自立・分散型エネルギーシステムの導入等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等の電源確保体制の整備 <p>避難所等の電源確保として、太陽光蓄電池（1基）、非常用発電設備（1基）、可搬型ガソリン発電機（5台）を整備している。あらゆる災害、天候、燃料供給状況等に対応できるように、多様なエネルギー確保手段を検討する必要がある。</p>
<p>2-4) 別荘や宿泊施設、キャンプ場などの利用者を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足</p>
<p>○帰宅困難者等の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者との連絡調整 <p>自力で帰宅することが困難な別荘滞在者、通勤者、通学者、出張者、観光客など、帰宅困難者又は滞留者が発生したときには、村、警察、道路管理者、交通事業者は、相互に密接な連携をとり、必要かつ確かな措置をとることとしている。滞留旅客、帰宅困難者への対応は、原則としてバス利用旅客についてはバス事業者（富士急バス(株)）が、自動車利用旅客については村及び中日本高速道路株式会社等の関係機関が連携して対応することとなっている。ただし、関係機関からの協力要請があった場合には、相互に協力・連携して滞留旅客、帰宅困難者に対して必要な措置を行うものとする。大規模災害時には近隣市町村の観光客等が交通事業者に殺到し、電話が繋がらないことが予想されるため、災害時の連絡手段を確保する必要がある。</p> ・食料支援の方法 <p>食料等は、滞留者が自助努力によって確保するものとするが、不足するときは村において斡旋などの便宜を図るものとする。災害時に備え、滞留者への食料支援方法についてあらかじめ決めておく必要がある。</p> ・避難場所の提供 <p>滞留者を保護するための場所を速やかに選定するため、滞留状況を把握する体制を構築する必要がある。また、迅速に情報を伝えるため、村内各地にいる帰宅困難者を一時的に集める場所が必要となる。</p> <p>○滞留旅客対策等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光協会等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進 <p>滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、最寄りの指定避難所等安全な施設に誘導し保護する。大規模地震が発生し、バス等が不通となり、本村への帰宅が困難になった場合には、原則としてそれぞれの家族が各自で家族の所在等の確認をするものとするが、災害時に運用を開始するNTT東日本の「災害用伝言ダイヤル」や(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)等の携帯電話通信各社が提供する「災害用伝言板」の利用方法を臨時広報紙の配布や村ホームページへの掲載等により、安否確認方法を周知する。また、データ・紙媒体・SNS・データ放送・HPを通じて公共交通や搬送情報等の提供を行う必要もある。</p> ・外国旅行者に対する災害情報提供体制の整備 <p>外国人旅行者向けに、多言語対応による情報提供体制を整備することが必要である。</p>

2-5)	富士山火山噴火、地震等に伴うスバルライン等の寸断により下山に時間がかかり、富士山五合目以上の区域に多数の滞留者が発生し、水・食料、一時避難場所が確保できない事態
<p>○富士山火山防災の推進 1-4) 再掲</p> <p>○防災・災害情報提供体制の整備 1-4) 再掲</p>	
2-6)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
<p>○災害時防疫体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における保健師活動マニュアルの策定 山梨県災害時における保健師活動マニュアルを活用し、保健師全員による机上訓練を行い、迅速に対応できるよう、今後は訓練を実施する必要がある。 ・感染症対策の推進 平常時より社会福祉施設（高齢者施設）等への対策を周知している。また、感染症の蔓延防止策として定期予防接種率向上に努めている。今後は、災害発生時に感染症罹患者が発生した際に、生活区域を分けられるか検討し、拡散防止に努められるように検討していく必要がある。 	
2-7)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
<p>○地域防災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営マニュアルの作成促進 避難所運営マニュアル作成例はあるが、各避難所に対応した避難所運営マニュアルはない。災害対応事例を反映させるため、随時見直しが必要である。その際に、山梨県の避難所運営マニュアル指針を参考とする。 ・避難所運営支援の受入体制の構築 大規模災害が発生した際、被災市区町村応援職員確保システムに基づいた他自治体職員に避難所運営職員の支援を求める際の支援要請業務が明確になっていない。受援計画に避難所運営に関する受援シートを作成することが必要である。 ・学校における避難所運営体制の整備 避難生活が長期化した場合の学校での避難所運営マニュアルはない。教職員の対応や教育現場の再開を明確にするため、学校避難所運営支援計画を村と学校が共同して作成する必要がある。 ・被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備 避難所運営マニュアル作成例により敷地内屋外で飼育するとしている。 <p>○インフラ等耐震化及び長寿命化の推進 2-1) 再掲</p> <p>○災害時保健医療体制の整備 2-1) 再掲</p> <p>○災害時防疫体制の構築 2-6) 再掲</p>	

○福祉避難所等の運営体制の充実等 1-3) 再掲
○災害時要援護者等の支援体制の充実 1-2) 再掲
○災害時応急対策の推進 1-1) 再掲

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1)	広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発
<p>○交通規制及び交通安全対策の実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設等の整備の推進 道路における交通安全を確保するため、引き続き、カーブミラー、道路標示、通学路のカラー化などを実施していく必要がある。 ・実践的な交通規制訓練等の実施 防災訓練時に緊急輸送道路の確保、信号機等が機能しなくなった時を想定した実践的な交通規制訓練等の実施が必要である。 ・村道が緊急輸送道路指定時の交通体制確保 国道、県道が通行不能となり、村道が代替道路として指定された場合の交通規制の体制を整備する必要がある。 	
3-2)	交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全
<p>○防災体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員初動体制の整備 「鳴沢村災害発生時の職員初動マニュアル」により行動する。災害発生時には、参集基準に則したメールが配信される。職員参集メール（すぐメール）への応答を高め、災害時の有用な手段として活用する必要がある。すぐメールが使用できない場合の安否連絡手段の検討が必要である。 勤務時間外における発災時は、短時間で参集できる職員は限られており、特に初動段階で災害対策本部の設置、運営等の業務が集中する統括部本部班において人員が不足するおそれがある。会計年度任用職員の災害時における業務従事（応急業務への関与度合い、公休日数、日給制の場合の給与支給等）について整理する必要がある。 災害時に職員の健康を維持し、効率的な業務を遂行するためには、交替要員等の確保が必要である。 部署ごとに必要となる人の量や質（経験者、有資格者等）は、時系列によって変わること配慮した体制を検討する必要がある。 特定の部署への業務集中や無理な業務分担とならないよう、職員数と業務量に見合った体制づくり、業務分担が必要である。 ・指揮命令系統の確立 地域防災計画により、災害対策本部長は村長、災害対策副本部長は教育長、課長職は本部員と定められているが、災害対策本部におかれる各班の班長、副班長が定められていない。災害対策本部設置に至らない災害対応組織（災害対策準備室、防災対策会議）の指揮者の役割や位置づけが不鮮明である。また、複数の部署で構成される部内での指 	

揮命令系統も確立されていない。職務代行者が全員不在になることがないように運用方法を定める必要がある。

災害対策本部体制下の会計管理者の位置づけがわかりにくい。

- 受援体制の構築

大規模災害が発生した際、他自治体職員に支援を求める際の支援要請業務内容が明確になっていない。今後、被災市区町村応援職員確保システムに基づいた受援に関する受援計画を作成することが必要である。

- 災害対応に関する職員研修の充実・強化

防災担当が研修案内情報を随時担当課に情報提供しているが、防災担当以外の職員が災害対応に関する研修を受講する時間を確保することが困難である。

3-3)

災害対策拠点である役場施設の倒壊及び災害拠点機能の混乱による行政機能の大幅な低下や停止

○庁舎の災害対応力の強化

- 災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）の確保

役場は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等に含まれていない。地域防災計画では、災害対策本部は役場に設置することとしているが、災害対策本部参集職員が情報収集・分析を行うとともに、関係機関等と調整を行い、事態への対処を実施する場所となる災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）が機能するスペースが確保されていない。地震に備えた安全対策（書架、物品棚等のオフィス家具の固定、転倒防止等）ができていない。

- 災害対策本部の予備施設の指定

地域防災計画で代替庁舎は保健センターとなっているが、ボランティアセンターの拠点として位置づけられているため、代替庁舎の見直しを検討する必要がある。非常用電源装置が整備されている鳴沢村総合センターを代替庁舎として検討する必要があるが、その場合 LGWAN 回線の整備が必要となる。また、富士山噴火で広域避難した場合の代替庁舎について広域的協議がされていない。

- 電力の確保

非常用発電設備があり、連続使用可能時間は 2～3 時間とされている。また、庁舎最寄りのGSは非常用電源により燃料の供給が可能な設備が整っている。非常用発電設備で電気を使用できる区域・設備が不明確である。隣接する小学校には太陽光蓄電装置が設置されているが、供給方法について定期的な確認が必要である。

- 通信機器の確保

鳴沢村防災行政無線固定系、IP 無線、災害時優先電話、山梨県防災行政無線（衛星系、地上系）、衛星携帯電話、特設公衆電話を確保している。緊急時連絡リストが共有されておらず、鳴沢村行政防災無線のメール配信サービス（防災情報）登録者数が少ない。また、災害時優先電話が災害時に即時に使用できる状態にないことから、通信機器の拡充・整備及び通信手段を確保し、通信担当をあらかじめの指名する。

- 行政データのバックアップ

個人情報利用事務システムの一部はクラウド化されている。大規模災害時にシステム及びデータを保全する環境を継続的に維持・強化していく必要がある。また、災害時において必要となる業務システムを整備していく必要がある。

- 職員のトイレ対策

庁舎が断水等でトイレが使用不可能となった場合に備えた災害用トイレは整備されて

いない。また、汚物の一時保管方法、廃棄ルートが決まっていない。

トイレ対策は、災害用トイレの調達から、汲み取り、処理・処分、撤去、防疫・衛生まで、多岐にわたるため、あらかじめ担当部署等の役割分担を明確にし、被災時の窓口や実行主体の一元化を図る必要がある。

- 職員の食料・飲料水等の確保

災害時の配備体制や職員の参集のあり方を具体的に示した「鳴沢村災害発生時の職員初動マニュアル」により職員各自で備えることとなっていることから、職場内での備蓄について啓発する必要がある。

- 燃料及び消耗品の確保

役場庁舎非常用発電機の連続使用稼働は 2～3 時間である。備蓄燃料タンクは備えていないが、庁舎最寄りのGSは停電時でも稼働できる装置を備えている。山梨県と山梨県石油協同組合とが平成 24 年 3 月に締結した「災害時における石油燃料の安定供給及び帰宅困難者支援に関する協定書」により加盟店から供給できることとなっている。

○業務継続環境の構築

- 非常時優先業務の整理

発災時にどの業務をいつから開始・再開すればよいかを明らかにするため、非常時優先業務の候補となる応急業務を、鳴沢村地域防災計画における災害対策本部体制時の事務分掌、地震災害応急対策・復旧対策等をもとに、業務開始目標時間を業務毎に設定している。

鳴沢村業務継続計画 別表第 1 非常時優先業務一覧【災害応急対応業務】非常時優先業務の候補となる優先度の高い通常業務は、鳴沢村業務分掌規則をもとに、各所属において、おおむね 1 か月以内に再開が必要な業務と 1 か月以上の中断が可能な業務とに分類している。また、鳴沢村業務継続計画の検証を目的とした図上訓練を年 1 回実施している。

○自立・分散型エネルギーシステムの導入等 2-3) 再掲

○道の駅への防災機能整備の推進 2-1) 再掲

○道路除排雪計画の策定等 1-6) 再掲

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-1)	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
<p>○発災後のインフラ復旧対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 山梨県電力供給体制強靱化戦略に基づく対策強化 <p>台風被害等による大規模停電を想定し、電力会社、県、市町村等が連携して電力供給インフラの防災対策の強化を図るため、山梨県電力供給体制強靱化検討会議を立ち上げ、山梨県電力供給体制強靱化戦略の策定に向けた検討を進めている。災害による電力供給インフラ被害の最小化（樹木の事前伐採等）や情報収集体制の強化、復旧作業への支援・協力、応急電源の確保、災害に強いエネルギーシステムの導入を推進する必要がある。なお、伐採に係る事業実施に際しては、市町村と重要インフラ施設管理者（東京電力等）と森林所有者の3者協定が必要となる。</p> 	
4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
<p>○発災後のインフラ復旧対策の推進 4-1) 再掲</p>	
4-3)	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
<p>○庁舎の災害対応力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 公用車両の災害対応機能の強化 <p>県公安委員会は、災害発生時の交通検問所等現場における確認手続きの効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付する緊急通行（輸送）車両の事前届出制度を設けている。本村においても庁内自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けている。災害時の公用車の使用ルールが定められていないことから、今後ルールの策定が必要となる。</p> <p>○地域防災力の強化 1-1) 再掲</p> <p>○通信機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線等による情報伝達機能の強化 <p>防災情報伝達体制の強化を図るため、村防災行政無線システムを活用するとともに、定期的に保守点検等を実施している。必要な通信機材についてはデジタル簡易無線や付属品等の通信機材等の貸し出しができるように、あらかじめ協定を結んでいる。公的な拠点における Wi-Fi 環境の整備や多様な通信手段の検討が必要である。ケーブル断線などの復旧作業は、保守事業者の NTT 東日本・北富士有線放送に依頼し、早期の復旧を目指す必要がある。</p> <p>○防災・災害情報提供体制の整備 1-4) 再掲</p>	

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産
<p>○中小企業に対する災害時支援制度の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における災害融資制度の周知及び金融相談体制の充実 <p>事業継続に向けて、河口湖商工会、各金融機関と調整しながらの迅速な対応が必要となる。</p>	
5-2)	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
<p>○発災後のインフラ復旧対策の推進 4-1) 再掲</p> <p>○地域の自立型エネルギー導入対策の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅等への自立型電源の普及促進 <p>地球環境にやさしい新エネルギーを積極的に推進するために、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、補助金の交付を行っている。引き続き、公共施設及び住宅等への自立型電源の普及を促進する必要がある。</p>	
5-3)	基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・東富士五湖道路・鉄道）へのアクセスの遮断による物流・人流への甚大な影響
<p>○交通規制及び交通安全対策の実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立 <p>（一社）日本自動車連盟（JAF）及び（一社）山梨県警備業協会と協定を締結し、各種防災訓練等において被災建物、放置車両の排除等により避難路を確保する訓練を実施している。村には交通障害の除去等を実施できる事業者等がないため、その際には国・県へ交通障害の除去等について依頼する必要がある。</p> <p>○緊急物資や燃料の確保 1-6) 再掲</p> <p>○発災後のインフラ復旧対策の推進 4-1) 再掲</p> <p>○災害時に備えた広域道路ネットワークの整備 1-4) 再掲</p> <p>○インフラ等耐震化及び長寿命化の推進 1-1) 再掲</p> <p>○道路除排雪計画の策定等 1-6) 再掲</p> <p>○土砂災害対策の推進 1-5) 再掲</p>	
5-4)	食料等の安定供給の停滞
<p>○農地の保全等による災害対策の推進 1-3) 再掲</p> <p>○農業・農村の多面的機能の維持・増進 1-5) 再掲</p>	

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

6-1)	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
<p>○地域の自立型エネルギー導入対策の推進等 5-2) 再掲</p> <p>○発災後のインフラ復旧対策の推進 4-1) 再掲</p> <p>○通信機能の強化 4-3) 再掲</p>	
6-2)	長期にわたる上水道等の供給停止や污水处理施設の機能停止
<p>○災害時応急対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における給水協力関係の強化 <p>環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定（飲料水供給）、富士山麓災害時の相互応援に関する協定（飲料水供給）を締結している。引き続き、関係機関との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう相互に調整を図る必要がある。主に給水協力関係について近隣市町村と相談を行っていく必要がある。</p> ・緊急用発電機の維持管理及び新地設置検討 <p>三本松水源に緊急用発電機（軽油稼働）設置済みである。年に1回設置業者による点検を実施し、停電時にも三本松配水池に水の供給が可能である。水中ポンプを利用し、給水車に給水を行い、供給を可能としている。引き続き、既設の緊急発電機の点検を継続。ほかの水源地においても規格に適した発電機の設置検討を行う必要がある。</p> <p>○インフラ等耐震化及び長寿命化の推進 2-1) 再掲</p>	
6-3)	地域交通ネットワークの分断
<p>○交通規制及び交通安全対策の実施等 3-1) 再掲</p> <p>○災害時応急対策の推進 2-1) 再掲</p> <p>○道の駅への防災機能整備の推進 2-1) 再掲</p> <p>○災害時に備えた広域道路ネットワークの整備 1-4) 再掲</p> <p>○インフラ等耐震化及び長寿命化の推進 1-1) 再掲</p> <p>○道路除排雪計画の策定等 1-6) 再掲</p>	
6-4)	防災インフラの長期にわたる機能不全
<p>○防災体制の充実・強化 1-5) 再掲</p> <p>○土砂災害対策の推進 1-5) 再掲</p>	

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1)	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺
<p>○被災建築物等の危険度判定の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施 <p>毎年、山梨県及び各市町村が参加し、応急危険度判定士出動要請訓練を実施している。今後は、災害時に使用する応急危険度判定街区マップの作成（デジタル版）が必要となる。また、実施本部及び判定拠点（判定士受入れ）のための施設確保や実施本部運営人員の確保が必要となる。</p> <p>○インフラ等耐震化及び長寿命化の推進 2-1) 再掲</p> <p>○災害時応急対策の推進 6-2) 再掲</p>	
7-2)	防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
<p>○災害時応急対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常現象発見の通報・伝達 <p>地域防災計画に情報伝達システムが示されている。噴火口の早期の特定と避難行動に繋げる噴火警報・火山情報等の情報伝達訓練が必要である。</p> ・関係機関との連携体制の整備 <p>必要に応じて富士山の火山災害に関係する富士山火山防災協議会・環富士山火山防災連絡会及び防災関係機関と、富士山に関する防災情報及び対策の状況等について情報共有を行っている。</p> <p>○土砂災害対策の推進 1-5) 再掲</p>	
7-3)	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
<p>○地域活性化との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域整備計画の策定・推進 <p>優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施している。今後も優良な農地を保全し、農業振興のための各種施策を計画的に実施していく必要がある。</p> ・森林施業の推進 <p>合理的林業経営、林業生産活動の推進、林業就業者の雇用の安定化を図るため、施業の共同化・協業化を促進し、適正な施業の推進に努めている。合理的林業経営、林業生産活動の推進、林業就業者の雇用の安定化を図るため、引き続き施業の共同化・協業化を促進し、適正な施業の推進に努めていく必要がある。</p> ・林業労働者・後継者の育成 <p>労働安全の確保、社会保障制度の充実、通年雇用の受け入れ、福祉の向上等による魅力ある林業経営を目指し、後継者の育成、労働力の確保に努めている。また、森林組合が行う、職員設置事業、林業労働者通年就労奨励事業に対し、補助金の交付を行っている。引き続き、労働安全の確保、社会保障制度の充実、通年雇用の受け入れ、福祉の向</p> 	

上等による魅力ある林業経営を目指し、後継者の育成、労働力の確保に努めていく必要がある。

- ・間伐材等の利用促進

国・県と連携して、木質バイオマス燃料や集成材の利用促進に努めていく必要がある。

○農地の保全等による災害対策の推進

- ・農村資源の保全管理活動の推進

農業・農村の多面的に機能の維持・発揮を図るため、また、荒廃農地を減少させるため、国・県の補助事業を活用し、耕作放棄地の解消や農業・農村の持つ多面的機能を確保している。農業・農村の機能の維持・発揮を図るため、災害対策について更に検討する必要がある。

野生鳥獣による農地等の被害を守るため、猟友会と連携し鳥獣被害対策を推進している。鳴沢村鳥獣被害防止計画に基づき、引き続き、自治体や猟友会等の関係機関との連携を強化し、鳥獣被害対策を推進していく必要がある。

○農産物の生産技術の普及等

- ・農業者に対する経営再建資金制度の周知

災害後、迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、農業者に対する経営再建策として、鳴沢村雪害対策資金利子補給要綱及び鳴沢村農業災害対策資金利子補給要綱により支援を行っている。大規模な自然災害に備え、引き続き、制度を継続していく必要がある。

○農業と観光の連携による農地の保全と活用

マルシェの取り組みにより、地域活性化を図り、農業者の販路拡大、農業生産の安定化による農地の保全を目指し、荒廃農地の増加を抑制する必要がある。

○地域の自立型エネルギー導入対策の推進等 5-2) 再掲

○森林の公益的機能の維持・増進 1-5) 再掲

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
<p>○災害廃棄物処理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理体制の整備 <p>平成 29 年 3 月に策定された鳴沢村災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物（がれき）等の適正処理について、一部事務組合又は林務環境事務所と連携を図って実施する。災害地の環境衛生の保全と早期の復興に努める必要がある。また、廃棄物の仮置場については、鳴沢村災害廃棄物処理計画で設定しているものの、更なる廃棄物の発生について検討する必要がある。</p> ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進 <p>平成 23 年 6 月 12 日にオリックス資源循環株式会社等との間に、災害時発生廃棄物の処理に関する協定を締結している。</p> <p>被災状況の情報収集のため衛生組合から、廃棄物処理施設の被災状況や収集運搬車両の状況等の収集運搬体制、廃棄物発生量の推計に必要な情報等を収集することとしている。また、村のみでごみ・し尿等の処理業務が不可能な場合は、県、他市町村に応援を要請して速やかに収集・処理を行うことから、引き続き、連携を強化する必要がある。また、廃棄物の仮置場については、鳴沢村災害廃棄物処理計画で設定しているものの更なる廃棄物の発生について検討する必要がある。</p> 	
8-2)	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
<p>○地域防災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区防災計画等の作成の推進 1-1) 再掲 ・避難所運営マニュアルの作成促進 2-7) 再掲 <p>○救助・救急体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災力の中核となる消防団の充実・強化 <p>消防団員の確保のため、団員が入団しやすく、活動しやすい環境を創出する必要がある。消防団員の処遇の改善や、必要な資機材の確保が必要である。</p> <p>○地域活性化との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買い物弱者対策への支援 <p>鳴沢村重度心身障害者等福祉タクシー利用料金助成事業を実施している。復興・復旧段階における重度心身障害者以外への買い物弱者への支援について検討が必要である。</p> <p>○福祉避難所等の運営体制の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性や子育て家庭等の災害時要配慮者に配慮した避難所運営の実施 <p>福祉避難所等の運営については、関係機関等と連携・協力する中、適切な避難所運営の推進を図っている。運営マニュアル策定に向け、関係課に働きかけを行う必要がある。今後も災害時要配慮者を考慮した避難所の住み分けを行うなど、避難所運営体制の充実に向け取り組んでいく必要がある。</p> ・ボランティアコーディネーターの養成の推進 <p>ボランティアコーディネーターの養成については、社会福祉協議会と連携する中、強</p> 	

<p>化促進を図っている。今後も、避難所運営において、ボランティア部門が有効に働くよう、コーディネーターの養成強化に取り組んでいく必要がある。</p>	
8-3)	<p>貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失</p>
<p>○有形文化財（建造物）の耐震対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村内の有形文化財（建造物）の耐震診断と耐震対策 <p>文化財建造物や伝統的な建物等は、観光客等不特定多数の者が訪れることが多い建造物であることから、大規模地震時に、これらの者の生命・身体の安全を確保するため、建造物が倒壊・損壊しないように、耐震診断の実施や文化財の価値を損なわない方法による補強等の耐震対策が必要である。村内の有形文化財（建造物）は耐震診断を行っていないため、耐震診断を実施し、必要な耐震対策をとる必要がある。</p> <p>○文化財保存体制の充実</p> <p>文化財所有者等は、文化財建造物の倒壊防止対策、美術工芸品の転倒防止対策等の防災対策を進め、村は、村内にある国、県及び村が指定した文化財の情報を活用した防災訓練等の防災対策を推進している。また、指定文化財のうち富士山エリアに点在する洞穴の正確な位置と場所が地図等に落としていないため、GPSを活用するなどして特定し、確実な巡回を実施する体制を構築する必要がある。</p> <p>○地域活性化との連携 8-2) 再掲</p> <p>○森林の公益的機能の維持・増進 1-5) 再掲</p>	

【資料 2 別紙 2】 施策分野ごとの脆弱性評価結果

1. 個別施策分野

①	行政機能
<p>○防災体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <p>・災害時に備えた民間企業との協定締結推進</p> <p>災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業と協定の締結を行い、連携の強化を図っている。被害が広域に及んだ場合に必要となる避難・輸送の支援協定は締結されていない。引き続き、民間企業との連携強化を図る必要がある。</p> <p>・不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施</p> <p>道の駅のほか村総合センター等、児童ら不特定多数が集まる施設で避難訓練を実施している。</p> <p>・消防組織の充実・強化</p> <p>消防相互応援協定に基づく訓練を年1回実施している。消防団による自主防災組織への初期消火訓練を防災の日に実施している。引き続き、消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実・強化を図る必要がある。また、自主防災組織との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図る必要がある。</p> <p>・職員初動体制の整備</p> <p>「鳴沢村災害発生時の職員初動マニュアル」により行動する。災害発生時には、参集基準に則したメールが配信される。職員参集メール（すぐメール）への応答を高め、災害時の有用な手段として活用する必要がある。すぐメールが使用できない場合の安否連絡手段の検討が必要である。</p> <p>勤務時間外における発災時は、短時間で参集できる職員は限られており、特に初動段階で災害対策本部の設置、運営等の業務が集中する統括部本部班において人員が不足するおそれがある。会計年度任用職員の災害時における業務従事（応急業務への関与度合い、公休日数、日給制の場合の給与支給等）について整理する必要がある。</p> <p>災害時に職員の健康を維持し、効率的な業務を遂行するためには、交替要員等の確保が必要である。</p> <p>部署ごとに必要となる人の量や質（経験者、有資格者等）は、時系列によって変わること配慮した体制を検討する必要がある。</p> <p>特定の部署への業務集中や無理な業務分担とならないよう、職員数と業務量に見合った体制づくり、業務分担が必要である。</p> <p>・指揮命令系統の確立</p> <p>地域防災計画により、災害対策本部長は村長、災害対策副本部長は教育長、課長職は本部員と定められているが、災害対策本部におかれる各班の班長、副班長が定められていない。災害対策本部設置に至らない災害対応組織（災害対策準備室、防災対策会議）の指揮者の役割や位置づけが不鮮明である。また、複数の部署で構成される部内での指揮命令系統も確立されていない。職務代行者が全員不在になることがないように運用方法を定める必要がある。</p> <p>災害対策本部体制下の会計管理者の位置づけがわかりにくい。</p> <p>・受援体制の構築</p> 	

大規模災害が発生した際、他自治体職員に支援を求める際の支援要請業務内容が明確になっていない。今後、被災市区町村応援職員確保システムに基づいた受援に関する受援計画を作成することが必要である。

- ・災害対応に関する職員研修の充実・強化

防災担当が研修案内情報を随時担当課に情報提供しているが、防災担当以外の職員が災害対応に関する研修を受講する時間を確保することが困難である。

○地域防災計画の修正

- ・防災関係法令の改正等に基づく地域防災計画の修正

防災関係法令の改正等を反映させるため随時、地域防災計画の修正を行っている。今後も防災関係法令の改正にあわせて随時修正を行う必要がある。

○庁舎等の耐震化

- ・災害発生時の防災拠点としての機能を持つ新庁舎の建設

平成 10 年度に庁舎耐震補強及び改修工事実施済みであり、耐震安全性分類Ⅱ類の安全性が確保されている。しかしながら、防災拠点となる庁舎に必要とされている耐震安全性分類Ⅰ類の安全性は満たしていない。また、鉄筋コンクリート造りの法定耐用年数は、50 年という指針が示されており、このことを考慮すると、現本庁舎はすでに耐用年数を超えている。鳴沢村庁舎建設基本構想・基本計画に基づき役場庁舎は、災害発生時の防災拠点としての機能を担う重要な施設であるため新庁舎の建設が必要となる。

○災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進

山梨県総合防災情報システムを利用して被災情報等の情報収集及び情報共有を行っているが、災害対応時では、現場情報とのタイムラグが生じている。

- ・異常現象発見の通報・伝達

地域防災計画に情報伝達システムが示されている。噴火口の早期の特定と避難行動に繋げる噴火警報・火山情報等の情報伝達訓練が必要である。

- ・関係機関との連携体制の整備

必要に応じて富士山の火山災害に関係する富士山火山防災協議会・環富士山火山防災連絡会及び防災関係機関と、富士山に関する防災情報及び対策の状況等について情報共有を行っている。

○富士山火山防災の推進

- ・富士山火山避難計画の改定

広域避難について記載した富士山火山避難計画を策定した（平成 29 年 3 月）。ハザードマップ改定にあわせて富士山火山避難計画を見直す必要がある。

- ・富士山火山避難促進施設の避難計画策定の推進

鳴沢村地域防災計画に情報伝達や避難誘導を個別に実施する必要がある不特定かつ多数の者が利用する火山災害警戒地域内の 22 施設を富士山火山避難促進施設として指定した（令和 2 年 6 月）。指定された施設は避難計画を策定し、避難訓練を実施する必要がある。

- ・富士山国直轄火山砂防事業の推進

富士山噴火に伴う減災対策砂防事業を国直轄事業で実施している。火山噴火や降雨に対応した土砂災害対策を引き続き国へ要望する。

- ・富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進及び体制強化
富士山噴火に伴う土砂災害に備えるため、火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進及び山梨県側の事業拠点（富士山北麓火山防災ステーション）の体制拡充を引き続き国へ要望する。

○地域防災力の強化

- ・広域応援協定の整備
各県の市町村と応援協定は締結しているものの、近隣の市町村が多く被害が広域に及んだ場合については、十分とは言えない。南海トラフ地震対策も視野に入れた応援協定を引き続き締結していく必要がある。
- ・災害備蓄品の確保
災害備蓄品は、平成 17 年に山梨県で作成した山梨県東海地震被害想定調査報告書の住居制約者数を基礎数値とした鳴沢村備蓄計画に基づいて整備している。保管場所は既存の公共施設の空きスペースに分散して保管している。しかし、備蓄品の消費期限切れに伴う入替作業の管理方法が確立していない。
- ・備蓄場所の確保
災害時には備蓄品を各避難所に運搬する必要がある。避難所定員に応じた物資提供のためには、避難所内に備蓄倉庫を備える必要がある。また、災害の長期化した場合の支援物資の受入・搬出・保管が可能な地域防災拠点施設について検討する必要がある。
- ・家庭での備蓄促進
在宅避難での備蓄促進を防災訓練や広報誌等で啓発している。在宅備蓄を行っている世帯数がわからないため災害時の支援物資数量が予想できない。家庭での保存食の備蓄の用意と、ローリングストックを勧めていく必要がある。
- ・ヘリコプター訓練の実施
山梨県消防防災ヘリコプター応援協定を締結している。山梨県消防防災ヘリコプター応援協定に基づく訓練を実施する必要がある。
- ・避難所運営マニュアルの作成促進
避難所運営マニュアル作成例はあるが、各避難所に対応した避難所運営マニュアルはない。災害対応事例を反映させるため、随時見直しが必要である。その際に、山梨県の避難所運営マニュアル指針を参考とする。
- ・避難所運営支援の受入体制の構築
大規模災害が発生した際、被災市区町村応援職員確保システムに基づいた他自治体職員に避難所運営職員の支援を求める際の支援要請業務が明確になっていない。受援計画に避難所運営に関する受援シートを作成することが必要である。
- ・学校における避難所運営体制の整備
避難生活が長期化した場合の学校での避難所運営マニュアルはない。教職員の対応や教育現場の再開を明確にするため、学校避難所運営支援計画を村と学校が共同して作成する必要がある。
- ・被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備
避難所運営マニュアル作成例により敷地内屋外で飼育するとしている。

○道の駅への防災機能整備の推進

- ・災害時における避難場所としてのインフラ整備
年間 70 万人が訪れ、災害時には観光客など多くの方が避難する施設となるが、建築から 20 年以上経過していることから、今後、防災面からも新たな施設の整備や旧施設

の修繕などが必要となる。

○平時に噴火に備える事前対策の推進

- ・防災関連施設・地域防災力等の把握

被害が想定される地域及びその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に関するデータの整備に努めている。

しかし、地域防災計画で定める主要項目のうち、自主防災組織の状況、輸送能力、輸送路、優先的に啓開を有する道路、交通規制実施予定区域、火山災害時における避難所の状況、避難ルート、一次避難地、二次避難地の状況、医療施設、社会福祉施設の所在地及び職員数、入院、入所、通所者数等の状況、広域防災拠点、ヘリポート、災害対策本部設置予定場所・施設の状況、備蓄倉庫に関する情報が整理されていない。

- ・火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育

災害に強い地域体制の充実と広域的な地域防災力の向上並びに噴火警戒時の具体的な避難行動などの周知を図るために、火山防災知識、富士山に関する基礎知識を普及・教育の実施に努めている。災害に強い地域体制の充実と広域的な地域防災力の向上並びに噴火警戒時の具体的な避難行動などの周知を図るために、(1) 火山に対する一般的知識、(2) 気象、火山災害発生原因等に関する知識、(3) 防災計画及びこれに伴う防災体制、(4) 火山災害予防措置、(5) 火山災害危険箇所、適切な避難場所、避難路等に関する知識、(6) 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識について、普及・教育の実施に努めることが必要である。

- ・火山観測・監視体制の整備

火山観測データの情報提供や、必要に応じて県、気象庁及び関係機関が行う火山災害対策等に関する調査研究データの提供を依頼するなど観測・監視体制の整備に努めている。

- ・異常現象発見の通報・伝達

地域防災計画に情報伝達システムが示されている。

- ・関係機関との連携体制の整備

必要に応じて富士山の火山災害に関係する富士山火山防災協議会・環富士山火山防災連絡会及び防災関係機関と、富士山に関する防災情報及び対策の状況等について情報共有を行っている。

- ・防災訓練の実施

広域避難訓練を実施している。防災訓練富士山の災害の特性を踏まえ、必要に応じて風水害や地震などの様々な条件を加え、噴火を想定した、(1) 総合防災訓練、(2) 広域市町村合同訓練、(3) 住民（自主防災組織）における避難訓練、(4) 事業所・施設における避難・災害対応訓練、(5) 車両等を使用した避難訓練、(6) 噴火警報・火山情報等の情報伝達訓練防災訓練を実施し、正しい知識の周知、行動の熟知、問題点の抽出を図る必要がある。

○緊急物資や燃料の確保

- ・緊急物資の調達（調達の協定）

災害発生時の緊急物資の調達については、民間企業等と協定を結び、緊急物資の確保に努めている。協定締結以来、連絡先の変更等を更新していないことから情報の更新が必要である。

- ・緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築

他市町村等から搬送される救援物資、又は調達した物資は、救援物資集積予定施設である鳴沢村屋内テニスコート場で受け入れる。救助物資集積施設にフォークリフト等の

重機がないことから、今後民間事業所の施設や重機の使用、業務委託について検討する必要がある。

- 緊急物資の管理

災害時における迅速かつ効率的な物資支援を実現するため、国と地方自治体との間で物資支援に係る情報を一体的に管理・情報共有できる「物資調達・輸送調整等支援システム」を令和2年4月1日から運用を開始している。しかし、同システムを各物流拠点で操作できる環境が整っていないことから、そのための環境整備が必要となる。

- 災害時における燃料確保の推進

災害発生時の燃料確保については、山梨県がLPガス協会山梨県石油協同組合との協定を締結している。ガソリン等については停電時においても供給体制の整っている村内ガソリンスタンドから調達することとなっている。

- 燃料供給ルートの確保

災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、村の防災拠点とを結ぶ道路を緊急輸送道路として指定し、整備を図る必要がある。

○消防力等の充実・強化

富士五湖消防本部が主催する普通救命講習への受講を周知している。救急業務の高度化に対応するため、消防団員等の応急手当普及員を養成する必要がある。

○災害時の医療救護・搬送体制等の整備

- 大規模震災時医療救護マニュアルの改訂

地域防災計画及び山梨県災害時保健師活動マニュアルを基に、災害対策の打合せを行い、必要物品の整備や机上訓練等に取り組んでいる。今後、山梨県大規模災害時医療マニュアルを基に、独自のマニュアル策定に取り組んでいく必要がある。また、医療活動が速やかに行えるよう、保健所や医師会との連携体制を確認していく必要がある。

- 防災ヘリポートの確保及び整備の推進

孤立地域への対策及び緊急輸送が必要な重傷者等への処置として、ヘリポート指定するとともに整備を実施している。今後、実効性の確認を行い必要な修正を実施する必要がある。

○自立・分散型エネルギーシステムの導入等

- 避難所等の電源確保体制の整備

避難所等の電源確保として、太陽光蓄電池（1基）、非常用発電設備（1基）、可搬型ガソリン発電機（5台）を整備している。あらゆる災害、天候、燃料供給状況等に対応できるように、多様なエネルギー確保手段を検討する必要がある。

○災害時防疫体制の構築

- 災害時における保健師活動マニュアルの策定

山梨県災害時における保健師活動マニュアルを活用し、保健師全員による机上訓練を行い、迅速に対応できるように、今後は訓練を実施する必要がある。

- 感染症対策の推進

平常時より社会福祉施設（高齢者施設）等への対策を周知している。また、感染症の蔓延防止策として定期予防接種率向上に努めている。今後は、災害発生時に感染症罹患者が発生した際に、生活区域を分けられるか検討し、拡散防止に努められるように検討

していく必要がある。

○庁舎の災害対応力の強化

- ・災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）の確保

役場は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等に含まれていない。地域防災計画では、災害対策本部は役場に設置することとしているが、災害対策本部参集職員が情報収集・分析を行うとともに、関係機関等と調整を行い、事態への対処を実施する場所となる災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）が機能するスペースが確保されていない。地震に備えた安全対策（書架、物品棚等のオフィス家具の固定、転倒防止等）ができていない。

- ・災害対策本部の予備施設の指定

地域防災計画で代替庁舎は保健センターとなっているが、ボランティアセンターの拠点として位置づけられているため、代替庁舎の見直しを検討する必要がある。非常用電源装置が整備されている鳴沢村総合センターを代替庁舎として検討する必要があるが、その場合 LGWAN 回線の整備が必要となる。また、富士山噴火で広域避難した場合の代替庁舎について広域的協議がされていない。

- ・電力の確保

非常用発電設備があり、連続使用可能時間は 2～3 時間とされている。また、庁舎最寄りの G S は非常用電源により燃料の供給が可能な設備が整っている。非常用発電設備で電気を使用できる区域・設備が不明確である。隣接する小学校には太陽光蓄電装置が設置されているが、供給方法について定期的な確認が必要である。

- ・通信機器の確保

鳴沢村防災行政無線固定系、IP 無線、災害時優先電話、山梨県防災行政無線（衛星系、地上系）、衛星携帯電話、特設公衆電話を確保している。緊急時連絡リストが共有されており、鳴沢村行政防災無線のメール配信サービス（防災情報）登録者数が少ない。また、災害時優先電話が災害時に即時に使用できる状態にないことから、通信機器の拡充・整備及び通信手段を確保し、通信担当をあらかじめ指名する。

- ・行政データのバックアップ

個人情報利用事務システムの一部はクラウド化されている。大規模災害時にシステム及びデータを保全する環境を継続的に維持・強化していく必要がある。また、災害時において必要となる業務システムを整備していく必要がある。

- ・職員のトイレ対策

庁舎が断水等でトイレが使用不可能となった場合に備えた災害用トイレは整備されていない。また、汚物の一時保管方法、廃棄ルートが決まっていない。トイレ対策は、災害用トイレの調達から、汲み取り、処理・処分、撤去、防疫・衛生まで、多岐にわたるため、あらかじめ担当部署等の役割分担を明確にし、被災時の窓口や実行主体の一元化を図る必要がある。

- ・職員の食料・飲料水等の確保

災害時の配備体制や職員の参集のあり方を具体的に示した「鳴沢村災害発生時の職員初動マニュアル」により職員各自で備えることとなっていることから、職場内での備蓄について啓発する必要がある。

- ・燃料及び消耗品の確保

役場庁舎非常用発電機の連続使用稼働は 2～3 時間である。備蓄燃料タンクは備えていないが、庁舎最寄りの G S は停電時でも稼働できる装置を備えている。山梨県と山梨県石油協同組合とが平成 24 年 3 月に締結した「災害時における石油燃料の安定供給及

び帰宅困難者支援に関する協定書」により加盟店から供給できることとなっている。

- 公用車両の災害対応機能の強化

県公安委員会は、災害発生時の交通検問所等現場における確認手続きの効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付する緊急通行（輸送）車両の事前届出制度を設けている。本村においても庁内自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けている。災害時の公用車の使用ルールが定められていないことから、今後ルールの策定が必要となる。

○業務継続環境の構築

- 非常時優先業務の整理

発災時にどの業務をいつから開始・再開すればよいかを明らかにするため、非常時優先業務の候補となる応急業務を、鳴沢村地域防災計画における災害対策本部体制時の事務分掌、地震災害応急対策・復旧対策等をもとに、業務開始目標時間を業務毎に設定している。

鳴沢村業務継続計画 別表第1 非常時優先業務一覧【災害応急対応業務】非常時優先業務の候補となる優先度の高い通常業務は、鳴沢村業務分掌規則をもとに、各所属において、おおむね1か月以内に再開が必要な業務と1か月以上の中断が可能な業務とに分類している。また、鳴沢村業務継続計画の検証を目的とした図上訓練を年1回実施している。

○通信機能の強化

- 防災行政無線等による情報伝達機能の強化

防災情報伝達体制の強化を図るため、村防災行政無線システムを活用するとともに、定期的に保守点検等を実施している。必要な通信機材についてはデジタル簡易無線や付属品等の通信機材等の貸し出しができるように、あらかじめ協定を結んでいる。公的な拠点におけるWi-Fi環境の整備や多様な通信手段の検討が必要である。ケーブル断線などの復旧作業は、保守事業者のNTT東日本・北富士有線放送に依頼し、早期の復旧を目指す必要がある。

○救助・救急体制の強化

- 地域防災力の中核となる消防団の充実・強化

消防団員の確保のため、団員が入団しやすく、活動しやすい環境を創出する必要がある。消防団員の処遇の改善や、必要な資機材の確保が必要である。

②

住宅・集落

○建築物等の耐震対策の推進

- 建築物等の耐震対策の推進（木造住宅等の耐震化の推進）

村内の建築物等の耐震対策は、少しずつではあるが向上しているものの不十分な建物も散見される。引き続き、耐震診断等を実施し耐震改修等を促進する必要がある。

- 小中学校における防災対策の推進

小学校は耐震診断の結果、問題ない。中学校は組合立として最近新築されたため、耐震性は確保されている。

○災害に強いまちづくりの推進

- 電線類地中化の推進

災害時の安全確保及び電力供給のため、国土交通省により国道 139 号沿いの一部に計画がある。電線類の地中化は一部国道において計画・実施中だが、集落内では対応できる広さの道がないことや費用対効果の面から実施が難しい。

- 空き家対策の推進

鳴沢村空き家等対策計画に基づき、所有者による適切な管理を促進している。鳴沢村空き家等対策計画では災害時の対応は明記されていないが、災害時に空き家の倒壊や火災が懸念される。隣地への被害や道路交通上の支障をきたす危険性も考えられる。

○地域防災力の強化

- 防災訓練の実施

防災の日にあわせて行政主導による防災訓練を実施している。引き続き訓練を通じて各種計画等の検証と見直しを行う必要がある。

- 自主防災組織の充実・強化及び維持

現在の自主防災組織は組加入者のみで構成されている。組の構成員住居地域でまとまっておらず、分家等で広範囲に点在しているケースもある。なお、村の約 15%の組未加入者は自主防災組織に属していない。近隣で助け合える共助に基づいた自主防災組織のあり方について検討する必要がある。

- ハザードマップの作成

土砂災害ハザードマップを更新し、平成 25 年 3 月に全戸配布を行った。県が土砂災害警戒区域等の見直しを行う際は、村のハザードマップを合わせて更新する必要がある。

- 自主防災組織、人材育成及び意識啓発

地域全体の防災力強化を目的として、山梨県と鳴沢村が共同で、防災に対する知識・技能を有し、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するため、「甲斐の国・防災リーダー養成講座」を開催し、防災士の資格取得を促進している。また、県が主催する避難所開設訓練等の研修に派遣し、自主防災組織の人材育成を行っている。今後、防災士有資格者を増員し、防災士を中心とした地域全体の防災力を強化することが必要である。

- 地区防災計画等の作成の推進

自主防災組織と連携して地区防災計画等の作成を推進していく必要がある。

- 小中学校における防災対策の推進

児童生徒を安全に避難させるため、引き渡し訓練や避難訓練を実施している。

- 保育所等における防災対策の推進

災害時において、幼児・児童が安全に落ち着いて避難できるよう、地震や火災を想定した避難訓練を実施しており、職員及び子供たちも含め、意識向上に努め不測の事態に対応できるように備えている。

○災害時応急対策の推進

- 災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅、ホテル等の提供についての協力体制の構築

民間賃貸住宅借り上げ型応急仮設住宅については、県の実施要領に従って実施することとなっている。今後は、事務処理手順や県との連絡体制の確認を行う必要がある。

	<p>○地域の自立型エネルギー導入対策の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅等への自立型電源の普及促進 地球環境にやさしい新エネルギーを積極的に推進するために、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、補助金の交付を行っている。引き続き、公共施設及び住宅等への自立型電源の普及を促進する必要がある。 <p>○被災建築物等の危険度判定の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施 毎年、山梨県及び各市町村が参加し、応急危険度判定士出動要請訓練を実施している。今後は、災害時に使用する応急危険度判定街区マップの作成（デジタル版）が必要となる。また、実施本部及び判定拠点（判定士受入れ）のための施設確保や実施本部運営人員の確保が必要となる。
--	--

③	保健医療・福祉
---	---------

	<p>○災害時要援護者等の支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者支援マニュアル等の策定 要配慮者支援マニュアルの策定を行い、災害対応の強化を図っている。今後、要配慮者の移送等について、具体的に検討する必要がある。 ・避難行動要支援者台帳の作成 災害時に備え避難行動要支援者をまとめたリストを作成している。 ・障害者に対する情報支援体制の構築 災害時要支援者名簿への登録を行っている。災害時要支援者名簿に登録されている高齢者・障害者に対して、地域における支援者と連携していく必要がある。また、高齢者・障害者の支援体制をどのようにしていくか検討していく必要がある。 <p>○福祉避難所等の運営体制の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設との福祉避難所に関する協定 災害時要救護者の福祉避難所の受け入れに関する協定を、村内の福祉施設と締結している。 ・福祉避難所運営マニュアルの策定 今後、福祉避難所運営マニュアルの策定が必要である。 ・災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施 災害時要配慮者の避難誘導や避難所開設訓練等については、社会福祉協議会等、関係機関と連携・協力する中、定期的な防災訓練を実施するなど、各種訓練を行っている。今後も、地域との連携を強化し、訓練の充実に向け取り組んでいく必要がある。 ・女性や子育て家庭等の災害時要配慮者に配慮した避難所運営の実施 福祉避難所等の運営については、関係機関等と連携・協力する中、適切な避難所運営の推進を図っている。運営マニュアル策定に向け、関係課に働きかけを行う必要がある。今後も災害時要配慮者を考慮した避難所の住み分けを行うなど、避難所運営体制の充実に向け取り組んでいく必要がある。 ・ボランティアコーディネーターの養成の推進 ボランティアコーディネーターの養成については、社会福祉協議会と連携する中、強化促進を図っている。今後も、避難所運営において、ボランティア部門が有効に働くよう、コーディネーターの養成強化に取り組んでいく必要がある。
--	---

○災害時保健医療体制の整備

・透析患者の支援体制の整備

災害時、透析患者支援体制整備事業で年に一度名簿を作成し、患者の確認を行っている。名簿を基に透析医療が受けられる医療機関の確認と調整していく必要がある。その際、誘導、搬送をどのようにするか具体的に把握する必要がある。

・医薬品等の備蓄・供給体制の整備

災害時の備えとして、医療救護所の医薬品や医療器材を備蓄しており、毎年医療品の期限等を確認し、随時入替を行っている。住民に対しては、各家庭での常備薬の備蓄についての啓発を行っている必要がある。

・医療救護の広域応援体制の整備

広域災害救急情報システム（EMIS）を活用し、圏域を越えて医療機関等の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、迅速に医療・救護に関わる情報を収集・提供できるよう訓練を重ねていく必要がある。

・「災害時の栄養・食生活支援のマニュアル」に基づく対応

「災害時の栄養・食生活支援のマニュアル」に基づき、迅速に対応していく必要がある。粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・慢性疾患を持つ方に適した食品の備蓄をしていく必要がある。

○社会福祉施設の防災資機材等の整備

・高齢者施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進

各施設において管理点検等を実施し、資機材等の確保が図られている。各施設において管理点検等を実施し、資機材等の確保が図られているが、今後も資機材等充実に向け取り組んでいく必要がある。

○災害時の医療救護・搬送体制等の整備 ①再掲

○災害時防疫体制の構築 ①再掲

○地域防災力の強化 ①再掲

○地域活性化との連携

・買い物弱者対策への支援

鳴沢村重度心身障害者等福祉タクシー利用料金助成事業を実施している。復興・復旧段階における重度心身障害者以外への買い物弱者への支援について検討が必要である。

④

産業

○農地の保全等による災害対策の推進

・浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

土地改良施設等インフラ長寿命化計画を作成し、農業用水利施設等の長寿命化を図っている。また、担い手への農地集積、集約化や生産性向上、農家経営の安定化の推進に努めている。施設の点検・診断とこれに基づく補修・更新を継続的に行っていくストックマネジメントサイクルを確立するとともに、その実行に必要な人材及び体制と予算を確保していく必要がある。大規模な災害が発生した際においても、営農活動が継続され

るような体制整備に努める必要がある。

- ・農村資源の保安全管理活動の推進

農業・農村の多面的に機能の維持・発揮を図るため、また、荒廃農地を減少させるため、国・県の補助事業を活用し、耕作放棄地の解消や農業・農村の持つ多面的機能を確保している。農業・農村の機能の維持・発揮を図るため、災害対策について更に検討する必要がある。

野生鳥獣による農地等の被害を守るため、猟友会と連携し鳥獣被害対策を推進している。鳴沢村鳥獣被害防止計画に基づき、引き続き、自治体や猟友会等の関係機関との連携を強化し、鳥獣被害対策を推進していく必要がある。

○降灰対策の推進

- ・富士山火山噴火に伴う降灰からの道路交通等の確保

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通等の確保を図る体制づくりが必要である。

- ・富士山火山噴火に伴う降灰からの農地及び森林の保全

災害発生後、迅速かつ効率的に経営の再建が図られるよう、農業者に対する経営再建対策が必要である。大規模な自然災害に備え、引き続き、制度を含め検討する必要がある。

○森林の公益的機能の維持・増進

- ・森林の適正管理

森林経営管理制度の活用により、森林環境譲与税を財源として、人工林の適切な施業管理のための準備業務を行っている。森林経営管理制度の活用により、森林を適正に整備し森林の保全を図りつつ、荒廃した森林の整備の推進等必要に応じて森林被害の防止対策を図る必要がある。

○農業・農村の多面的機能の維持・増進

- ・荒廃農地解消対策の推進

農業委員会と連携し荒廃農地解消に向けた取り組みを行っている。引き続き、荒廃農地の解消に向けた取り組み強化を図ることが必要である。

○中小企業に対する災害時支援制度の充実等

- ・災害時における災害融資制度の周知及び金融相談体制の充実

事業継続に向けて、河口湖商工会、各金融機関と調整しながらの迅速な対応が必要となる。

○地域活性化との連携

- ・農業振興地域整備計画の策定・推進

優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施している。今後も優良な農地を保全し、農業振興のための各種施策を計画的に実施していく必要がある。

- ・森林施業の推進

合理的林業経営、林業生産活動の推進、林業就業者の雇用の安定化を図るため、施業の共同化・協業化を促進し、適正な施業の推進に努めている。合理的林業経営、林業生産活動の推進、林業就業者の雇用の安定化を図るため、引き続き施業の共同化・協業化を促進し、適正な施業の推進に努めていく必要がある。

- ・林業労働者・後継者の育成

労働安全の確保、社会保障制度の充実、通年雇用の受け入れ、福祉の向上等による魅力ある林業経営を目指し、後継者の育成、労働力の確保に努めている。また、森林組合が行う、職員設置事業、林業労働者通年就労奨励事業に対し、補助金の交付を行っている。引き続き、労働安全の確保、社会保障制度の充実、通年雇用の受け入れ、福祉の向上等による魅力ある林業経営を目指し、後継者の育成、労働力の確保に努めていく必要がある。

- ・間伐材等の利用促進

国・県と連携して、木質バイオマス燃料や集成材の利用促進に努めていく必要がある。

○農産物の生産技術の普及等

- ・農業者に対する経営再建資金制度の周知

災害後、迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、農業者に対する経営再建策として、鳴沢村雪害対策資金利子補給要綱及び鳴沢村農業災害対策資金利子補給要綱により支援を行っている。大規模な自然災害に備え、引き続き、制度を継続していく必要がある。

○農業と観光の連携による農地の保全と活用

マルシェの取り組みにより、地域活性化を図り、農業者の販路拡大、農業生産の安定化による農地の保全を目指し、荒廃農地の増加を抑制する必要がある。

⑤

交通・インフラ

○インフラ等耐震化及び長寿命化の推進

- ・公共施設等総合管理計画による施設の長寿化の推進

中層耐火建築物については、外壁改修・屋上防水等について計画的に実施している。今後は、財政負担も大きいことから、使用状況・劣化状況を勘案し、計画的な修繕を実施していく必要がある。

- ・橋梁の耐震化及び長寿命化の推進

鳴沢村が管理する橋梁は、村道橋が8橋、農道橋が2橋ある。村道橋は5年に1度、法定検査を実施している。引き続き、橋の修繕及び耐震補強を実施していく必要がある。

- ・水道における耐震管への布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進

配水管布設替工事の際には主にポリエチレン管を使用している。ストックマネジメント実施計画の策定を行い、耐震性のある管路への整備を逐次実施していく必要がある。

- ・基幹的水道施設における耐震診断の実施

古い施設を優先的に耐震診断を実施し、災害時の被害予測と耐震化推進の方策を検討する必要がある。

○災害に強いまちづくりの推進 ②再掲

○防災体制の充実・強化 ①再掲

○浸水被害等を防止する排水施設の整備

- ・耐用年数を過ぎた村内排水施設の更新

内水対策として村内に排水施設があり、施設点検整備を行い、洪水時の対応を行っている。今後、耐用年数を過ぎた施設の更新をしていく必要がある。近年、台風の大型化

や豪雨に伴い排水設備の雨水排水能力を超えている場合がある。

○災害時に備えた広域道路ネットワークの整備

- ・代替輸送路及び集落の孤立化を防止するための道路整備
山間地の集落を連結する林道は整備されている。山間地の集落を連結する林道は整備されているものの、道路の劣化などがあるため改良整備が必要である。
- ・農道の維持管理
整備された農道を維持管理している。引き続き農道を効率的に維持管理していくことが必要である。
- ・緊急輸送路となる幹線道路の整備
村内には国道 139 号が指定されているがこれしかなく、国道 139 号が被災した際の代替道路を整備する必要がある。
- ・幹線街路網の整備の推進
広域的な避難路である国道、県道を中心とした道路網を確保する必要がある。
- ・富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備
避難路が国道 139 号しかないため、広域避難の際に円滑に移動できるような道路網の整備が必要である。
噴火時の避難時間を確保するための火山対策工を引き続き国へ要望する。
- ・道路防災危険箇所等の解消
道路区域外からの土砂等の流入などの危険箇所について防災点検を実施し、対策を講ずる必要がある。
- ・林道の維持管理
整備された林道を維持管理している。引き続き林道を効率的に維持管理していくことが必要である。

○降灰対策の推進 ④再掲

○緊急物資や燃料の確保 ①再掲

○道路除排雪計画の策定等

- ・主要幹線道路等の除排雪計画の策定
国、県と連携した除排雪計画の他、村内の除排雪作業が可能な業者の実状を反映した計画を策定する必要がある。

○災害時保健医療体制の整備 ③再掲

○災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進 ①再掲
- ・道路の点検、啓開マニュアルの運用訓練の実施
災害時の応急点検マニュアルを策定する必要がある。

○道の駅への防災機能整備の推進 ①再掲

○自立・分散型エネルギーシステムの導入等 ①再掲

○帰宅困難者等の保護

・交通事業者との連絡調整

自力で帰宅することが困難な別荘滞在者、通勤者、通学者、出張者、観光客など、帰宅困難者又は滞留者が発生したときには、村、警察、道路管理者、交通事業者は、相互に密接な連携をとり、必要かつ確な措置をとることとしている。滞留旅客、帰宅困難者への対応は、原則としてバス利用旅客についてはバス事業者（富士急バス(株)）が、自動車利用旅客については村及び中日本高速道路株式会社等の関係機関が連携して対応することとなっている。ただし、関係機関からの協力要請があった場合には、相互に協力・連携して滞留旅客、帰宅困難者に対して必要な措置を行うものとする。大規模災害時には近隣市町村の観光客等が交通事業者に殺到し、電話がつかないことが予想されるため、災害時の連絡手段を確保する必要がある。

・食料支援の方法

食料等は、滞留者が自助努力によって確保するものとするが、不足するときは村において斡旋などの便宜を図るものとする。災害時に備え、滞留者への食料支援方法についてあらかじめ決めておく必要がある。

・避難場所の提供

滞留者を保護するための場所を速やかに選定するため、滞留状況を把握する体制を構築する必要がある。また、迅速に情報を伝えるため、村内各地にいる帰宅困難者を一時的に集める場所が必要となる。

○滞留旅客対策等の推進

・観光協会等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進

滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、最寄りの指定避難所等安全な施設に誘導し保護する。大規模地震が発生し、バス等が不通となり、本村への帰宅が困難になった場合には、原則としてそれぞれの家族が各自で家族の所在等の確認をするものとするが、災害時に運用を開始するNTT東日本の「災害用伝言ダイヤル」や(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)等の携帯電話通信各社が提供する「災害用伝言板」の利用方法を臨時広報紙の配布や村ホームページへの掲載等により、安否確認方法を周知する。また、データ・紙媒体・SNS・データ放送・HPを通じて公共交通や搬送情報等の提供を行う必要もある。

・外国旅行者に対する災害情報提供体制の整備

外国人旅行者向けに、多言語対応による情報提供体制を整備することが必要である。

○交通規制及び交通安全対策の実施等

・交通安全施設等の整備の推進

道路における交通安全を確保するため、引き続き、カーブミラー、道路標示、通学路のカラー化などを実施していく必要がある。

・実践的な交通規制訓練等の実施

防災訓練時に緊急輸送道路の確保、信号機等が機能しなくなった時を想定した実践的な交通規制訓練等の実施が必要である。

・村道が緊急輸送道路指定時の交通体制確保

国道、県道が通行不能となり、村道が代替道路として指定された場合の交通規制の体制を整備する必要がある。

○発災後のインフラ復旧対策の推進

・山梨県電力供給体制強靱化戦略に基づく対策強化

台風被害等による大規模停電を想定し、電力会社、県、市町村等が連携して電力供給インフラの防災対策の強化を図るため、山梨県電力供給体制強靱化検討会議を立ち上げ、山梨県電力供給体制強靱化戦略の策定に向けた検討を進めている。災害による電力供給インフラ被害の最小化（樹木の事前伐採等）や情報収集体制の強化、復旧作業への支援・協力、応急電源の確保、災害に強いエネルギーシステムの導入を推進する必要がある。なお、伐採に係る事業実施に際しては、市町村と重要インフラ施設管理者（東京電力等）と森林所有者の3者協定が必要となる。

○通信機能の強化 ①再掲

・防災行政無線等による情報伝達機能の強化

防災情報伝達体制の強化を図るため、村防災行政無線システムを活用するとともに、定期的に保守点検等を実施している。必要な通信機材についてはデジタル簡易無線や付属品等の通信機材等の貸し出しができるように、あらかじめ協定を結んでいる。公的な拠点におけるWi-Fi環境の整備や多様な通信手段の検討が必要である。ケーブル断線などの復旧作業は、保守事業者のNTT東日本・北富士有線放送に依頼し、早期の復旧を目指す必要がある。

○地域の自立型エネルギー導入対策の推進等 ②再掲

○交通規制及び交通安全対策の実施等

・交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立

（一社）日本自動車連盟（JAF）及び（一社）山梨県警備業協会と協定を締結し、各種防災訓練等において被災建物、放置車両の排除等により避難路を確保する訓練を実施している。村には交通障害の除去等を実施できる事業者等がないため、その際には国・県へ交通障害の除去等について依頼する必要がある。

○災害時応急対策の推進

・災害時における給水協力関係の強化

環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定（飲料水供給）、富士山麓災害時の相互応援に関する協定（飲料水供給）を締結している。引き続き、関係機関との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう相互に調整を図る必要がある。主に給水協力関係について近隣市町村と相談を行っていく必要がある。

・緊急用発電機の維持管理及び新地設置検討

三本松水源に緊急用発電機（軽油稼働）設置済みである。年に1回設置業者による点検を実施し、停電時にも三本松配水池に水の供給が可能である。水中ポンプを利用し、給水車に給水を行い、供給を可能としている。引き続き、既設の緊急発電機の点検を継続。ほかの水源地においても規格に適した発電機の設置検討を行う必要がある。

⑥	国土保全
<p>○農地の保全等による災害対策の推進 ④再掲</p> <p>○水防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防用資材の備蓄の推進 <p>水防資材は、土のう、スコップ、ビニールシート、照明具等があり、役場倉庫内に備蓄している。引き続き、堰堤決壊も視野に入れた必要な資材を備蓄していく必要がある。</p> ・水防施設の適切な維持管理 <p>水害を防止するため、浸透升及び排水池を把握し、機能保全のため適切な維持管理を実施している。水害防止のため、引き続き水防施設の適切な維持管理を行っていく必要がある。</p> <p>○降灰対策の推進 ④再掲</p> <p>○土砂災害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治山事業による土砂災害対策の推進 <p>県と担当職員による「山地災害防止パトロール」を実施し、危険箇所の確認を行っている。必要な箇所について、県に引き続き要望し、実施する必要がある。また、小規模な治山工事については村で実施するか検討する必要がある。</p> ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 <p>土砂災害を未然に防ぎ、民家や地域防災計画に位置図づけられた避難所・避難路等を保全するため、県で砂防施設の整備を実施している。今後、必要な箇所については引き続き、国・県へ要望していく必要がある。</p> <p>○森林の公益的機能の維持・増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の適正管理 <p>森林経営管理制度の活用により、森林環境譲与税を財源として、人工林の適切な施業管理のための準備業務を行っている。森林経営管理制度の活用により、森林を適正に整備し森林の保全を図りつつ、荒廃した森林の整備の推進等必要に応じて森林被害の防止対策を図る必要がある。</p> <p>○農業・農村の多面的機能の維持・増進 ④再掲</p> <p>○防災体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治山事業による土砂災害対策の推進 <p>県と担当職員による「山地災害防止パトロール」を実施し、危険箇所の確認を行っている。必要な箇所について、県に引き続き要望し、実施する必要がある。また、小規模な治山工事については村で実施する必要がある。</p> <p>○農業と観光の連携による農地の保全と活用</p> <p>マルシェの取り組みにより、地域活性化を図り、農業者の販路拡大、農業生産の安定化による農地の保全を目指し、荒廃農地の増加を抑制する必要がある。</p>	

<p>○災害廃棄物処理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理体制の整備 <p>平成 29 年 3 月に策定された鳴沢村災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物（がれき）等の適正処理について、一部事務組合又は林務環境事務所と連携を図って実施する。災害地の環境衛生の保全と早期の復興に努める必要がある。また、廃棄物の仮置場については、鳴沢村災害廃棄物処理計画で設定しているものの、更なる廃棄物の発生について検討する必要がある。</p> ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進 <p>平成 23 年 6 月 12 日にオリックス資源循環株式会社等との間に、災害時発生廃棄物の処理に関する協定を締結している。</p> <p>被災状況の情報収集のため衛生組合から、廃棄物処理施設の被災状況や収集運搬車両の状況等の収集運搬体制、廃棄物発生量の推計に必要な情報等を収集することとしている。また、村のみでごみ・し尿等の処理業務が不可能な場合は、県、他市町村に応援を要請して速やかに収集・処理を行うことから、引き続き、連携を強化する必要がある。また、廃棄物の仮置場については、鳴沢村災害廃棄物処理計画で設定しているものの更なる廃棄物の発生について検討する必要がある。</p>

2. 横断的分野

⑦	リスクコミュニケーション
<p>○地域防災力の強化 ①②再掲</p> <p>○防災・災害情報提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人旅行者に対する防災・災害情報提供体制の整備 <p>県等と連携した外国人旅行者に対する防災・災害情報を提供する必要がある。この際、語学に関するボランティアの活用を検討する必要がある。</p> ・被災者に対する情報提供 <p>観光施設にデータ・紙媒体で情報提供を行う。また SNS を使った情報収集・発信も行う為、普段から SNS（Twitter・Instagram）を活用している。災害時の観光施設の連絡先の把握、情報提供シートの作成をする必要がある。また、情報提供手段や多言語対応（窓口・HP・SNS 等）についても検討する必要がある。</p> <p>○平時に噴火に備える事前対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災関連施設・地域防災力等の把握 <p>被害が想定される地域及びその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に関するデータの整備に努めている。</p> <p>しかし、地域防災計画で定める主要項目のうち、自主防災組織の状況、輸送能力、輸送路、優先的に啓開を有する道路、交通規制実施予定区域、火山災害時における避難所の状況、避難ルート、一次避難地、二次避難地の状況、医療施設、社会福祉施設の所在地及び職員数、入院、入所、通所者数等の状況、広域防災拠点、ヘリポート、災害対策本部設置予定場所・施設の状況、備蓄倉庫に関する情報が整理されていない。</p> ・火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育 <p>災害に強い地域体制の充実と広域的な地域防災力の向上並びに噴火警戒時の具体的な</p> 	

避難行動などの周知を図るために、火山防災知識、富士山に関する基礎知識を普及・教育の実施に努めている。災害に強い地域体制の充実と広域的な地域防災力の向上並びに噴火警戒時の具体的な避難行動などの周知を図るために、(1)火山に対する一般的知識、(2)気象、火山災害発生原因等に関する知識、(3)防災計画及びこれに伴う防災体制、(4)火山災害予防措置、(5)火山災害危険箇所、適切な避難場所、避難路等に関する知識、(6)災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識について、普及・教育の実施に努めることが必要である。

・火山観測・監視体制の整備

火山観測データの情報提供や、必要に応じて県、気象庁及び関係機関が行う火山災害対策等に関する調査研究データの提供を依頼するなど観測・監視体制の整備に努めている。

・異常現象発見の通報・伝達

地域防災計画に情報伝達系統が示されている。

・関係機関との連携体制の整備

必要に応じて富士山の火山災害に関係する富士山火山防災協議会・環富士山火山防災連絡会及び防災関係機関と、富士山に関する防災情報及び対策の状況等について情報共有を行っている。

・防災訓練の実施

広域避難訓練を実施している。防災訓練富士山の災害の特性を踏まえ、必要に応じて風水害や地震などの様々な条件を加え、噴火を想定した、(1)総合防災訓練、(2)広域市町村合同訓練、(3)住民(自主防災組織)における避難訓練、(4)事業所・施設における避難・災害対応訓練、(5)車両等を使用した避難訓練、(6)噴火警報・火山情報等の情報伝達訓練防災訓練を実施し、正しい知識の周知、行動の熟知、問題点の抽出を図る必要がある。

○滞留旅客対策等の推進 ⑤再掲

○中小企業に対する災害時支援制度の充実等 ④再掲

・災害時における災害融資制度の周知及び金融相談体制の充実

事業継続に向けて、河口湖商工会、各金融機関と調整しながらの迅速な対応が必要となる。

⑧

人材育成

○地域防災力の強化 ②再掲

○防災・災害情報提供体制の整備 ⑦再掲

○防災体制の充実・強化 ①再掲

○消防力等の充実・強化 ①再掲

○福祉避難所等の運営体制の充実等 ③再掲

⑨	官民連携
<p>○防災体制の充実・強化 ①再掲</p> <p>○災害時応急対策の推進 ②再掲</p> <p>○緊急物資や燃料の確保 ①再掲</p> <p>○滞留旅客対策等の推進 ⑤再掲</p> <p>○発災後のインフラ復旧対策の推進 ⑤再掲</p> <p>○災害廃棄物処理体制の整備 ⑥再掲</p> <p>○有形文化財（建造物）の耐震対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村内の有形文化財（建造物）の耐震診断と耐震対策 <p>文化財建造物や伝統的な建物等は、観光客等不特定多数の者が訪れることが多い建造物であることから、大規模地震時に、これらの者の生命・身体の安全を確保するため、建造物が倒壊・損壊しないように、耐震診断の実施や文化財の価値を損なわない方法による補強等の耐震対策が必要である。村内の有形文化財（建造物）は耐震診断を行っていないため、耐震診断を実施し、必要な耐震対策をとる必要がある。</p> <p>○文化財保存体制の充実</p> <p>文化財所有者等は、文化財建造物の倒壊防止対策、美術工芸品の転倒防止対策等の防災対策を進め、村は、村内にある国、県及び村が指定した文化財の情報を活用した防災訓練等の防災対策を推進している。また、指定文化財のうち富士山エリアに点在する洞穴の正確な位置と場所が地図等に落とせていないため、GPSを活用するなどして特定し、確実な巡回を実施する体制を構築する必要がある。</p>	
⑩	老朽化対策
<p>○建築物等の耐震対策の推進 ②再掲</p> <p>○インフラ等耐震化及び長寿命化の推進 ⑤再掲</p> <p>○災害に強いまちづくりの推進 ②再掲</p> <p>○庁舎等の耐震化 ①再掲</p> <p>○浸水被害等を防止する排水施設の整備 再掲⑤</p> <p>○有形文化財（建造物）の耐震対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村内の有形文化財（建造物）の耐震診断と耐震対策 <p>文化財建造物や伝統的な建物等は、観光客等不特定多数の者が訪れることが多い建造</p> 	

物であることから、大規模地震時に、これらの者の生命・身体の安全を確保するため、建造物が倒壊・損壊しないように、耐震診断の実施や文化財の価値を損なわない方法による補強等の耐震対策が必要である。村内の有形文化財（建造物）は耐震診断を行っていないため、耐震診断を実施し、必要な耐震対策をとる必要がある。

○文化財保存体制の充実 ◎再掲

鳴沢村国土強靱化地域計画

令和3年度～令和7年度

令和3年3月

編集・発行 鳴沢村

〒401-0398

山梨県南都留郡鳴沢村 1575

TEL 0555-85-2311 FAX 0555-85-2461

URL <https://www.vill.narusawa.yamanashi.jp>